

平成２２年度

法務省行政事業レビュー「公開プロセス」

- 1 日 時 平成２２年６月３日（木）午後１時００分～午後６時２５分
- 2 場 所 法務省１階 集団処遇室
- 3 議 題
 - (1) 被収容者生活経費
 - (2) バイオメトリクスシステムの維持・管理
 - (3) 地図管理業務・システムの最適化の推進
 - (4) 検察総合情報管理の運営
 - (5) 人権関係情報提供活動等の充実強化
- 4 出席者 法務省予算監視・効率化チーム：稲田官房長，後藤会計課長
外部有識者（五十音順）：赤井委員，伊藤委員，熊谷委員（コーディネーター）
瀬戸委員，中村委員，丸山委員
説 明 者：小川民事局総務課長，辻刑事局総務課長，西田矯正局総務課長
畝本人権擁護局総務課長，神村入国管理局総務課長 ほか
- 5 議 事 次のとおり

後藤会計課長 それでは、時間がまいりましたので、これから法務省行政事業レビューの公開プロセスを開催いたします。

初めに、法務省予算監視・効率化チームのリーダーである法務副大臣からあいさつがございます。

稲田官房長 法務省の官房長をしております、このチームの事務局を担当しております稲田でございます。本日は法務副大臣、所用のため出席することができないので、代わりましてごあいさつを申し上げます。

本日、法務省行政事業レビューの公開プロセスを実施するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

評価者の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

この行政事業レビューは、各府省において事業の実態を十分に把握・点検し、その結果を今後の事業執行や予算要求に反映する取組でございます。その中でも本日举行します公開プロセスは、この内容を公開の場で外部の有識者の方を交えて検証するものであります。このプロセスを通じまして、国民目線に立った事業の執行や予算要求を行っていかうとするものでございまして、私どもにとりまして大変貴重な機会であると考えております。

申すまでもございませんが、私ども法務省の事業は、いずれも国民の権利擁護や法秩序の確立による安全・安心な社会の維持を目的とするものでございまして、国民生活にとって重要なものであると考えてはおりますが、本日のレビューの対象として取り上げる五つの事業につきましては、この機会にそれぞれの事業の在り方や予算の執行に関しまして、評価者の皆様方の率直な御意見、御提言をいただき、事業の見直しや今後の予算要求にしっかりと反映させるよう努めてまいりたいと考えております。

厳しい財政状況の下、限られた予算を最大限に生かして、国民の安全・安心な暮らしを支える法務行政を円滑に遂行してまいり所存でございますので、本日は、このプロセスにおきまして活発な御議論をいただきまして、多くの有益な御指摘を頂戴できることを期待しております。どうかよろしくお願い申し上げます。

後藤会計課長 それでは、本日の評価者の方々をここで御紹介させていただきます。

まず、コーディネーターを務めていただきます、京都府議会議員の熊谷哲さんでございます。

熊谷委員（コーディネーター） よろしく申し上げます。

後藤会計課長 評価者を務めていただきます、大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授の赤井伸郎さんでございます。

赤井委員 よろしく申し上げます。

後藤会計課長 公認会計士・早稲田大学大学院教授の伊藤大義さんでございます。

伊藤委員 伊藤でございます。

後藤会計課長 産業技術大学院大学教授の瀬戸洋一さんでございます。

瀬戸委員 よろしく申し上げます。

後藤会計課長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサ

ーの中村美華さんでございます。

中村委員 よろしくお願ひします。

後藤会計課長 フェニックス・シーガイア・リゾート取締役会長の丸山康幸さんでございます。

丸山委員 よろしくお願ひします。

後藤会計課長 それでは、審議に入ります前に、審議の流れについて簡単に御説明させていただきます。

まず初めに、事業の概要等につきまして担当課から説明があります。次に、私、官房会計課長から論点等について御説明いたします。その後、約40分程度御審議をいただいた上で各評価者の皆様からコメントシートに御記入いただき、その集計結果をコーディネーターから発表させていただきます。それを受けて、最後に官房長に取りまとめ結果を発表していただくということとしております。

《被収容者生活経費》

後藤会計課長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず、議題１の「被収容者生活経費」でございます。矯正局、よろしくお願いいたします。
矯正局 では、御説明いたします。

資料の構成ですけれども、５ページから８ページまでがレビューシートとなっておりますので、９ページ以下、参考資料を付けておりますので、時折その参考資料を見ていただきながら説明したいと思います。

まず、事業名、「被収容者生活経費」でございますけれども、これは、刑務所、少年院、少年鑑別所に収容しております被収容者の衣食住のうちの住を除いた経費、つまり、彼らに支給する、あるいは貸与する食事とか被服、寝具に掛かる経費でございます。

事業の目的でございますけれども、ここに記載しておりますが、国が強制的に身柄を拘束しておりますので、その被収容者に最低限の生活を維持させるということでございます。

事業の概要について申し上げます。これ、簡単に論点を申し上げますと、国が刑の執行あるいは保護処分として強制的に身柄を拘束しておりますので、被収容者への給与・貸与は国が行うべきこと。それから、各自自由に食事をとったり、服を自分で買ってきたりする、つまり社会での力の強弱とか、あるいは貧富の差をそのまま施設内へ持ち込みますと、施設内で格差を生じまして、収容所の維持とか、あるいは公平な処遇に大きな支障になりますので、そういった理由から、国が責任を持って最低限必要な食事及び衣類を給与するというのが事業の概要でございます。

それから、実施状況でございますけれども、食事と衣類に分けて御説明いたします。

食事につきましては、年齢、性別、あるいは従事している作業の内容等で区分いたしました一定の給与熱量とか、あるいはその必要栄養量を定めまして、１人１日当たりの単価の中で、毎日３食、３６５日、その単価でやりくりをして生活させるというものでございます。

後ろの資料に、給与熱量と必要栄養量につきましては１４ページに付けてございます。この上のほうに、各々区分別に、１人１日当たりの給与熱量と給与量というものを書いてございます。例えば一つだけ申し上げますと、刑務所、少年刑務所、拘置所の成人受刑者のＡ食というものであれば、主食だけで１、６００カロリー、括弧内は副食も合わせてでございますけれども、副食と合わせますと２、６２０カロリーとすると、こういうふうに決めています。その下が、主食なんですけれども、お米と麦、両方支給しておりますが、その給与量はこういう割合になっているというものでございます。それから下に、副食の標準栄養量と書いてございますけれども、これが副食、１日当たりとらせるべき給与熱量と各所要の栄養量ということでございます。これを１年間、平均してこれぐらいのものを一人一人、受刑者等にとらせるということでございます。

次に衣類でございますけれども、これも基本的には食事と同様でございます。被収容者別、男女別に貸与期間とかアイテムを定めまして、１人１年当たりの単価、これは１８ページにございますけれども、これを決めまして、これもその範囲内で、刑務所内で自ら、刑務作業として服を作ったりして、布団・毛布等、寝具や下着、上着、ズボン等を給与するようにしております。

原則として、年度内に物価の変動があったとしても、この決められた単価内でやりくりを

する。つまり、この春先にもちょっとありましたけれども、生鮮食料品等、値段が高騰したとしても、1人1日当たりの単価については追加の措置はしないと。したがって、365日の間でやりくりをして、この中で給与しなさいというのがこの経費の最大の特徴でございます。

したがって、原則として、追加でお金が必要になる場合というのは、当初予測した収容人員を上回って収容実績人員が超過した場合にのみ追加で財政措置をするというものでございまして、逆に、収容実績人員が予想よりも少なければ、その分は不用額として残して返納するという経費でございます。

その予算状況はそれを御覧いただくとして、次に、自己点検の支出先等の上段でございます。

これは、まず食事については、先ほど申しましたように、決められた単価内で所要の熱量とか栄養量を確保しまして、年間通じてバリエーションを持たせて、なるべく季節感があるようなものを彼らに給与させて、極力食材を安価に購入しまして、なるべくいいものを食べさせてやろうという経費でございます。

それから、被服につきましても、規格が統一できまして、可能なものは本省で一括購入しているほか、刑務所で受刑者という安価な労働力を使いまして、自ら受刑者が刑務作業として幾つかの衣類を作りまして、これ、我々は指定自給生産と申しておりますけれども、対応するなどして内部努力も行いながら、収容者数に見合った必要数を確保することを最優先課題に上げまして、古くても清潔で、処遇に適当な衣類の給与に努めているところでございます。

最後、見直しの余地というところで、三つの段落に分かれておりますけれども、まず第一段落目が食事でございます。これ、先ほど申しましたように、価格変動が少ない乾物等の食材については、一般競争入札によって、単価契約によって調達をしております、これがもっとも共同購入ができないかとか、そういった工夫をしなければならないものと思っております。

それから、真ん中をちょっと飛ばしまして、被服につきましては、今、矯正施設で購入している品目を統合して一括購入するなどして、これも安価に購入ができないか、調達できないかを検討するべきものと考えております。

それと最後に、真ん中の米穀の調達のことでございますけれども、主食と申しますのは、先ほど申しましたように、お米と麦に分かれております。そのうちのお米につきましては、これまではいわゆる旧政府米、古米とか古々米とかございましたけれども、これの解消へ協力すること、それから、当方にとりましても年間を通じて妥当な価格で安定的に供給が全庁で受けられるということから、農林水産省、具体的には農政事務所等でございますけれども、ここから購入をしております。これが、農水省の事情で、9月末でできなくなると。10月からは一般民間企業から買うという事情になりますので、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、支所も含めると全国で300か所ぐらい、北海道から沖縄までございますけれども、それぞれ安定的に妥当な価格で、どう調達するかというのが現在の最大の懸案でございます。これまでは各地各地で各々食糧事務所から、農政事務所から調達してございましたけれども、これを見直すことも今後は必要になってくるだろうというふうに考えております。

それで、次の6ページへ移っていただきたいんですけども、6ページが資金の流れでございます。これは3系統ございまして、一番左が食事で、右の二つが衣服でございます。

一番左の食事につきましては、先ほど申しましたように各地で買っておりますので、本省から各矯正施設に予算配分をいたしまして、各地で一般競争ないし随意契約で買っていると。一番下が、どういったところを買っている、代表的なところが挙がっております。

それから、真ん中が被服でございますけれども、これも食事同様、各庁に示達をいたしまして、各庁で調達していると。ここには、先ほど申しました指定自給生産と申しまして、原糸、つまり糸とか布を現地で買いまして、そこでズボンとか上着を作って、各施設に管理換えし配布するというものと、それから、ロットが小さくて規格も統一が難しいようなものを各施設で調達しているものが、この真ん中でございます。

一番右は、規格が統一できて購入量もある程度まとまって大きいものを本省で一括調達、契約で調達するものでございます。ちなみに、一番右の本省一括調達の随意契約の割合ですけども、わずかでございますが、0.3%程度。あとはすべて一般競争入札でやっております。

それから、その次のページは、先ほどの三つの系統の各々の購入、支出先と調達内容とを入れております。

まず、一番上のCが、これは衣類でございますけれども、これにつきましてはすべて、上位10社、すべて一般競争入札の契約形態でございます。

真ん中が食事でございますけれども、上の五つぐらいは一般競争と随意契約と両方になっておりますけれども、このうち随意契約は、大量購入し長期保存ができない生鮮食料品等について、少額随契をしているものでございます。それから、真ん中あたりで随意契約は三つと、一番最後に載っておりますのが、これが農水の農政局とか農政事務所から随意契約で、いわゆる政府米を調達しているものでございます。

それから一番下が、これが各施設で買っております被服でございますけれども、これもほぼすべて一般競争入札をやっておりますが、1か所だけ、下から四つ目に随意契約がございますけれども――失礼しました、一番下は本省一括購入でございますけれども、これの下から四つ目の随意契約につきましては、これは女子の受刑者の帽子のひさしの芯を、数量が女子受刑者で少ないものですから、これだけ随意契約で、少額随契ということで買っております。

最後のページでございますが、これは先ほど私が申し上げましたとおり、各会計機関へ予算配分したり、あるいは本省で一括、どんなものをやっているかというものが、ここで再掲をしているところでございます。

私の説明は以上でございます。

後藤会計課長 それでは、論点等については私から説明させていただきます。

まず、食事でございますが、刑務所、拘置所等の施設に収容されている被収容者の食事は、今説明のとおり、各施設において毎月の献立を作成して、必要となる食材を一般競争入札、少額の場合には随意契約によって調達した上で、各施設の炊飯工場で、被収容者に調理の補助をさせながら、365日3食の給食を実施しているということでございます。気候の影響等によって食材の物価が変動しても、献立を工夫するなどして、定められた予算の範囲内で執行しているということはいかがわれるところであります。

また、少年鑑別所、婦人補導院においては、民間業者から弁当を購入して給与するほか、近くに刑務所がある場合には、その自庁分の調理を依頼して自庁に搬送して給与していると、共同炊飯ということで実施がされているということでございます。

検討すべき点としては、一つは、食材の調達方法になお改善の余地はないか、複数施設による共同購入を増やすことによって一般競争入札を増やせないか、などについて検討する余地があると思っております。また、本年度から米穀の調達を民間市場から調達するということでございますので、安価な調達ができないかについても検討すべきであると思っております。

次に、被服につきましては、被収容者に貸与する被服は貸与するアイテムと年数を定めて、毎年度、各施設が必要とするすべてのアイテムの数量を集計し、本省で一括調達できるものは一般競争入札を行い、各施設に管理換えしているということでございますが、物によっては各施設で買っているということでございます。これにつきましても、できるだけ規格を統一しまして、一般競争入札による一括調達をすることはできないのかということを検討すべきであると思っております。

以上です。コーディネーター、よろしくお願いいたします。

熊谷委員（コーディネーター） コーディネーターの熊谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

これから御議論いただくわけですが、本来ですと皆さん先生方とお呼びしなくてはならないんですが、進行の関係上、「さん」付けで呼ばさせていただきますので、御了承いただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、レビューシートに記載されている事項についての確認でありますとか、疑問な点等について説明者の方々にお尋ねをいただきながら、具体的な改善点、あるいは今後の方向性等について御議論いただければと思っております。

また、傍聴の皆さん、今日もたくさんいらっしゃいます。ネットでの中継を御覧いただいている方もいらっしゃいますので、できるだけ議論の進め方としては分かりやすく進めたいと思っておりますので、できる限り一問一答で簡潔に、質問側、それからお答えいただく側についても、御注意いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、皆さんから、どうぞよろしくお願いいたします。

瀬戸委員 瀬戸でございます。

一点、お米の件で。先ほどの説明では、一番の懸案事項がお米だと、これから民間市場で調達しなければいけないというお話があったんですが、この表を、7ページとか6ページの表から見ますと、全体の食費の140億の食費のうち、お米の値段というのは、私の見るところ、Dのところは2億5,000万ほどのように見えるんですが、この辺りが民間市場で調達する場合、どのように変動すると予測していらっしゃるのかということをちょっとお聞きしたいんですが。

矯正局 一生懸命勉強しているところでございますけれども、今までも、何十年もこういうやり方でやってきたものですから、まだすぐは分かっていないところが率直なところでございます。

ただ、全部で、ここに載っておりますのは2億5,000万程度でございますけれども、全体で申し上げますと、多分20億程度は米穀部分だろうと思っておりますので、20億となれば、5%上がれば1億になりますので、億単位で、やはり工夫の仕方によっては億単位で安くなることもありましようし、高くなることもあるのではないかと考えております。

瀬戸委員 すみません、質問は、20億という数字はどこから出たのか、ちょっと伺っているんですけども。このいただいた表から見ると2億5,000万。

矯正局 すみません。これは買った主なところでございますので、この部分の4か所だけでございますので。ですから、例えば東海農政局で申しますと、ここは多分、名古屋地方が、名古屋刑務所辺りがここで買っているものだと思います。

瀬戸委員 全体だと20億だと。

矯正局 はい、全体だと28億ぐらいございます。

瀬戸委員 それが民間市場ですと、減る可能性もありますし、増える可能性もあると思うんですが、その辺のところはまだ精査していないということなんでしょうか。

矯正局 はい、まだこれからでございます。

熊谷委員（コーディネーター） いかがでしょうか。

丸山委員 丸山と申します。

質問なんですが、基本的には、これは一定の品質を維持しながら、なるべくコストを掛けないようにすると、それで余ったコストをほかの政策に回すなりするというようなことがテーマだと思うんですね。今、調達の問題なので、法務省の中で調達に関しては、かなり各企業、食事を作っている企業ですとか、衣料を作っている企業ですとか、先端のシステムを作っているわけですよね。そういうような外の事例や何かの研究とかもされているのでしょうか。

矯正局 はい。実は農水省から話をお伺いしたのが数か月前でございますので、まだ全体まではいっておりませんが、うちのほうで分かる、全国的にそういった給食とか、あるいは病院の給食、学校給食、それから社員食堂等をやっている大きな企業には、数社来ていただいて、そこはどういう調達をしているのかというのを今お伺いしている最中でございます。

丸山委員 では、それは研究中ということで、その研究なり検討の結果が次の予算に反映されると、一部でしょうけれども、そういうことでよろしいですか。

矯正局 はい、さようでございます。

丸山委員 あと、これは事の性質として、基本的には国内調達というのが基本的な考え方なんですか。

矯正局 今まではそうございましたけれども、これからは、やはりそのところも考えなければいけないと思っております。

ただ、外国産米を一部、入れて給したこともございます。かつて、お米がとれない年がございまして、大幅に外国産米を入れたことございますので、値段とか、何よりも当方は安定供給が必要でございますので、7,8万,7万人程度の食事を毎日とにかく安定的に供給するというのが最優先でございますので、それも含めて検討をしなければいけないと思っております。

丸山委員 分かりました。

熊谷委員（コーディネーター） これ、農政局から購入されている時期も含めて、それよりも安い調達方法がないかというのは、今回事情が変わるからというのは分かるんですけども、それ以前から検討されていたことはないんですか。

矯正局 先ほども申しました、一番お米がとれなくて、刑務所まで国内産米が回ってこなかったとき、研究したことはございます。ただ、やはり政府米で、その当時は4,5年ぐらい、

古米の4、5年前のお米を調達しておりましたので、やはりその政府米のほうが安かったということと、全国的に見て、それと何よりも安定的に調達できるということで、今までそのとおりやっておりました。

赤井委員 赤井です。よろしくお願いします。

この分野に詳しくないので、一般の人から見て、この事業が効率的になっているのかという説明がしっかりできていればいいと思うんですけども。

まず、ちょっと初めに、例えば7ページであれば、一般競争、あと随意契約というのが並んでいる項目もありますけれども、随意契約の割合はそれほどないということなんですけれども、随意契約でせざるを得ない部分もあるかと思うんですけども、それはどのような理由で随意契約になっているのかというのをちょっと説明していただけますか。

矯正局 特に食事の場合が多いんですけども、どうしても野菜等を中心に生鮮食料品については長期保存ができませんので、ですから、献立を10日単位、1か月単位で決めたとき、そのときに、いつ幾らこの野菜が必要かということをやまず考えます。考えて入れるときに、これが数か月分とか半年分を買えと相当まとまって購入もできるんですけども、どうしても少量多種を買わざるを得ませんので、単価契約する場合も160万円以下の少額になって随意契約で集めていると。

それと、もう一つは、刑務所が所在しているところはどうしても都会ではないところが多いものですから、調達できる八百屋さんというか、そんなところも限定されておりまして、金額もありますけれども、遠くから仕入れができないというような事情もございまして、随意契約をやっております。

それからあとは、随意契約で小さいものは、収容者が食べるものにしょうゆをかけるとか、あるいはソースをかけるとかいった場合に、小さなビニールの容器があつて、それを支給したりするんですけども、これも少額で多数購入しなければいけないということがあつて、随意契約をやっている場合はございます。

赤井委員 これ、基本的に全国一律の質で、一律のものを出しているという理解でよろしいですよ。

矯正局 いえ、違います。

赤井委員 違うんですか。

矯正局 北海道から沖縄まで所在するものですから、全国すべて献立は違います。全施設違います。

赤井委員 それは、その地域に合ったというか。

矯正局 ええ、地域に合ったものと、それから……

赤井委員 調達が理由ということですよ。

矯正局 はい。それと、日本の刑務所の特徴は、いろいろなカテゴリーに分けて、各々収容しておりますので、ある刑務所は若年の若い受刑者、ある施設は女子とか、そういうふうに分けておりますので、どうしても献立も分けざるを得ないという部分がございます。

赤井委員 その随意契約で少量という話ですけども、今ここに出ている案としての共同購入とか全国一括とか、最近だとネット販売とかで輸送とかも可能なので、そのあたりは検討されているのか。そこは、それができないのであれば、その理由とか。

矯正局 ネット販売も検討したことございます。ただ、刑務所が調達している食材というのは

本当に安くございまして、ネットで買うよりは、そんなふうに専門のところから買ったほうが安いようなものを買っております。

単価も、12ページに主食と副食の単価も書かせてもらっておりますけれども、例えば一番数が多いのは、真ん中のこの所要額のところ、書いてございます。刑事施設の成人受刑者が一番数が多いんですけれども、これが1日521円と、副食については421円で3食を調達しております。その横に、参考までに学校給食と自衛隊も書かせてもらっておりますけれども、これで比べて安過ぎるというつもりは全くございませんけれども、このお金でいきますと、そんなところを探して購入しないと、なかなか食材は調達できないというのが現状でございます。

中村委員 中村でございます。

22ページのところにパジャマの事例が載っております、各刑務所でかなり違う金額での購入をされているという例が挙げられているわけですが、これは、理由というのは、こういうものというのは各刑務所で入札をかけられるという形になっていて、こういう形になっているのでしょうか。

矯正局 そうなんです。

中村委員 そうしますと、今、食費については、御説明ありましたように、生鮮食品については近隣でということはやむを得ないところは多いと思うんですけれども、こういう衣料品に関しては必ずしも各施設でやられる必要はないのかなというところだと、一番安くできるようなところというところの改善の余地があるというのは、法務省さんでも認識をされているということでしょうか。

矯正局 これも規格を統一しまして、もう全庁同じ規格にして、品質も同じにして、一括で調達をしたいと思っております。

中村委員 一つは、規格を同じにして調達をされることで安くなる場合と、むしろ既製品というか、そういうものを購入されたほうが、数が少ない場合には安い場合もあるのかなというところもございしますので、その辺りはどうでしょう。

矯正局 これは多分、女子のパジャマでございますので、数も限定されておりますので、おっしゃるとおり、製品を、でき上がったものを一括で、規格というか品質等を決めて購入をさせてもらおうと思っております。

中村委員 あと、すみません、先ほどの米の話で、制度が変わって以前の購入の仕方ができなくなることがあったんですが、この部分というのは、それでも多分、その政府米というものがなくなるわけではないという理解でよろしいでしょうか。

矯正局 農水省の説明、そこまで聞いておりませんが、ただ、今まであったものがすぐになくなると思っておりません。

中村委員 ということは、従来の方式といいますか流れでの購入ということはなくなるとしても、同様に政府米の古米を購入するというルートも、今後もあり得るという理解でよろしいでしょうか。

矯正局 ただ、これもはっきり聞いているわけではございませんけれども、農水省のほうはやはり、ある程度払う、引き渡すというか、その業者を限定するようでございますので、うちのほうに回してくれるという担当がなくなるという話がございしますので、それも含めて、ちょっと相談をしながらやっていかなければいけないと思っておりますけれども。

中村委員 はい、分かりました。

熊谷委員（コーディネーター） 今、先ほどの各庁購入もできるだけ一括購入をというお話でしたけれども、19ページに、男性、女性、それから少年の各庁購入、それぞれ一括と指定自給と各庁購入と、これ、品目、出ていますけれども、今のお話だと、この各庁購入の部分はなくすという前提のお話だと理解していいのか。

矯正局 なくすとはではできないかもしれませんが、どうしても数が少ないものは本省で買うよりは現地で買ったほうが安く上がりますので、ある程度規格が統一できて数がまとまるものについては、なるべくこれを上のほうに、本省一括調達ですとか、あるいはその刑務所で作るほうにシフトしていきたいというふうに考えます。

熊谷委員（コーディネーター） ちょっと女性の個々人の特徴に応じてとかいうのはなかなか難しいのがあるかもしれないですけども、例えば具体的に、もし検討されているのであれば、この辺りは一括にしたいとか、この辺りは指定自給とか、何か例を挙げていただけると。ぱっと見たら、枕とか毛布カバーとか、別にこれは一括でいいのではないですかという気は単純にはするんですけども。

矯正局 はい。例えば、先ほども一番後ろに出しておりましたけれども、女子のところのパジャマの上下とか、こういったものはもう本省一括購入とか、あるいはその刑務所、これ、女子刑務所が作ればいいわけですので、そんなところの指定自給製品のほうに振り向けられないかというふうに考えます。

ただ、指定自給製品と申しますのはなかなか、受刑者が作るわけですので、受刑者というのは余り技術ありませんし、それほど一生懸命やらないものですから、そういった、うまく生産ができるような、こっちが体制を整えなければなかなかできませんので、できれば一括調達のほうに振り向けてやってみたいと思います。

赤井委員 何か下になってきている歴史的経緯みたいなのはあるんですか。何か基準みたいなのは、これまでの。

矯正局 一番基準をはっきりしておりますのは、真ん中の指定自給生産というのが、刑務所でできるものと。

赤井委員 いや、この各庁購入と本省一括調達で。ああ、できるものは指定自給ですね。

矯正局 はい。

赤井委員 本省一括調達と各庁購入で製品が分かれているのは、これまで何か歴史的経緯が。

矯正局 歴史的経緯というわけではございませんで。

赤井委員 何か理由があるんですか。

矯正局 季節的に、急に必要になって、これが欲しいとかいうようなものはもちろん各庁で買いますけれども、簡単に一言で申し上げますと、数が多いやつは本省で一括購入すると。例えば全庁で使うようなものですね。共通して全施設で必要になるようなものについては本省で一括購入すると。基準でございますが。

赤井委員 では、全庁で使っていないものが下に。一部の庁だから、そこで調達していると。

矯正局 はい。ただ、毎年毎年、これも各施設で何がどれぐらい必要かというのは、何年か使ったら使えなくなるものですから、それを毎年毎年、どれぐらい必要かというのを見込みとりますので、その結果によって、この下の各庁購入が上に行く場合ももちろんございます。

熊谷委員（コーディネーター） 余り重要な論点ではないのかもしれないですけども、座布

団が一括購入で、何で枕が各庁なのだろうかとか。手袋とか作業帽とか、特に手袋とか、数が出るのではないかなと、しかも規格としてはほぼ統一されていて似たようなものを、何でもこれは各庁購入だったのかなとか。

矯正局 毎年必ずしも各庁購入というわけではございませんで、例えば手袋とかそういったものは、ある程度在庫を現場へ持たせないと現場は困るものですから持たせております。したがって、例えば今年、各庁に必要な、所要必要数をとった場合に、手袋が例えば100だけでいいというようなことになれば、これは本省で買うよりも、では今年は現地で買いたさいというふうにするようになっております。ですから、収容人員が各施設で動いたり、必要数が動きますので、在庫はどれくらいあるとか、今年必要な数はどれくらいとか、その差がありますので、それによってある程度柔軟に、数がまとまれば本省一括調達ということになります。ですから、この品目は毎年必ず地方といったものは余り多くないと思います。

伊藤委員 全般的な話なんですけど、事業の目的に、最低限の収容生活の維持。ちょっと最低限というのは、私は何か違和感があるんですけど、適当な表現が分からないので、それで結構だと思んですけど。例えばカロリーが、食費の面からカロリーが十分に補給されているかどうかというのは、体重である程度分かるかと思うんですけども、その収容者の方の入所時の体重と退所時の体重というのはどんな関係になっていますか。

矯正局 それは個人差がありますので、はっきりとは申し上げられませんが、例えば収容者は、入るまでは社会で非常に不規則な生活をしておりますので、すごく太っていたり、あるいは薬物事犯者はすごくやせていたりしております。これは、刑務所の中へ入ってきますと、3食、最低限必要な、やりますので、太る者もいれば、やせる者もいますけれども、非常に健康体にはなりません。体重だけで申し上げますと、健康体になります。そうですね、やはり薬物事犯者が最もよく分かる対象なんですけれども、外でやっておりますとやせておりますけれども、入ってきて半年とか1年とかたちますと、ふっくらして、健康体にはなっているのだろーと思います。

伊藤委員 分かりました。

もう一つ、予算の状況なんですけど、平成19年から22年まで、大体、減額が11億円とか8億円とか7億5,000万、ずっと順調に減ってきているんですけど、15%ぐらい減っていると思いますが、どうしてこれを15%。今、私のイメージでは、収容者は増えているというふうに何かマスコミで聞いたような記憶があるんですけど、収容者が増えているのに、どうして予算、事業費は減らすことができたのか。その主要な原因と、それと同じ発想でいくと、今後どのくらい削減する余地があるのか、どういう手法で考えられるのかというのを教えていただきたい。

矯正局 最近数年間、過剰収容と申しまして、どんどん増えてくるというふうに申し上げましたけれども、実はここ2、3年落ち着いております。落ち着いていて、逆に受刑者はそれほど減っておりませんが、この中には被告人・被疑者が入っています、拘置所へ収容する者が。これが最近減っておりますので、その段階でこれが落ちているわけでございます。ですから、この予算が減っているのは、収容人員以外、要素はございません。

伊藤委員 ああ、そう。それでは、特にその予算削減の努力はされなかったということになりますか。

矯正局 削減と申しまして、先ほど申しましたように、この予算の組立てというのは、見込み収容人員にこの単価を乗じて予算になっておりますので、この見込み収容人員が、見込みよりも少なかったらもちろん毎年減っていきますし、それよりも減っていけばまた減という事で、こうやって減ってまいりました。ここ10年ぐらい前から収容者はどんどん増えておりましたので、予算の要求するときは数年後ももっと増えるかもしれないという前提で予算要求します。それがそれほど増えなかったり、あるいは先ほど申しましたように変動の大きい被疑者・被告人が減ったということで、この予算は減ってまいりました。

丸山委員 なるべく今日の事業に限定した形で話したほうがいいとは思っているんですけども、普通、調達といいますと、今は直接の材料とか、あるいは食料について話していますよね。ただ、調達というものの自体のコストを下げるという観点になれば、それを運営するコストですとか、あるいはスタッフの人件費ですとか、システムの経費ですとかいうことをトータルにとらえて調達ということになると思うんですけども、そういうような議論はされているのでしょうか。

そうすれば、例えば今のお話では、現場でなるべくできることはやっている、やろうとしている。それには限界があるということですよ。それから、調達のほうについては、まだ好事例があるので、それはいろいろな外部の企業、コンサルタントも含めて、いろいろ聞いている、研究しているということですよ。

ただ、その全体の事業で見ると、それに係る法務省の関係の方のコストですとか、あるいは、それを運営していくシステムコストですとか、あるいは時間ですね。なるべく早くコスト削減ができれば、それだけ効果が早いわけですよ。出るわけですよ。ですから、そういうような観点からの議論というのはされているんですか。

今日は非常にある意味では細かいところで、お米の調達がどうだとか、それは基本的には現場なり、これから研究するところで一番いい方法をやるだろうと。それは100%完全ではないかもしれませんが、それは少しずつやっていくということだと思うんですね。そのトータルの調達に関する、調達事業に関するトータルコストというような観点ではお話しされているんですか。

矯正局 やったことはございます。

ただ、刑務所の、例えば食事で申し上げますと、食事を作っておりますのは全部受刑者でございます。受刑者と申しますのは、日本の受刑者、99.5%以上は懲役受刑者と申しまして、中で作業をすることは義務になっておりますので、逆に申し上げますと、彼らに人件費は支払わなくても構わないわけでございます。ですから、人件費を掛けないで今やっておりますので、やはり、例えば先ほどおっしゃいました、職員が作ったりすることと比べると、はるかに安いコストで作っております。

それとあと、ちょっと共同購入という話をしましたけれども、実はこれまでは、少年院とか鑑別所というのは職員が作っておりました、食事をですね。これも、職員が削減でなくなったことももちろんあるんですけども、やはり職員が人件費を使ってそれを作るよりも、近隣の刑務所で受刑者の本当に安価な労働力を使ってやったほうが、はるかに安いという計算ができましたので、そんなふうに振りかえております。

丸山委員 収容所の特殊事情がありますので、それについては私は知見がないのでコメントはしないほうがいいと思うんですが、ただ申し上げたかったのは、調達という全体の事業をと

らえれば様々な、企業でいうと本社スタッフの経費ですとか、あるいは連絡の経費とかがあるので、それら全体でとらえれば、まだもしかしたら合理化する余地があるのかもしれないということをお話ししたかった。

矯正局 はい、よく分かりました。

瀬戸委員 参考にお聞きしたいんですが、この150億なんですが、受刑者は何人ぐらいで、1人当たり年間お幾らぐらいの予算なんでしょうか。

矯正局 彼らを警備・管理をしている職員の人件費も含めると、1人年間240～250万だと思います。ただ、収容者の単純に収容関連経費のみ、食事とか服とか、それだけ申し上げますと、刑務所でいいますと、1人1日当たり1,500円弱でございます。ですから、これ、365を掛けると50数万円でございます。

熊谷委員（コーディネーター） そろそろシートの御記入をお願いしながらで、また幾つか御議論をお願いできればと思いますが、いかがでしょう。

瀬戸委員 その場合、海外とか比べると、その数値というのは、物価によっても違うと思うんですが、どういう数値、意味を持っているんですかね、1人当たり50万というのは。

矯正局 外国と比べると、外国はなかなかデータがなくて、とりにくいんですけども、少ないところで比べた限りは、日本はやはり受刑者の労働力を使いますので、何でも、維持管理でも、洗濯でも、炊事でも、すべて使いますので、コストは、日本の刑務所は、はるかに安く上がっています。

赤井委員 今、海外の話が出たので、こういうのってなかなか日本で、別の同じようにやっているところがないので比較は難しいのですけれども、海外と比較するなりして説明力を高めるしかないと思うのですけれども、この一括購入とか、こっちの購入の仕方とかは、海外と比べて、何か学んだことはあるんですかね。

矯正局 申し訳ありません、その調達の金額とかまでは個別に……

赤井委員 金額はなかなか難しいです。何か手法というか、仕組みとかですね。

矯正局 日本、我々が勉強する先というのは欧米になるのですけれども、ここはすべて懲役受刑者というのがございまして、アメリカとかイギリスというのは、受刑者は労働の義務がないものですから、なかなか比較が難しくて、コストについては、ちょっと申し訳ありません、ございません。

赤井委員 そうなのですけれども、ということは、中で作ったりを海外ではしないということですよ。

矯正局 ええ。

赤井委員 ということは外から、もうできたものを。別の人が中で作っているということですか。

矯正局 ええ。数少ない事例でございますけれども、私が見てきた限りでは、外国の刑務所というのは外で作ったものを、調達をして、彼らに給与しているところが多いように思います。

赤井委員 今、一括購入とかが話題になっていきますけれども、その辺りのコストはちょっと比較ができないと思うのですけれども、その仕組みみたいなので学べるのがあれば、そういうのもデータを示しながらやれば、より説得的に努力しているというのが分かるのではないかなというふうに思います。

矯正局 分かりました。

中村委員 12ページに特別菜代というのがあるんですけども、こういうのは、例えばこういう支給すべきものがあるって、きちんと支給がされているかどうかというような、監査みたいなものというのは定期的にされているんでしょうか。

矯正局 はい。ほかのものと監査は一緒になりますけれども、最低年1回は本省からも行きますし、ブロック機関もいろいろな意味で監査に参りますので、その場合に、もしこういったことで支障や障害があるようなことが、情報があれば、その場合、行ってチェックをいたします。それと、年度末に、年間にどれぐらいカロリーを給与したかとか、栄養価を給与したかとか、そういった報告をとるようになっておりますので、そこでもチェックはできるようになっております。

熊谷委員（コーディネーター） 細かいところですけども、20ページの本省一括調達のところ、事前にいただいた資料と若干、何か数字が違うというよりは、新しいところが二つ増えているんですけども、これは事前にいただいた資料に記載漏れがあって、改めてこれを追加して提出されたという理解でよろしい。

矯正局 そうです。

ちょっと整理の仕方を、下から二段目で出廷用サンダルとネクタイについては、ちょっと色合いが違ったものですから、前回の提出資料には外させていただいたんですが、総トータル的にはこれが正しいです。

熊谷委員（コーディネーター） あのとときに、随契は少額でバンドだけという話でしたけれども、これだとネクタイも、これも少額随契ですかね。

矯正局 ええ。先日は0.2%と申しましたのは、実は0.3%になったのはこれでございます。

熊谷委員（コーディネーター） これですね。

矯正局 申し訳ございません。

熊谷委員（コーディネーター） 共同購入とかいうところをこれから検討してというふうに、見直しの中でコメントで書かれてあるんですけども、これまで、例えば食材調達とかで、共同購入をされているようなところというのはあるんですか。

矯正局 ございます。

熊谷委員（コーディネーター） どのぐらいありますか。

矯正局 食材にもよりますので、はっきり言えませんけれども、少なくとも刑事施設と近隣の少年施設というのは可能な限り一括調達をしております。申し訳ございません、金額的には、ちょっと手元にデータがございません。

熊谷委員（コーディネーター） 見直しの方向として、先ほど来御指摘あるように、共同購入であったり、あるいは調達の方法を、お米の調達の変更に伴って見直していくという、その方向性としてはいいと思うんですけども、その共同購入の状況であるとか、どういう中身でやっているとか、距離的にこのぐらいの範囲だったら共同購入は可能だろうとか、そういうことを何かお示しいただかないと、ちょっと議論としては、「ああ、見直しの方向、それでいいですね」で終わってしまうので、できたらそこを少し何か具体的な例を。別に個別の名前を挙げなくてもいいんですけども、こういうぐらいの距離感のところで、こういうものを調達し合っているとかいうことをお伺いできると有り難いと思うんですけども。逆

に言うと、そういうところもシートで、これは事前に申し上げればよかったんですけども、こういうところに追加していただけるといいのかなと思うんですがね。

矯正局 品目で申し上げますと、やはり長期保存のきくようなものはできると思います。例えば缶詰とか、あるいは、そういった長期保存ができるものについては。

熊谷委員（コーディネーター） 調味料とかですかね。

矯正局 はい、できると思います。ただ、買うものがどうしても、刑務所ですと缶詰でも大きい缶詰でいいんですけども、少年施設は小さい家庭用の缶詰を買ったりしますので、ここでこれだというふうになかなか申し上げにくいんですけども、おっしゃる意味はよく分かります。

熊谷委員（コーディネーター） これは前のヒアリングのときに申し上げましたけれども、単にコストを下げるということだけではなくて、受刑者の皆さんの、そういった辺りでの例えば単価の見直しであるとか、逆に、予算としてはこれぐらい縮減もできるけれども、受刑者の皆さんの生活環境の水準というのは若干でも向上できるとか、そういった点が出てくると、とても方向性としてはいいと思うんですよね。

ただ、方向性としての、その漠とした話だけではなくて、やはりそこを詳細に詰めていくという作業が必要だと思っていて、そこは当然、皆さんのところでやっていただけると思うんですけども、せっきくのこういう機会もあったことですし、是非こういうことを国民の皆さんに知っていただくことも大事だと思うんですよね。努力しているところと、具体的にこういうふうな生活状況にあるんだということも含めて、理解をしてもらいながら進めていくということが大事だと思うので、是非その辺りのことも何かしらの機会に、資料なり御説明なりでお示しいただけたらなと思います。

矯正局 承知しました。

丸山委員 今の熊谷さんのところと同様なんですけれども、基本的には現場にいる人、つまり、管理監督されている方と被収容者の方の立場から見て、最低限の生活保障は何なのかというのはずっと問い続けるべきだと思うんです。その中でのごく一部が今の食材費とか、あるいは衣料費であると思います。

それから、この購買というのは、我々はよくソーシングと言うんですけども、いろいろな手法がありまして、大量に一括購入して、それをさらに区分けして売って、その差益で稼ぐような企業もたくさん出ていますし、御存じのようにですね。そういうところと話すとき多分、この購買という部門のある意味で専門的な人を一人でも二人でもお育てになって、その方に集中して知識を学んでいただくというのが比較的早いと思います。それには多分3か月とかあれば一人前の、ソーシングというんですか、調達マンになると思うんです。

それは法務省からお願いされれば、製造業でも我々も、競争がありかなり守秘に属することが多いものですが、かなりのことは教えてもらえると思うんです。

我々なんか、病院とか、今お話があった缶詰とか、調理とか、もう莫大な金額を買っていますけれども、例えば飲料であれば、酒屋さんに入札に来ていただいて、酒屋さんに現場で倉庫を管理してもらうというようなこともやっています。そこから、要するに近くに酒屋さんを持ってきてしまうということなんですけれども。

それは今回当てはまるとは思いませんけれども、その種の購買のやり方というのは日進月歩していますから、それだけをフォローする方をつくられたほうがいいと思います、私は。

矯正局 分かりました。

赤井委員 今の関係で、自分もそれほど詳しくないですけれども、もう少し、食事に関しては生鮮品とか、なかなか一括購入は難しいといってもフレキシブルな形で、もう在庫をそのまま中心に押さえて配るというようなイメージではなくて、契約で、一括して頼むという契約だけをしておいて、フレキシブルにその庁舎が、各庁が発注はかけながら、もうちょっと大まかな形の契約で発注かけながら、必要時に応じて入れるみたいな形の仕組みというのは多分最近できると思うので、そういうのも考えられればいいのではないのでしょうか。

矯正局 はい、分かりました。

熊谷委員（コーディネーター） 何かこの際、一言ありませんか。

これは事前のときにも申し上げたことですが、学校給食の話为例に引いて、あのときは、いろいろな努力をしているし、いろいろな工夫もしているので、そういったところと、参考になる部分であるとか、もしかすると一緒にできることが何かないかであるとかいうことを。これは法務省として、今までここで取り組んでこられたこととはちょっと違うかもしれないですけれども、是非そういうふうなところを、現場と何かしらのコミュニケーションをとっていただくようなことも文科省なり農水省なりとやっていただくと、もう一段違う視点があるかなというふうに思うんですね。地産地消で地元のものをということと併せて、安く安定的に食材を調達するために、今までの給食調達のところを抜本的に変えている市町村とか都道府県とかありますので、そういったところと一緒にすると、もっと安くていい食材が安定的に確保できるかもしれないですし、そういったところも、いろいろな角度から、この機会に検討していただければいいかなと思います。

それでは、評価結果の集計を、まず私のほうから集計を申し上げて、取りまとめは官房長からいただきます。

まず、この「被収容者生活経費」について、事業の支出先及び使途の把握の水準については、十分とされた方が3名、改善の余地ありとされた方が3名でありました。それから、この事業についての見直しの余地については、一部改善が4名、抜本的改善が1名、現状のままだが1名でありました。

この集計を踏まえて、官房長に取りまとめいただきます。

稲田官房長 ただいま御発表いただきましたとおりでございまして、この場の評価結果といたしましては一部改善が多数を占めておりますので、この事業につきましては一部改善ということにしたいと思います。

また、いただいたコメントですが、例えば被服等の各庁購入について、大幅な見直し、あるいはもう原則廃止して特殊なもののみにするとか、あるいは食事についても、一括購入の検討を進めるというような御意見、あるいは、調達については、もう全体のトータルのコストの観点から検討する必要があるのではないかなというようなコメントをいただいております。

私どもといたしましては、この評価結果を踏まえまして、政務三役に御報告して、その指導を受けながら事業の見直しを進めたいというふうに考えております。

熊谷委員（コーディネーター） では、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

《バイオメトリクスシステムの維持・管理》

後藤会計課長 それでは、議題２の「バイオメトリクスシステムの維持・管理」について、お願いいたします。入国管理局、お願いいたします。

入国管理局 よろしく申し上げます。

レビューシートの２３ページ、御覧いただきたいと思います。「バイオメトリクスのシステムの維持・管理」について御説明いたします。

まず、出入国管理行政は、国際交流や経済発展等のために、外国人の円滑な受入れと同時に、犯罪者など好ましくない外国人については厳格な対応をとっていくという、この二つの使命を担っているところ、平成２１年における日本人の出国者数は約１，５４５万人、外国人入国者数は約７５８万人となっております。外国人入国者につきましては、平成２５年には１，５００万人に、将来的には３，０００万人まで増加するという目標が設定されております。出入国審査に当たっては、今申し上げたように二つの使命に基づきまして厳格・慎重な審査と迅速・円滑な審査が求められており、入国管理局においては、この一見相反する課題に対して電算システムの活用を推進し、この相反する課題の両立を図り、不法滞在者対策や観光立国への寄与に取り組んでいるところでございます。

それでは、バイオメトリクスを活用した新システムについて御説明ですが、この二つの側面に、そして二つの事業がございまして、それぞれ目的が異なっております。

初めに、外国人個人識別情報システムでございまして。

これは、厳格・慎重な審査を行うためのものでございまして。事業目的の欄の上半分に記載している分を御覧ください。このシステムは、テロリストや偽変造旅券を行使し不法入国を繰り返す者などを水際で阻止することを目的としております。

若干導入の経緯を申し上げますと、平成１３年９月１１日に米国での同時多発テロが発生しました。これを契機としまして、我が国においては、平成１６年の国際組織犯罪等国際テロ対策推進本部においてテロの未然防止に関する行動計画が策定され、その中で外国人入国者から指紋情報を取得する制度の導入が決定されました。これを踏まえまして、平成１８年に入管法が改正され、上陸審査時に外国人に指紋・写真の生体情報の提供を受けることを義務付けたものでございます。

３の事業概要欄についてですが、これは資料で御説明いたします。

資料の２７ページを御覧ください。これはシステムの全体の機器構成図を示したものでございます。バイオ端末、ネットワーク装置及びサーバ群から構成されておまして、２か所にサーバセンターを配置して、どちらか一方に障害が発生したとしても出入国審査業務に支障が生じないようにしております。なお、バイオ端末ですが、据置型と携帯型の２種類があります。携帯型は、クルーズ船やチャーター便など、出張して審査を行う場合に使用しております。

次に、資料２８ページを御覧ください。この資料は入国審査ブースに配備されている機器を表したものでございます。パスポートリーダーで旅券情報を読み取り、旅券の有効性をチェックしております。また、顔写真・指紋情報を取得し、当局保管の顔写真・指紋情報と照合し、その結果をパソコン画面に表示する仕組みになっております。照合の結果、要注意人物と疑われた者については慎重審査に付し、入国が認められない人物であることが判明した

場合には国外に退去させることとしております。なお、このシステムの対象者は、16歳未満、特別永住者、外交・公用などを除く外国人となっております。

次に、レビューシート23ページに戻っていただきたいんですがございます。中ほどの実施状況の欄を御覧ください。ここにありますように、平成19年11月20日にこのシステムを導入してから平成21年度末までの間に、このシステムにヒットした1,757人を入国拒否しております。また、このシステム導入後、不法残留者の新規発生が大幅に減少したり、偽変造旅券を行使する者が減少しております。このシステムの抑止的効果がこれらの減少の重要な原因になっているのではないかと考えております。

次に、もう一つの事業であります自動化ゲートシステムについて御説明します。

事業の目的欄に戻って、その下半分を御覧ください。ここに書いてありますように、このシステムは機械により出入国者を認証し、出国及び入国・帰国の手続の簡素・迅速化を図り、利用者の利便性の向上を図るために導入したものでございます。

次に、事業概要欄の下半分を御覧ください。自動化ゲートを利用できる人は、日本人で有効な旅券を所持しているか、外国人で有効な旅券と再入国許可を所持し事前に登録を行っている人でございます。

資料29ページを御覧ください。これは自動化ゲートシステムの流れ図を示したものでございます。旅券読み取り装置で登録された情報を読み出し、バイオ端末で指紋・顔写真を提供することによって証印を省略するなど、通常よりも簡易な手続で出入国あるいは帰国手続が可能になっております。

再びレビューシート23ページに戻っていただきたいんですが、実施状況の欄を御覧ください。このシステムの機器の配備状況ですが、随時増配備して、現在は成田空港、関西空港、中部空港の各入国・出国の審査場に18台を配備しております。また、事前の登録場所でございますが、東京、大阪、名古屋入国管理局と、成田空港、関西空港、中部空港の6か所で登録を受け付けております。これまでの事前の登録者数は、平成21年度末で10万4,000人となっております。

自動化ゲートにつきましては、観光立国を目指す我が国においては、今後とも外国人の入国者は大幅に増加することが見込まれており、これに対応するため、基本的には日本人の出・帰国審査を簡易化し、その余力で生じた審査官をその他の外国人の審査業務に集中させたいというふうに考えております。

次に予算の状況を御覧ください。ここに記載されている数字は、バイオメトリクス、先ほど申し上げました個人識別情報と自動化システムの合計の数字が入っております。平成20年度で増加している要因でございまして、前年の11月にバイオメトリクスの情報システムが入った関係で、平年度化で大幅に増加しております。

次に、自己点検欄の支出・使途把握水準・状況を御覧ください。平成21年度のバイオメトリクスの運用総額は、総額で40.2億円となっております。支出科目で見ますと、借料及び損料で保守付きのリース契約となっております。残り8,000万円が雑役務費で、個人識別情報のシステムの運用支援業務委託費と、自動化ゲート買い取り分の保守料となっております。

なお、レビューシートに記載しておりませんが、運用経費40.2億円のうち、個人識別情報システムに係るものが約39.8億円で、自動化システムに係る経費が3,200万円

となっております。ほとんどが個人識別情報システムで占められております。

また、支出先及び主な契約内容は、資料 24 ページ、25 ページ、26 ページに記載されているとおりでございます。

最後に、見直しの余地欄を御覧ください。約 39.4 億円の借料及び損料のうち、72.2%、金額にして約 29 億円が個人識別情報システムの心臓部であるサーバ群に係る保守付きのリース契約になっております。導入後 3 年を迎え、ある程度安定運用がなされている状況を考慮して、現在の安定稼働を維持しつつ、保守料を見直すことによって経費の削減が図られるのではないかとということで、今検討をしているところでございます。

後藤会計課長 それでは、私から論点等について説明させていただきます。

今の説明にございましたように、我が国に入国しようとする外国人につきましては、一部の例外を除き、上陸申請の際に入国審査官に対して指紋と顔写真、これを個人識別情報、バイオメトリクスと呼んでおりますが、この個人識別情報を提供することが義務付けられ、平成 19 年度にこのバイオメトリクスシステムに係る機器を調達して、平成 19 年 11 月から本格運用をしているという状況でございます。

その運用経費ですが、総額約 40.2 億円であり、そのシステムの心臓部をなすサーバ群等に係る保守付きリース契約が約 29 億円となっており、全体比率では 72.2% を占めているということですが、この 29 億円のうち保守料の占める割合が約 40% とされていると承知をしております。導入 3 年目を迎えて、システムが安定稼働をしているということにかんがみて、保守料について、保守契約の内容の見直しを図ること等によりコストの削減を図る余地があるのではないかとという点が 1 点でございます。

それから、自動化ゲートシステムにつきましては、利用者による事前登録が必要となっているわけでございますけれども、コストに見合う効果を上げているか、今後の普及に向けた取組は十分かといった点について検討を行う必要があると考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、御議論をお願いいたします。

瀬戸委員 瀬戸でございます。

外国人個人識別情報システムのほうなんですけど、まず、これは一般競争入札で行われた。入国管理局 はい。

瀬戸委員 この場合、何者ぐらい応札されたのでしょうか。

といいますのは、先ほど、サーバ等、コストが非常に高く、今後見直しの対象になっているというお話ししましたが、一番最初の応札のとき、何社ぐらい来て、予定価格をどういうふうに設定したのか。その根拠を知りたいということです。

入国管理局 このバイオメトリクスシステムに関しましては複数の調達がございます。まず、19 年 11 月に導入されたものに関しまして申し上げますと、いわゆるシステムの開発に関する役務の調達がございます。それから、サーバ群と呼ばれる、いわゆるバイオの照合に関するサーバに関する機器の調達がございます。それから、パスポートリーダーといいまして旅券を読み取る、IC 旅券も含む旅券を読み取るためのパスポートリーダーの機器の調達がございます。最後に、自動化ゲートの機器に関する調達がございます。

このうち、一番目の、いわゆるシステム開発に関する調達でございますが、これは平成 18 年度と 19 年度の複数年にわたって、それぞれ調達手続を実施したところでございまして、

いわゆる関心表明といいますか、仕様書等の受取等々をやっていた会社は数社あったわけでございますけれども。

熊谷委員（コーディネーター） 端的に数字を述べてもらえれば。

入国管理局 申し訳ございません。では、そのうち、いわゆる役務に関してはNECさん1者でございます。それから、パスポートリーダーについては2者でございます。それから、自動化ゲートについては1者でございます。それから、いわゆるサーバ群のシステム照合に関する機器調達も1者でございます。

瀬戸委員 その場合の予定価格というのは、どのように決められたのでしょうか。

入国管理局 これは、あらかじめ調達予定するところから見積りをいただきまして、それを踏まえて判断をしたということでございます。

瀬戸委員 今お聞きした感想なんですが、かなり複雑な調達形式になっているように思われます。一般競争入札と随契、基本的には随契になっているのかなと思います。あと予定価格も、このようなシステムというのは最初のシステムであり、実は値付けが非常に難しいと思うんですが、そのところも1者の予定、RFIですかね、インフォメーション・リクエストみたいにして求めたということで、かなり誘導的な数値になっているのではないかなと思われます。ですから、サーバ群の29億円の見直しを図りたいというところで、是非適切なロジックでもってコスト削減を図る必要があると私は思っています。

熊谷委員（コーディネーター） システム開発、NECで、バイオシステムのサーバもNEC。

入国管理局 パスポートリーダーがパナソニック。

熊谷委員（コーディネーター） いや、今のこと、パナソニックはいいんですけれども。これ、システム開発して、サーバはNECで、ちょっとここはどうなのかなという疑問が一つと、それから、今、予定価格の決め方のお話がありましたけれども、これ、どういうふうに決めているんですか、具体的に。

入国管理局 応札業者から事前に価格証明書、いわゆる値引き前の証明書でございますが、こちらをいただきまして、こちらの項目ございますので、金額ではございませんで、その項目ごとに、物価資料等々、インターネットの市場価格を調査いたしまして、その市場価格の適正価格をもって予定価格を作成しているという状況で作っております。

熊谷委員（コーディネーター） この場合は、応札業者はNECしかないから。

入国管理局 NEC 1者でございましたですね。

熊谷委員（コーディネーター） ということですよね。

入国管理局 1者でございます。

熊谷委員（コーディネーター） この場合は、システムもサーバの機器についても。

入国管理局 ええ、機器の購入につきましてもそうでございます。

熊谷委員（コーディネーター） ということですよね。

入国管理局 はい。

赤井委員 効率的に調達できているのかというのが一番の課題だと思うんですけれども、それをやはり国民が納得する形できちんと説明できるのかということで、導入されたときには何らかの説明は当然して予算をとられていると思うんですけれども、例えば海外で同じようなシステムを入れていけば、それがどのぐらいなのかとか。これ、1者しか入らなかったということなんですけれども、事実上1者しかそれを担えない能力、能力を持っているのはその1者

しかないのか。応札しなかったけれども、もっと知識とか情報を持っているところがあれば、その調査をするとか、そういうようなことはされたのでしょうか。

入国管理局 このシステムでは、アメリカが最初に入れていると思うんですけども、規模が全然違いますので、単純にはちょっと比較できないかなと思います。

赤井委員 比較、努力はされているかというのが重要です。

入国管理局 その当時において、いわゆる空港で外国人全員から指紋とって、テロだとか犯罪者だとか、あるいは不法滞在というチェックをするというシステムを持っていたのはアメリカ1カ国でございます。調べてございまして、ちょっと規模が全く違うのであれなんですけど、設計・開発に390億、それから運用に年間403億というような調べはしておったわけですが、アメリカの場合は在外公館の、要するにビザ発給のときにも指紋をとったりしていますので、そういう点でちょっと規模が大きく違う。もちろん入国者の数も恐らく違うわけですが、その当時において、そういう調査をしたということは事実でございまして。

赤井委員 現在のサーバ、これ、29億ですかね。それも妥当な数値になるんですかね、常に比較できるものを比較した上での。それで議論があると思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。今検討ということなんですかね。

入国管理局 我々としては妥当ではないかなというふうに思っておりますけれども、若干、先ほど申し上げましたように、安定稼働に入ってきましたので、今の安定化を維持しつつ、何か見直しをできないかというところで今検討してございます。

例えば、今、サーバでいきますと、24時間、365日の運用をやっているんですけども、もし縮退運転とか、ちょっと時間を置いてできないかということで、経費削減が図れるのではないかと、そういう観点から今進めております。

赤井委員 完全に一緒ではなくても、何か同様のシステムで民間で運用されているもの、ほかの省庁で運用されているもの、そういうものとの比較というのは可能ではないんですか。

入国管理局 非常に厳しいのは、バイオメトリクスのもともとの導入というのは、例えば家の鍵だとか、あるいは、ちょっと最近はないでしょうけれども、自動車のエンジンとか、要するに、ある人間がある機械を使うための、その個人認証として使うというのはこの導入当初はあったわけですが、要は、何十万、何百万というブラックリストに該当するかどうかを調べるためのシステムというのは、その当時においても世界にも数社しかなかったというようなことがございまして、いわゆる同じバイオメトリクスでも、私どもの場合は、何百万という来られる外国人がテロではないか、あるいは日本で過去に犯罪を働いていないかというチェックのシステムでございまして、そこはちょっと同じバイオメトリクスでも視点が違ったものですから、そういう点では、アメリカの部分は調査をいたしましたけれども、国内という点ではなかなか厳しかったというのが正直なところでございます。

赤井委員 いわゆる銀行口座の個人認証等とはまた若干違うわけで、そこはきちんと説明していただければいいと思うんです。

入国管理局 失礼しました。銀行口座の場合ですと、基本的に、その人間だということのチェックでございまして、私どもの場合は、この人間が何十万、何百万のブラックリストの一人かどうかというチェックでございまして、ちょっとバイオメトリクスの使い方の視点が異なるということでございます。

中村委員 ちょっとまた別の視点なんですけれども、今まで実際に使われて、でき上がったシステムの効用といいますか、機能ですね。不具合でありますとか、あるいは、要するにきちっと機能しているのか。それこそ、アメリカでやられているものと比較しての水準はどうかというところについては、どのように認識をされておりますでしょうか。

入国管理局 まず、これ幾つか、効果といっても、なかなか測定が難しい部分もございます。例えばテロをとめられたのかということに関していうと、それは私ども、結局防犯というのは国のセキュリティのためにやってございますので、そういう点で、誰が日本に来るのをあきらめたということを測定することは難しいわけでございますが。

ただ、数値面でいうと、先ほど若干説明をいたしましたけれども、例えば不法入国者による入国事案というのが、かなり摘発事案が減っているとか、あるいは不法残留の新規発生ということで、過去に日本に不法残留した人間が名前を変えて入ってくるということが、今回の新しいシステムでできなくなりましたので、そんなこともあって、不法残留者の新規発生が相当減っていると。導入時と比べて3分の1まで減少しているということもございますし、あと、そういう人たちというのは偽変造旅券を使うケースが多いわけでございます。これも、導入時と比べて74%減少しているということでございますので、そういう入国管理の目的という点では達成している。あるいは、これからもそれを使い続けていきたいということでございます。

他方で、最近、新聞報道等で、いわゆる偽の、偽造の指紋の行使というのもございますので、これはその当時においては十分予測し得なかった部分もございますが、これはやはり、その時点で原因を究明して埋めていくと。要するに、その原因を解明して、その改修を図っていくというような対応を図っているところでございます。

瀬戸委員 自動化ゲートと個人識別のシステム自体の事業については、私は重要な事業だと思っていますが、そのコストについての適正なコスト評価というのは精査する必要があると。一番は、やはりマルチベンダーというか、入札時、一般競争入札を適正に行うような仕組みを調達側で作るということが、一番明確な競争論理が働くのではないかなというように思います。

ちょっと質問なんですけど、自動化ゲートのほうなんですけど、自動化ゲートのほうは、これはスタンドアローンシステムなんですか。これはサーバと書いていないんですが。価格も、3,500万という、先ほどの三十何億からすると非常に安いように思えるんですが。

入国管理局 バイオメトリクスシステムについても、1台、いわゆるちょっと……

瀬戸委員 自動化ゲートですね。

入国管理局 自動化ゲートについても、実は1対1照合だけではなくて、要するに登録した指紋とその人間が一緒かということだけではなくて、いわゆる1対N照合もやっておりますので、スタンドアローンではございませんで、サーバ群と接続をしております。

瀬戸委員 それは、先ほどの29億のサーバにつながってとかいうところですか。

入国管理局 そうでございます。

瀬戸委員 ああ、そうですか。この場合、自動化ゲートというのは、国民に対する行政サービスみたいところが一番顕著に現れるところだと思うんですね。

今、18台設置しているということなんですけど、先ほどのお言葉ですと、観光立国日本を目指して、日本人の出入国者は年間1,500万、それから、現在外国人の方は700万で、

それを1,500万、あるいは3,000万まで増やしたい。こういう構想の下に多分自動化ゲートというのは設置していると思うんですが、この18台というのはどういう意味があるのか。例えば、円滑に日本人が自動化ゲートを使って出入国できるためには何台あれば適切なのか。その場合の登録人員は、今10万でしたっけ、何万か分かりませんが、それを何万人にすれば自動化ゲートとして、行政サービスとして円滑なものということがアピールできるのかというところを知りたいんですが。

入国管理局 まずこれは、自動化ゲートシステムにつきましては、導入経緯をちょっと御説明しますけれども、平成17年度に日本人の出入国の実証実験ということで、成田に4台配置しました。日本人の出入国の機械による手続をしたわけですが、その後、外国人、いわゆる再入国を受ける外国人の方々から我々も使いたいということで、平成19年に日本人と外国人のレーン、これを導入しました。だから、17年は日本人、19年は外国人で、その後、21年9月に、成田空港に残っている入国あるいは出国審査場に全部、1台ずつ配備しました。次に関西空港と中部空港にも同じように、各審査場、入国・出国審査場にそれぞれ1台があると。

というのは、まず、国民のニーズがどこにあるのか。これをどんどん使うのか、それともまだ、もっとニーズをとにかく調べるという意味で、一応最低限の、今台数を設置しているところでございます。

瀬戸委員 フィージビリティスタディで18台設置して、今、実証中だということですか。

入国管理局 実証というか、まず、国民のニーズがどこにあるのか。

今、件数的には、4月の段階で、自動化ゲート、1か月当たり4万8,000人が使用しております。

瀬戸委員 例えば、現在外国人の方が700万人だと。将来、観光立国として1,500万人が、外国人が日本に来られるといった場合、有人の窓口というのは増やせないですよね、そんな急激には。そうすると、日本人の1,500万人の人間を自動化ゲートに回さなければいけないんですね。それは、何万人を回せばそういう円滑な入出国が日本人はできるようになるのかというふうに考えられているのか。将来的に、その自動化ゲートというのをどのくらい設置するのかとか、そういう戦略をお持ちでこの事業を計画されているのかということをお聞きしたい。

入国管理局 その点につきましては、持っていないというのが現状でございます。

この経緯からしますと、確かに自動化ゲートというのは将来的にはそこを見越してということでは始めているんですが、将来的にどのくらい設けたらいいかというのは、ほかにブースをどのくらい広げられるのかとか、それから、実際にそこまで増えていく外国人の状況とかを踏まえて進めていく必要があるところ、今の段階は、はっきり申し上げまして、そこまで全くいっておりません。

現状では、最低限の台数をまず導入して、この自動化ゲートの使い方において、いろいろ問題点がないか、それから実際にどのくらい需要が本当にあるのか、さらに、その需要を増やしていく上で、今、登録者数を拡大するために私どもも企業を回って、宣伝といいますか、こういうものがありますよということをお伝えしたりしながら獲得しておりますけれども、この状況を見て、どのくらい増えるのかを踏まえて本当の将来像を描こうというところでありまして、確かにちょっとその辺は足りないのかもしれませんが、本当の大きな将来

像というのはまだ描いておりません。

丸山委員 今のお話を聞いて、実証実験をやるときに、仮説でも何%の日本人あるいは外国人の出入国者を自動化ゲートにするとか、あるいは、国民のニーズというふうにおっしゃいましたけれども、もう2、3年やられているわけですね。比較的単純なところですね。つまり、担当官の方にパスポートとボーディングパスを見せるのか、自動的にやっていくのかということですね。ですから、そのニーズ、国民のニーズというものを、何をとらえようとしているのかとか、2、3年も経っているわけですから、どういう分析がなされていて、今のところ、この実証実験を続けるべきなのか。あるいは目的を設定するとしたら、仮説でもいいんですが、これはやるに値する投資なのかとか、そこら辺の議論というのは抜本的なことだと思うんですが、物事をやり始めるときに。それ自体が不明で、とにかく18台やってみようということではじめられたんですか。

入国管理局 すみません、お答えいたします。

まず、18台そろいましたのが平成21年9月でありまして、その実績がまだ十分出ていないというところと、これから羽田空港に新たに2台設置することを予定しておりまして、そこで四大空港に一通り最低限の数がそろえるということになります。

この自動化ゲートシステムといいますのは、ある一つの空港に設置した場合には、これは1年に何回も海外を行き来される方が基本的にユーザーになりますので、そういう方というのは、ある空港から行って同じ空港に帰ってくるとは限らない関係から、ある程度の規模の空港に最低1台ないと、やはり利用者数も獲得できないだろうと。そういうことがございまして、今、昨年の9月ぐらいからようやく、どのくらいこのシステムが有用か、有効かというところの、本当の検証ができる状況になったかと考えております。

これ自体は、理念的には、はっきり申しまして、やはり将来、確実に外国人がたくさん日本にいらっしゃる状況、あるいは日本人の出入国を円滑にするという点では、必要だと考えております。それはまずもって、これは24時間稼働させることができ、審査官のかわりができるということ。それから、場所をとるという意味では、先ほど御質問にありましたけれども、通常のブース、2つブースを設けるところに、これだと3台つくることができるということもありまして、今後、外国人の日本への入国者数が倍増していくということになれば、やはりこれは必要になるだろうと。

ただ、現状の問題点といたしましては、機械自体にも全く問題がないわけではありません。

というのは、一つは、通常の審査官が審査をしてゲートを通っていただくのに比べて、この自動化ゲートのほうが速いというわけではないんです。人間がやっても速いんです。さらには、その機械のほうで照合しているときに照合がうまくいかなくて、かえって時間が手間取るということがまずあります。

それからもう一つは、やはり今、台数が少ない関係で、同じ台で外国人の方も日本人の方も一緒に使っているという状況があります。そうしますと、外国人の方が通るときにはやはり時間がかかるんです。日本人であれば、通常、審査官がやる場合もすごくスムーズなんですけれども、その場合、日本人だけが列を組んでどんどんどん入国審査、出国審査が終わっていくと。ところが、この自動化ゲートは現状、外国人の方と同じものを使うという状況がありまして、そうすると、かえって時間が掛かってしまうという問題もあって、その辺りに若干ネックがあります。

丸山委員 私も先週見ましたけれども、成田で。今おっしゃったことを同じように観察しましたけれども、私が申し上げているのは、そういう今の現状の細かい描写を聞きたいのではなくて、物事を、40億のものを毎年、20億でもいいですけども、20億とか40億のものを、そのお金を使うときに何らかの仮説を作って、それで、ここまではまずやると。それで、そこである程度判断をして、その先に行くのか行かないのか、逆戻りするのかということとを地図みたいに描いて、それを示した上で、ここまでの予算折衝をしたいというふうにするのが普通だと思うんですね。

それからもう一個、ほかにも多分、法務省であれば40億のお金を使ったほうがいいような事業はあるはずですよ。ですから、この段階で40億のお金を掛けて、ほかの施策、ほかの事業に使えなくなるわけですね、その分だけね。ここの優先順位をどうやって考えられているのかというところが非常に不明で。

私、現実的に外国人で増えているのは、今、中国の方がこれから増えると思いますけれども、では中国の方、例えば中国の方が増えると、それについての増えるのに対応するために、その部分だけ自動化をして、当面その利便性を上げるのかとか、何らかの戦略性がないんですね。とにかくやったほうがいい、やり続けてみると。多分やればスピード化されるということだけでも問題点が多い。

それから今のお話で、去年9月に実証化が始められたというようなお話でしたけれども、いつになったら当面の実証が終わるのかと。何ケース必要なかというようなことは統計学的に出ますよね、ポイントが分かれば。

そういう、どうしても、なぜこのお金を今の段階で使わなければいけないかというのがちょっと、目的はともかく、合点がいかないんですけども、それについてお答えいただければ。具体的なシステムのお話とか、どうやって外国人が通って、そういうお話は結構ですから。

入国管理局 すみません、今この自動化ゲートの関係の予算は3,200万円でありまして、それでやらせていただいております。

おっしゃるとおり、これについてはもっと明確な戦略を描いていかなければいけないということは私どもも痛感しております、実証ということで、まず、とりあえず4台入れて、こういうバイオメトリクスで機械化された入国審査はできないかという、本当の実験という意味で始まったと。その後、現在は最低限1台入れて、どのくらい需要あるいは利便性があるかというところを見ているところでありますけれども、現状、少なくとも今の利用者数を倍増できるくらいにまで持っていくと。そのための登録者数を増やすということで取り組んでおりまして、これが達成できる状況になったときに、それまでの状況を踏まえて、次のステップを考えていこうと思っているところでございます。

丸山委員 でも、今の利用者の2倍にするという根拠は何なんですか。

それから、2倍にするために企業をお回りになって勧奨されているというお話でしたけれども、もともとシステムが動いていて本当に利便性があれば自然に使うわけですよ。ですから、企業を回って、もっとこれを使ってくださいというような行為と、いわゆるシステム上の精度を上げるという行為は、どうも重なっているように見えて、我々で、英語で申し訳ないですけども、nice to do と言いますけれども、やったほうがいいという事業を思いついて、とにかくやってみているというふうに思えて。

先ほどの取りまとめの方のお話でも、限られた財源をここに使うに値するののかということについての説得、私がされたいんですけれども、それがちょっとないのでお聞きしているんですけれども。

入国管理局 まず、増配備した昨年9月と、それ以前に比べますと、この利用者登録者数が、昨年の8月でいきますと、2,700でございます。それで、直近の22年4月、これが、7,282件になっております。したがって、これは各審査場に全部1台ずつ置いた結果、多分、増えているのではないかなというふうに見ております。

丸山委員 それは当然でして。

私がお聞きしたいのは、例えば、では10万人にしようと、その10万人がなぜ10万人なのかという根拠があるわけですが、10万人になればクリティカルマスといって効果が上がる。人件費との対応で効果が上がるんだと。それでシステムは、1回、多分人がやると15秒とか20秒でやっているとしますけれども、それも10秒から15秒でできるようになると、精度も上がるという仮説があって、だから2,700人が7,200人になったことが意味があるんだというようなお話を聞かないとですね。

当然、ブースを増やせば、あるいは啓蒙活動をすれば、2,700人が7,200人になるわけですね。それはどういう意味があるんですか、お金を使う。

熊谷委員（コーディネーター） 今のところは、何が2,700人から7,200人になったのかをもう一度御説明いただけますか。

入国管理局 この自動化ゲートを利用するためには事前に登録が必要でございます。

熊谷委員（コーディネーター） 事前登録を行っている方は、平成21年度末現在で約10万4,000人に及んでいる、との関係は。

入国管理局 私が言ったのは1か月でございます。

熊谷委員（コーディネーター） だから、きちんと説明してくださいと申し上げた。

入国管理局 もう一度繰り返しますけれども、21年8月の1か月の登録者数は2,709人でございます。

熊谷委員（コーディネーター） 新規ですね。

入国管理局 ええ、そうです。

次に、今年の4月1か月当たりの登録者数は、新規ですね、7,282人というふうになっています。

赤井委員 ちょっと関連で確認いいですか。もう一度、3,200万というのは、この自動化ゲートシステムだけですね。というか、この実際3,000人、そのサーバを使っていると先ほどおっしゃったんですけれども、それを使う分というのは、また別途お金掛かっているんですね。要するに、この29億の一部にもなっているということですか。

入国管理局 そうです。そういうことです。

赤井委員 それが3,200万ということですか。

入国管理局 いや、3,200万はですね……

赤井委員 実際の、そのゲートの。

入国管理局 4台の自動化ゲートシステムの賃借料と。

赤井委員 18台というのは、どう関係するんですか。

入国管理局 買い取りが入っていますので。

赤井委員 買い取りが入っている。毎年必要なのは3, 200万。今までの、この導入時から今まで、総合計で幾ら掛かっているんですか。これ多分、サーバも一緒に発注しているんですかね、この二つを。分けられないのかもしれないですけども、分けるとすれば。要するに、このシステムをやめるとすれば、この毎年の費用がどのぐらい減るのかも教えていただいたら。

入国管理局 お答えしますが、自動化ゲートの導入時期によって、買い取りでやった場合とリース契約でやった場合、これ、その都合がございましてやっておりますが、今申し上げたとおり、平成21年度における自動化ゲートの経費については3, 200万でございまして、今お話がございましたサーバについては、先ほど、外国人の、いわゆる指紋の照合でございます、その照合の部分はそっちのほうを。

赤井委員 日本人はサーバを使っていないということですか。

入国管理局 いや、日本人についても。ブラックリストのチェックはしませんですけども、日本人ですから。ただ、いわゆる照合、この登録している指紋と実際これで当てたときの本人の指紋が一致しているという部分は、その部分を援用してございます。したがって、ここという3, 200万というのは、あくまで成田空港……

赤井委員 導入時からどのぐらい、買い取りも含めて、どのぐらいのお金がかかっているんですか。

それと、この導入時に、どういう年度でどのくらいお金を使ってどうするかと、多分計画があると思うんですけども。将来、大きな計画がないとおっしゃったのも問題だと思うんですけども、そのとき、導入時にどういうふうにして、予算をとったときの何か将来見込み。あと、中国からの人も含めて、どう増えて、どのぐらい入れればいいんだというような、先ほどおっしゃっていた。

入国管理局 自動化ゲートに関しましては、今ちょっと総務課長からの説明にあったとおり、まず最初に成田に4台入れると。その次に関空、中部、それから成田にまだ配備されていないところがあったので、そこに入れると。羽田は今年10月に開港しますので、新しい国際線というのは。そこにそれぞれ入国と出国で1台ずつ入れるという計画はこの導入時に持ってございましたが、それ以上拡張という点に関していうと、それは持っていなかったわけでございます。したがって、この18台といいますか、4つの空港に入れるという計画を持っていたということでございます。

赤井委員 その総費用に見合って、今使っている分というのは効果が上がっているんですか、上がっていないんですか。使っている人数はある程度把握できるんですけども、費用に見合って上がっている。先ほど、かかる時間がそれほど変わらないというならば、インセンティブもほとんどないんですけども。何人通れば人件費が出るんですか。

入国管理局 ええ、それをちょっと申し上げたいと思うんですけども、ちょっとお待ちください。

瀬戸委員 探している間に一言ちょっとお話ししたいんですが、自動化ゲートのほうと判子の押すほう、例えば出るのに30秒かかったとしたら、自動化ゲートはだれも並んでいませんよね。判子を押すほうは数十人並んでいるわけですよね。だから、判子を押す時間はかからないで、並んでいる時間を考えたら、はるかに自動化ゲートの効果はあると私は思っているんですが。

入国管理局 ええ、もちろん。日本人の場合は、特に混雑時には……

赤井委員 だから、登録の手間を考えているんだと思うんですよ。

入国管理局 でも、登録は最初の1回でございまして、それ以降は10年間、このパスポートが有効の期間は使えますので。

赤井委員 情報がないと。

入国管理局 すみません、今のお答えいたしますけれども、自動化ゲートのコストに関してでございまして、5年間使うとして、1台当たりの月額コストは約20万8,000円ぐらいというふうに見積もってございます。というか、見積もっているというか、そういう計算してございます。

他方、空海港で入国審査業務を行っている入国審査官の人的費ということで、ちょっと比較をしてみますと、初任の入国審査官、大体採用されて4年目ぐらいで入国審査官になれるんですけれども、これは賞与込みで入れて、それを月収に換算すると、おおむね28万から29万。

ということでございますので、一概には比較はできないわけでございますけれども、人間だと8時間でもう、1日8時間でございまして、自動化ゲートの場合は、羽田空港ですと今度24時間働きますので、そういう点からすると、その処理能力、先ほど議論がございましたけれども、入国審査官の処理能力と同程度とすると、それは自動化ゲートのパフォーマンスは高いものと考えられておりますが。ただ、これはまさしく今申し上げたとおり、その効率性を検証しているところでございまして、その効率性の客観的な検証をこれからも続けていきたいということでございますが、ライフサイクルコストで計算すると、今申し上げたとおりでございます。

赤井委員 ある程度の人を通れば、あと24時間動くので、価値あると思うんですけれども、どのくらいの人を通るのかという、全く推計がないんですか。推計はあったんですか。

この登録する手間が、一回登録すれば通りやすいんでしょうけれども、登録する手間も掛かりますし、登録するのに何か説明書を読まないといけないとか、その機械はあるんでしょうけれども、たまにしか行かない人にとっては、それは当然デメリットで、そういうところのコストも考慮した上で、どういうシステムで、何秒で通れば何人にニーズがあるのかというような、そういうのも調査をして通常はやるはずだと思うんですけれども、それ、なければいけないというのと。

あと、もう一つは、高速道路のETCと同じで、外部性の問題があります。本人、1対1だったらいいんですけれども、並んでいるとほかの人にも迷惑かかるので、外部性がある場合は、何らかの補助をして利用を誘導するというような形が必要でしょう。最近ではETCは増えましたけれども、無理やりETCにしまえば、みんなETCになるから全員がハッピーになれるんだけど、自分だけ1人ETCを使うというのだと不便になるとかいう意味で、ある程度導入策みたいなのを計画してやるともっと効果は広がるとか、いろいろな考え方はあると思うんですけれども、そのあたりは検討されていないですか。

入国管理局 まず、前者につきましては、先ほどお答えしたとおり、各国際空港で、日本人、外国人の出入国が多い国際空港、羽田も含めて4つになりますが、そこに1台ずつ置くということが前提でございましたので。登録時間についてはおおむね3分ぐらいでございまして、それを見込んでということまではございませんでした。

他方で、年に1遍とか2遍とか海外旅行に行くだけのための方がこの自動化ゲートを使ってくれるかという、何かそこはなかなか難しい部分もございます。むしろ、この導入に当たってさんざん前提にあったのが、毎週というか毎月のように外国に出張される方が、いつも8時、10時台に飛行機に乗られるわけですが、そのたびに並ばされると、これを何とかせいというような苦情は当時、成田にも関空にもあったということで、これを解消したかったと。

それからもう一つは……

赤井委員 推計はできるはずですよ、そういう人たちがどのくらいと。

入国管理局 ええ。

赤井委員 データが全然ないですね。

入国管理局 あと、このパスポートに一々出国・帰国のスタンプを押すんですが、これ、いっぱいになってしまうとパスポートの再発給の問題もあるものですから、これをやめたいという、こういう要望があったので、そういったことも踏まえて行ったという。

赤井委員 でも、その数値では測っていないということですね。

入国管理局 そのとおりでございます。

丸山委員 今のものね、現象、そういうケースはあったと思いますが、何件あるのかとか、それを解決したら、今の例えばパスポートのページがなくなると、またくっつけなければいけないですよ。その事務について、どのぐらいの経費とか労力が掛かっているのかとか、ある程度でいいですから、推計した上でやりますよね、普通。その細部の結果がよく分からない事業なんです。

入国管理局 ちょっと定量的なところは申し訳ございません。ただ、平成16年にこの自動化ゲートの最初の実証実験を行ったときに、当初、2か月で2,000人程度と見積もっていたのが、それを上回る数が出てきて延長したというというような経緯もございまして。

そういう様々な、その準備に当たってのいろいろな要望とかアンケートもとった経緯がございます。それが何件かとか、その登録時間も含めてどれぐらいの効果かという緻密なところまでいくと、そこは申し訳ございませんということになりますが、相当な要望があったので、これは、少なくとも主要空港に1台ずつ置いても、使用してくれる人が相当出てくるのではないかと、こういう見込みはその当時から持っていたわけでございます。

熊谷委員（コーディネーター） ライフサイクルコストの20万は分かったんですけども、とりあえずこの導入コストが幾らだったのかを。

瀬戸委員 今、導入コストと言いましたけれども、もう一つ重要なコストがありまして、このシステムというのはセキュリティーシステムなので、悪いことをやろうとしている方がいるから、システムはすぐ陳腐化されるんですね。そのシステムを常に改造していかないとまずいので、その辺のコストもきちんと見積もらないとまずいのではないかなと思いますね。

導入すればいいという話ではなくて、例えばアメリカの場合は、2指からテンプリント、10指になっているし、あるいは自動化ゲートのほうも、指紋とか顔では駄目なので、そのほかの装置を導入したりしています。そういう、常にセキュリティーに対して改造するコストというのがかなり大きく効いてくるんですね。ですから、その辺のところも見積もって。

なかなかセキュリティーというのは、なければいいものなので、国民に対するアカウンタビリティー、きちんとやらないと理解が得られないと。私はこの事業というのは非常に重要

な事業だというふうに認識していますけれども、その辺のアカウンタビリティを明確にしないと賛同が得にくいのではないかなと思っています。

入国管理局 先ほどの御質問にお答えします。

平成20年に10台を追加で成田、関空、中部に入れたときの、これ、買い取りでございしますが、10台でございしますが、総額で9,240万円でございます。

サーバにつきましては、要するに外国人の指紋照合の部分を使っておりますので、これについて切り取った形で、ちょっと数を出すことはできません。

熊谷委員（コーディネーター） だから、共用のシステムだから、そこは一緒だというふうに見るしかないんですよね、ここは。利用率で見るとか、そういうふうに割っても、元のシステムというのがあるから、単純に切り分けることはできないわけですね。

入国管理局 はい。

熊谷委員（コーディネーター） 先ほど、審査官の件数とコスト比較みたいなことがありましたけれども、実際にこの自動化ゲートを入れることで審査官の配置を見直したり、時間当たりの配置を見直すとかいう形で、例えば件数のところをこれぐらい縮減できたとか、そういうのはあるんですか。

入国管理局 これにつきましては、今申し上げたとおり、導入当時において、いずれはそういう、普及すればということを考えてございますけれども、まだ、今現在の状況を申し上げますと、1台当たり1人……

熊谷委員（コーディネーター） いや、しているか、していないかだけ聞けたらいいですが。

入国管理局 現在、してございません。

熊谷委員（コーディネーター） していないコスト比較は意味がないんですよね。

入国管理局 先ほど申し上げたように、この自動化ゲートは日本人と外国人が併用になっております。外国人、再入国のほうは申請書を、EDカード、出入国カードを書く形になっておりますので、ちょっとそこが削減できないということ。完全に日本人と外国人を分ければ、日本人は自動的に通れるという形に。

熊谷委員（コーディネーター） それは最初から分かっていたことでしょうか。作ってから気がついたんですか。

入国管理局 いや、最初の導入のときには、17年度は日本人専用にしたんですけども、外国人、再入国のほうから、利用者が入れてほしいということで、一緒にしてしまったということでございます。

熊谷委員（コーディネーター） そこの制度設計の問題でしょう。それを今ここで言ったからといって、何の解決にもならないですよ。

入国管理局 今後はそういうことを見直しながら、よりいいものを導入していきたいと。

赤井委員 見直すというのは、外国人と日本人の、どう変えるんですか。

入国管理局 日本人専用あるいは外国人専用と分ければ、日本人のほうは審査官を配置する必要はありませんので、そこは合理化が図れるんだと思います。

赤井委員 では、それをまずやっていただいて、それでよくなるのであれば、コスト掛けずによくなるのであれば、ですよ。何か。

伊藤委員 自己点検の上の欄の下2行なんです、「関係機器の多くは、平成19年」「5年間のリースを契約を結んで」「リプレイスは平成24年」と、さりげなく書かれているんです

が、恐らくこの事業の最大のコスト削減というのはこの部分だと思うんですね。

39億がここに出ていますから、それをどうするかと。このさりげなく書くというより、反対に言うと、官公庁は年度決算ですから、確かに見直しの余地の直接的にはならないと思いますが。例えばソフトウェアをどうするのか、ハードウェアをどうするのか、あるいはリプレイスをするのか、再リースをするのか、NECを外すのかとか、そういうコストの見直しの恐らく最大のチャンスだろうと思いますから、前広に検討されて、見直しの余地に入られてはどうかと思うんですが、いかがでしょう。

入国管理局 このシステムは汎用性のミドルウェアを使っておりますので、リプレイスするときには外部からの入る可能性はあると思います。ただ、ハードとソフトを切り分けて調達する場合に、では、ソフトをそのまま使うとなるとハードにも影響したりしますので、若干そこは検討の余地があるのではないかと思います。

いずれにしても、有識者を交えて、今後どう在るべきかというのは検討してまいりたいというふうに考えています。

入国管理局 次の調達が、19年10月に導入していますので、そこから5年後でございますので、早いところRFID、情報収集については実施していきたいということでございます。

その当時の技術水準と今の技術水準、あるいは、当時参入できた企業と今参入できる企業と、恐らく違ってくると思いますし、当然、その開発コストについても相当、あと機器の借料についても相当、そこは期待をしているところでございます。

丸山委員 私がどういうふうに判断するかということなんですけれども、どの事業を見ても、目的が喫緊なのかどうかという観点をまず見ます。

それから事業の検討レベル。私は皆さんと一緒にずっと仕事はできないわけですので、皆さんがその事業の骨組みをきちっと理解されて、それを合理的に進めているのかどうかと、その品質ですね。仕事の品質がどうなのかということを見ます。

それで、やるに足りるかどうかと、これをやるべき事業かどうかということ、時々検討して、後戻りもあるのかということも見ます。

ほかに手段はないのかと、ほかにやるべき事業はないのかということを見ます。

つまり、今日ここで、いつもそうなんです、行政刷新会議で議論しますと、事業の本当の細かい細部、それについての説明を受けたり、あるいは現象的に、こういうクレームがあるからこれに対応したとかいうお話をするんですが、本当に生産的な話をするためには、やはり、これは急に見せられるわけですから、私たちは。少しの勉強はしていますけれども。もう少し、まず事業の目的が、なぜやらなければいけないのか、なぜ国がやるべきなのか、どうしてこの事業がまたやるべき事業の中で喫緊の課題なのかと。予算として多額のお金を使うに値するのか、それともパイロット的に、ほかの国にも遅れないようにやるべきなのかとか、そういうような政策判断をまず見せていただいて、その上で、その政策判断に基づいて、どういうプロセスとかアプローチが必要なのかと。

この場合はフィージビリティスタディがあるということですよ、ゲートは。どこの時点で後戻りがある、あるいは中止することがあるのかと、あるいはそのまま続けるのか、拡大するのかというような道筋を見せていただかないと。

どうしても非常に個別のところを議論したり、全体の絵が見えないわけですよ。どの絵を描くかということ大体、例えば風景画を描くとしたら、大体デッサンを前提から始めます

よね、鉛筆で、それで色を付けていくわけですよね。そういう見せ方をしていただかないと。

この膨大な時間をこれで使っているわけですが、本当に私は、この資料に基づいて、先ほど言ったようなフレームワークで考えているんですが、自信がある判断をしているかどうか、ちょっと分からないんですね。そこを本当に工夫していただきたいんですね。一般論で申し訳ないんですけれども。

入国管理局 まず、個人識別情報システムにつきましては、テロ対策あるいは不法入国を防止する観点で、これは非常に私は有効だというふうに思っております。

自動化ゲートシステムですけれども、今後、外国人が大幅に増える見込みがありますので、では、ブースも限られている、あと審査官はどんどん増やすのですかといったときに、やはりこれは自動化をしていく方向が正しいのではないかなと思っています。若干の自動化ゲートのところに今問題点がいろいろありますけれども、それは最低限の台数を配備して、それで検証した上で、これを続けるのか続けないかというのを見極めたいと思っております。

赤井委員 だから、おっしゃっているのは、正にそういう点をもう少しビジュアルに、あと数字も入れて、計画的に見せて説得的にやるというのがないと、なかなか理解が得られないのかなという気がします。

熊谷委員（コーディネーター） 最低限というのは、何をもって最低限。1台の処理能力はどのくらいですか。

入国管理局 1台、今現在、90でございます。

熊谷委員（コーディネーター） 90？

入国管理局 人……。能力ですか。能力は、この5月のゴールデンウィークに1台当たり1日350ぐらい処理しています。恐らくもうちょっと。

熊谷委員（コーディネーター） もともののシステムの処理能力は、どれぐらいを見込んでいたんですか。

入国管理局 90人でございます。

熊谷委員（コーディネーター） 今の実績だと1日350人。

入国管理局 処理能力といいますと、一番、出国でいくと、9時台に非常に込みます。だから、そこをターゲットにして、どの、30なのか、40なのか。だから、今……

熊谷委員（コーディネーター） ということは、ピークアウトのときのコントロールさえできればいいと。

入国管理局 だから、9時台のときに、大体今……1時間当たり90人を処理すると見込んでおります。

熊谷委員（コーディネーター） 最低限という表現をされると、では、これはもともと何人を想定して18台を置いたのか。現状は、それに対してどういう状況にあるのか。9時台のピーク時の対応ということで考えるなら、では、そのときの審査官の皆さん方の配置状況というのは、ほかの時間に比べてどうなのかということを、客観的に比較する材料を提供していただかないと判断が不能になるんですよ。そこをしっかりと説明していただくか、内容を提示いただかないと、その最低限というのを今ここで、ああ、そうか、最低限だというふうに、うのみにはできないんですよね。

入国管理局 いや、私が申し上げた最低限というのは、各入国審査場、出国審査場にそれぞれ1台、最低限を設置しましたということでございます。

例えば成田でいきますと、1ビル、2ビルがございます。2ビルの場合はRとLがあつて、それぞれ出国審査場、上陸審査場。だから、そこに最低限の1台を入れていますと、そういう説明をしたつもりなんです。だから、今、審査場のところに複数台は配置しておりません。赤井委員 やはり導入したときの戦略マップみたいな推計が全くないので、話がちょっと噛み合わないと思うので、そうなんですけれども。

私、個人的には中国の、きちんとした推計がないと駄目ですけれども、中国人とか増えてくると、当然コストの問題もあるので、その自動化ゲートを増やしていくべきだと思うんですけれども、どういうふうにして増やしていくのか、その効果がどうなのかということをもっと説得的に話をするというのと、あとは、やはり使えば、先ほどのETCの話ではないですけれども、使う人が増えてくればどんどんメリットは出てくるので、同じシステムでも価値が増えていくわけですね。ある程度の人がやはり使っていないと宝の持ち腐れみたいになってくるので、どういうふうにして人をそちらに誘導させていくのかとか、そういうのは当初から練られていないんですか。もう使いたい人が使えばいい。その使いたい人が何人いればいいかという。

入国管理局 これについてはホームページ等でも公表を、いろいろ宣伝をしていることでございますし、先ほど、3月のテレビ番組でも紹介されて、それで若干の登録者数が増えたという効果もございますし、あとそれから、昨年10月からでございますけれども、こっちから出張して、例えば20人以上、自動化ゲートを使いたいという人がいたら、そこに私どもが出かけていって、ポータブル端末を持って行って登録をするという、こういうサービスも実施しているところでございますので、これから更にそういう広報・宣伝をします。

赤井委員 ちょっとこれは余談になるかもしれないですけれども、空港当局とかと連携をして、やはり人って価格にかなり敏感に動くので、その価格インセンティブを付けて誘導するという、ETC割引があるから使おうかというのと同じですけれども、そういうような仕組みとかは導入の可能性とか、事実上できないんですか。

入国管理局 それは、航空会社とか連携すればチェックインもできますし、そういうメリットはだんだん出てくるかと思います。それも含めて、今後検討していきたいというふうに考えています。

赤井委員 チェックインメリット。

伊藤委員 その自動化ゲートって、私は将来的には制度としては非常に重要なものではないかと思うんですが、お聞きしているところ、その事前登録制度がなかなかうまくいっていないのかなという。

全くの素人でございますが、例えばパスポートを申請するときに、自動的にその場所で登録をするということになると、パスポートが変われば全部登録者が終わるというようなこともあり得るんですが、そういうことは不可能ですか。

入国管理局 これは、設置場所に確かに問題があるのかなと思っております。成田でいきますと、審査ブースを出た後に、前のほうに、この登録の場所がございます。だから多分、町中にそういうのを設ければ、もっと利用者が上がるのではないかなと思っております。そこで我々としては、旅券事務所などに赴いて、今後この登録を拡充する方向で検討しているというか、やっていきたいというふうに考えております。

入国管理局 今の現在、この取組でございますが、広報用リーフレット、ホームページ等々の

ほかに、今ちょっと先生のお話にあった旅券事務所に出向いて、毎日というわけにはちょっといかないかもしれないですが、いわゆるモバイル登録を行う。あるいはエアライン、航空会社の協力をいただきまして、チェックインカウンターでそのリーフレットを配布して、出国するときに、ここで言うていただければ登録できますよというような宣伝をしていきたいというふうに考えております。

丸山委員　そもそもの話なんですけど、バイオメトリクスに関しては私も、目的がテロとかそのほか不法入国の防止ということであれば、これは喫緊の課題だということで、逆に増額要求がなぜ出ないのかと。例えば5年間で、今ある一番いいシステムを日本で入れるというような判断もあり得ますよね。

それから、自動化ゲートに関してですが、利便性ということですが、同じような秒数で終われば、人でも機械でも、例えば人間が笑って「ウエルカム」と言うほうが、お客さんの立場から見ると利便性が高い可能性がありますよね。というようなこともあって、今、町中で機械に入れられるというようなことは、くれぐれもよく政策の優先順位を決められてからやるべきだと思うんですね。

これはシステムで共有部分があるので両方一緒に出ているのかもしれませんが、そういう意味で、メリハリというんですか、これは本当に国がやるべき喫緊の課題から全力で予算と人と労力と時間を掛けていくというような説得性がないと、これについて、よしと、あるいは増額してくださいというような判断が難しいんですね。この技術自体が公開されているわけですので、私たちも公にさらされているわけですね。ですから、ここで私たちを説得するのではなくて、私たちを通して公開されて見ている一般の普通の納税者に対して分かるような説明をよく、こういうペーパーも含めて、考えていただきたいんですけども。お願いします。

入国管理局　御指摘、重々承りました。

丸山委員　具体的には、そのプロセス、こういうプロジェクトをやるときにプロセスコントロールというようなやり方が普通の、どこでもありますので、御存じだと思いますが。日本は企業、特に製造業ですとか、中村さんがいらっしゃるセブンイレブンとか、非常に進んでいるんですね、プロセスコントロールが。そういうところに行って勉強されて、研修制度もあるようですから、そういう手法をどんどん取り入れるというようなことをされたらいいと思います。

入国管理局　ありがとうございます。今、官民人材交流みたいなものがございますので、そういったことも含めて検討させていただきたいと思います。

丸山委員　ただ、スピードが必要ですよ。

入国管理局　ええ、よく分かっています。

赤井委員　最後に一言ですけども、何か説明されるとか、出向いて行って説明するというのもいいんですけども、人々って価格に敏感なので、そこを使うとよりコストが安くなるとか、空港使用料が安くなるとか、そういうような仕組みとか、何かもっと柔軟にいろいろ仕組みを考えれば。その導入の必要性があればですけどね。

熊谷委員（コーディネーター）　それでは、評価の集計を私から報告させていただきます。

この「バイオメトリクスシステムの維持・管理」について、まず、この事業の支出先及び使途の把握水準について、重複の御意見がありますので、6名の評価者ですが、総数は7名

の、7つの判断ということになります。十分とされた方が1名、改善の余地ありとされた方が3名、不十分とされた方が3名であります。さらに、この事業についての見直しの余地についてですが、一部改善が2名、抜本的改善が5名でありました。

これを踏まえて、官房長から取りまとめをいただきます。

稲田官房長 ただいま御発表いただいたとおりで、この場の評価結果といたしましては抜本的改善が多数を占めておりましたので、この事業につきましては抜本的改善ということにしたいと思います。

今いただいているコメント、いろいろ多数ございますが、その中、拝見しますと、特に自動化ゲートについて、その意義でありますとか、導入当時の目標とか効果分析等々についてきちんと出されていない、あるいは、今後どのように全体についてコスト削減をして行こうとしているのかという点について明らかでないというようなものもございました。

御説明につきましても、やや抽象的・感覚的な部分が多いというようなところもございますので、今後、中身につきまして、よく精査をしていく必要があるなと思っております。

いずれにいたしましても、この評価結果を踏まえまして、先ほどと同じでございますが、この点、政務三役に御報告し、その指導を受けながら事業は見直していきたいというふうに考えております。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

《地図管理業務・システムの最適化の推進》

後藤会計課長 それでは、議題３の「地図管理業務・システムの最適化の推進」についてレビューをお願いいたします。民事局から、どうぞ。

民事局 それでは、資料３１ページの「地図管理業務・システムの最適化の推進」について御説明いたします。

この事業は、行政事業レビューシートに書いてございますように、一言で申しますと、全国の登記所に備え付けている地図、各種図面をすべて電子化するとともに、地図と各種図面に関する事務をコンピューターシステムによって処理する地図情報システムを導入して、事務の適正化及び効率化と行政サービスの向上を図るというものでございます。

これをもう少し詳しく御説明したいと思います。資料は３５ページを御覧ください。

まず、現状のところから御説明いたしますと、全国の登記所では、不動産の現況と権利関係を登記簿に記録して公示する登記事務を行っておりますが、登記記録だけでは登記されている土地や建物の現地の、どこにそれが位置するのか、あるいは区画・形状がどのようなものかということが明らかにできませんので、これらを明らかにするために、地図や、あるいは各種の図面、例えば地積測量図などが登記所のほうに保管されておりまして、利用者の閲覧に供されているところでございます。その数は、地図が約６７０万枚、各種図面が約１億１，０００万枚にのぼります。

地図といいましても、下にございますように、現状にもございますが、区画を示すものでございます。しかし、これらの材質は紙やポリエステルフィルムということにして、例えば紙の原図などを直接閲覧に供しますと図面が損傷いたしますし、あるいは分筆があったような場合には、その図面に書き入れていくということになりますので、精度の低下といった問題も出てまいります。また、搬出入に多大な労力を要するといった事務処理上の問題もございます。

そこで、一部の登記所では、右にございますように地図管理システム、これは地図に係るデータをコンピューターで管理するという仕組みでございますが、これを導入したわけですが、これもいわゆるスタンドアローンという問題点がございました。

そこで、平成１７年１０月に策定されました地図管理業務の業務・システム最適化計画、これは行政事業レビューシート３１ページで申しますと「関係する計画、通知等」というところがございますが、この最適化計画に基づきまして、地図と各種図面を電子化し、これらに関する事務をコンピューターシステムによって処理する地図情報システムを、平成１８年度から２２年度までの計画で導入するということとしております。

これによりまして、この３５ページの資料で申しますと、下にございますように、登記情報システムとの連携、これは既にコンピューター化されておりますので、これとの連携によって、事務処理の一体化に基づく事務処理の効率化が図られる。ほかにも、インターネットによる地図・各種図面情報の公開、さらには、どこの登記所からでも全国の地図・各種図面の証明書が取得できるようになるということでございます。さらには、地図情報保全センターを設置し、障害発生時の業務継続を実現するなどの行政サービスの向上を図ることができるということでございます。

なお、今後のスケジュールですが、全国の登記所への地図情報システムの導入と地図の電

子化作業は本年度末で終えることになっておりますが、地積測量図などの各種図面は約1億1,000万枚に及ぶ膨大な量がございますので、最終的な地図情報システムへの登録の完了は平成24年度まで掛かる見込みでございます。

具体的な地図情報システムの構成ですが、これは36ページを御覧ください。

地図情報システムにつきましては、システム全体図の左上に書かれております地図情報センターにおいて一元的にデータの管理や各種業務の処理を集中して行っておりまして、登記情報システム、それから各登記所の端末装置とこれらが接続しているところでございます。

また、法務省業務継続計画において地図管理業務は非常時の優先業務とされており、右の上でございますように、地図情報センターと同規模の地図情報保全センターを設けて、地図情報センターの被災時などの業務継続を図っているところでございます。

なお、地図情報センターで稼働している各種サーバ、その他の機器などに係る賃貸借期間が、一部を除きまして23年度末までで満了いたしますので、平成23年度にハードウェアなどの更新のみ行う単純リプレースを予定しているところでございます。

次に、32ページの資金の流れについて御説明いたします。

調達は、大きく分けまして、法務省本省調達と、全国に50ございます法務局・地方法務局における調達に分かれます。本省で調達しているものは主として地図情報システムの整備に係るものであり、各法務局・地方法務局で調達しておりますものは、主として地図情報システムに登録する地図、それから各種図面の電子データの作成に係るものでございます。

それから、次の33ページの契約の種類欄、各別紙の契約の種類欄に御覧いただいておりますが、一部随意契約もございますが、基本的には一般競争入札により調達を行っております。

なお、31ページの自己点検の欄の関連でございますが、自己点検の欄の支出先・使途の把握水準・状況にありますとおり、この事業に係る経費の支出先や使途につきましては、支出先と締結した契約に基づき把握しておりまして、必要な検証を行うために十分な水準となっているものと考えております。

次に、自己点検における見直しの余地について御説明したいと思います。

まずは各種図面の電子化作業の関連で御説明いたします。資料は37ページを御覧ください。

この資料の右上に記載しておりますように、平成21年度の予算額は約9.6億円でございました。執行額は約4億ということで、約5.6億円の差額が生じております。これは、各種図面の電子化作業は各法務局ごとに調達を実施しておりますところ、各局ごとの実情を踏まえた予定価格の積算が行われたことに加えまして、調達情報の積極的な広報などが行われた結果、多数の事業者の参入が得られて、公正な競争の実現が図られたことなどによるものと考えております。

他方で、各種図面の電子化作業は、概要図に記載の作業のフローのとおり、基本的にはスキャナーを用いて読み込み、所在、地番、家屋番号など、各種のデータをインデックスデータとして入力して読み込んだ画像データと関連づけると、こういうものでございます。ほとんどの工程で人手を介した作業が必要となっております。中でも③のインデックスデータの検証につきましては、1件ずつ目で見て確認をしているものでありますので、この点が作業効率という観点から見まして課題の一つと認識しているところでございます。

それから次に、もう一つの見直しの関連で、地図等の証明書用紙の調達について御説明いたします。これは次のページを御覧ください。38ページでございます。

従来、各種の、登記所での証明書につきましては普通紙を用いておりましたが、偽造事案が後を絶たず、効果的な偽造防止策を講ずる必要があったということで、その一環として、専用紙、いわゆる地紋紙を採用することとしております。これは次の資料にも付けておりますし、お手元に現物が、緑色のA3の紙があるかと思いますが、こういったものが今採用されているものでございます。平成16年度に地紋紙を採用するに当たっては、企画競争を行いまして、偽造・変造防止技術や製造コストなどを総合的に評価しまして、凸版印刷株式会社を契約の相手方としたところでございます。

33ページを御覧いただきますと、ここにはございますが、Dの別紙のところ、真ん中にあります。これが凸版印刷との随意契約の関係でございます。

しかし、これは印刷に当たりましては、偽造・変造対策としまして、凸版印刷株式会社が保有する特許技術に係る特殊な技術、高度なセキュリティーを有する技術が用いられておりまして、この技術を有する契約の相手方以外には請け負うことができないと、こういう性質のものでありますので、平成21年度においても随意契約を締結していると、こういう経緯がございます。

なお、本事業における平成21年度の執行額は4,200万円という額ですが、同一事業の契約で、今回のレビュー対象の地図・各種図面以外の各種の証明書、登記事項証明書などの用紙も随意契約で調達しておりまして、それらを合わせた平成21年度の執行総額は4億9,000万円ということになっております。そこで、現在の用紙を採用してから既に5年以上経過していることもあり、証明書用紙に関しまして、今後の調達の在り方を考えるということも必要ではないかというふうに考えているところでございます。

説明は以上です。

後藤会計課長 それでは、私から論点について説明をさせていただきます。

今御説明ありましたとおり、地図情報システムにつきましては、平成17年の最適化計画に基づきまして、平成22年度末までに全国の登記所へのシステムの導入が完了するというところでございます。

検討すべき点としましては、一つは、各種図面の電子化に要する経費につきまして、平成21年度の執行で、当初見積額から5億6,000万円ほどの開差が生じております。この経費につきまして、平成21年度の執行状況を踏まえた上で、個々の作業の効率化等を図ることによる単価の見直しを行い、予算縮減を図れないかという点が1点でございます。

それから、地図情報システムの運用に係る調達の中に随意契約によるものがございます。随意契約を実施している調達のうち、今説明にありましたが、地図等の証明書用紙を始めとします各種の証明書用紙の製造請負契約について、改めて国庫債務負担行為による複数年契約を前提とした一般競争入札を実施することにより、経費の縮減を図ることができないかという点がもう1点でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、御議論をお願いいたします。

瀬戸委員 一般競争入札の状況を教えていただきたいのですが、コンテンツを作るところと、あとシステムの構築の部分、Bの部分とDの部分でしょうか、32ページでいきますと。何

者ぐらい応札されているのかとか。

民事局 それでは、Dの関係で御説明いたします。

エヌ・ティ・ティ・データ、一般競争の部分、何本かの契約がございますが、これらはいずれも1者入札でございます。

それから、NTTファイナンスも1者入札でございます。

それから、次の国土情報開発、これは複数入札でございます。

それから、東京センチュリーリース、これも1者入札でございます。

それから、富士通で一般競争がございますが、1者入札でございます。

それから、アクセントゥア、これは複数入札でございます。

それから、エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス、これは1者入札。

それから、エヌ・ティ・ティ・エムイー、これは平成18年の入札だと思いますが、2者入札、複数入札でございます。

赤井委員 ついでに、そのBの一番大きいのも1者ですか。国土情報開発、一番大きいので、ここで。

民事局 国土情報開発、失礼しました、複数入札でございます。

赤井委員 それはD別紙のほうですか、Bのほうですか。ABCのBですか。

民事局 Bですね。

赤井委員 Bのほうが複数ですか。

民事局 はい。

赤井委員 このDのエヌ・ティ・ティ・データは1者ということですね。

民事局 はい、エヌ・ティ・ティ・データは1者入札でございます。

赤井委員 前と一緒にすけれども、どのぐらいこの金額が妥当なのかというのと、費用対効果がどうなのか。この事業導入時からの議論だと思うんですけれども、全体として、これ特会、どういう収支見積りというか効果を数値的に把握してこの事業が導入されたんですか。何かあれば教えてください。

民事局 最適化計画を私ども作りまして、その最適化計画の中で現状と、この地図情報システムを導入したときということで計画立てまして、当時、最適化計画の当時のところの、年間3億円削減を目標に、この地図情報システムを導入しました。実際導入したところ、現時点ではそれを上回る年間4億円の削減が実施できているという実情で、そういう実情にあります。

赤井委員 削減というのは、これまでどのぐらい掛かっていて、幾らになったんですかね。これ、収入もあるわけですよ、実際利用料もあるわけなので。

民事局 はい。最適化計画実施前の経費ということで、18年度から21年度までの4年度の平均ということで、通常掛かっておったのが約15億円になります。削減目標が、経常的に掛かっておった運用経費、実施運用経費で削減を、先ほど申し上げましたように3億を見ておったと。最適化計画実施後の経費が実際は11億、年間、この4か年平均で約11億掛かっておりまして、差し引くと約4億の削減が実現できているという状況です。

赤井委員 これ、コストはそうですけれども、サービス水準は変わっていないという理解でいいんですか、それとも上がっているんですか。利用者はどうなっていますか。

民事局 サービスの中身は格段に向上していると認識しております。

先ほど説明ありましたように、この35ページの紙で中段にございます「現状」と「地図管理システムの導入」ということで、現状、紙とかポリエステルフィルムのこういう地図を公開しておったと。紙とかポリエステルフィルムなものですから、当該登記所でないと証明書が出せない、写しが出せない。地図管理システムを導入したんですけれども、その電子的な処理というのはこれで一定程度確保できて、精度の低下というのは解消できたんですけれども、あくまでもスタンドアローンなものですから、ネットワークを使ったような処理ができない、あと登記事務と連動したような処理ができないという、やはり隘路はございました。

これが、地図情報システムの導入によりまして、この下のきれいな数値地図をプリントアウトすることで、きれいな数値で出るし、あと……

赤井委員 そうなんですけれども、コストは下がったという、このコストの中身を教えてほしいんですけれども。どういうところで下がったのか。あと、利用者がどういうふうに変ったのか。あと、利用時間という意味での利用者の便益がどういうふうに変ったのか、その辺りは。

民事局 利用時間は、登記所の窓口における利用時間は同じです。8時半から5時15分まで。

赤井委員 1人当たり発給するのに掛かる時間というか、効率性というか。

民事局 概算で、概数で申し訳ないですけれども、従前、搬出入してお渡しするとかの作業はあるものですから、1件当たり、例えば30分とか45分等を要しておったものが、コンピューターでたたいてプリントアウトされたものをお渡しするというで済んでおりますので、10分とか15分とかということで、お客様をお待たせする時間というのは格段に減っております。

赤井委員 利用者数は増えているんですか。

民事局 利用者数はそれほど。もともと需要があるものが使われておるものですから、それほど増えるものではないかと思っております。

赤井委員 では、丸々コスト分が出てくるということですか。

民事局 はい。ただ、ここ、二つ目の○でございます、インターネットで公開ができるということで、地図情報システムではインターネットで公開しておるんですけれども、このインターネットによる公開のほうは格段にその件数が伸びております。やはり、事務所、自宅にしながらして御覧いただけるということで、非常に使い勝手がいいものと考えております。

瀬戸委員 運用コストは、32ページのDの部分で、大体60億ぐらいが年間の運用コストになるのでしょうか。

民事局 はい、そうです。

瀬戸委員 この60億は、その登記簿等の利用者が全額負担して運営できるようになっているのでしょうか。

民事局 はい、そうです。それぞれの制度利用者が受益者負担の観点で、それぞれの……

瀬戸委員 受益者負担で60億が捻出されることができると。

民事局 はい、そういう仕組みになっております。

赤井委員 受益者負担というのは、このシステム分だけですね。登記所で働いている人の分まで出るわけではないんですね、要するに。

民事局 登記所で働いておる人の、職員の当該事務にかかわる部分も含んでおります。

赤井委員 賄えるわけですか。

民事局 はい、賄う仕組みになっています。

熊谷委員（コーディネーター） 今のだとすると、先ほどの瀬戸さんに対する答え方としては、この59億に対して、手数料は幾らでしたっけ。

民事局 現状、窓口で500円です。

熊谷委員（コーディネーター） ごめんなさい、手数料収入額、総額で。

民事局 この制度、特別会計の制度で、手数料収入全体でいくと……。

民事局 21年度の実績ですと、窓口、オンライン、この地図の関係の手数料収入としては、67億でございます。

熊谷委員（コーディネーター） 窓口と。

民事局 窓口と、あと情報提供のオンライン。

熊谷委員（コーディネーター） オンライン提供、合わせて67億。

民事局 はい。

熊谷委員（コーディネーター） 先ほどのだと、それぞれ登記所の人件費の部分も含めて手数料に入るんですというお話だったから、だとすると、では、人件費部分は幾ら掛かるんですかと。この事業に直接関係ないですけれども、その部分も手数料には入るんですというふうに説明があったので、となると、手数料収入の67億、ここで掛かっている、このサービスに掛かる費用は59億だけれども、人件費も手数料部分に入るということになる、人件費部分をお伺いしないと、ここがどれだけの費用かというのは見えないので、そこは人件費はどのぐらい、掛かっていますかと。

民事局 手数料積算に当たっては、今、受益者負担という考え方で、向こう3年間のそれに要する経費を、その予測件数で割るという形をとっております。したがって、人件費の部分についても、その各業務に応じてというんですかね。この地図のみの人件費、職員はいろいろな業務をやっていますので、その割合に応じて人件費の割合を負担として持った上で、手数料のこの価格というのは設定されています。

熊谷委員（コーディネーター） いや、それは分かるんですよ。

民事局 今この場で人件費の手持ちはちょっとございません。申し訳ないです。

熊谷委員（コーディネーター） いや、そういうふうな設計になっていますということだと、今の手数料収入と、ここに掛かっているシステム費用と、その人件費部分の、ある程度人工でこのぐらい見えていますよという部分が、全部足して手数料、ユーザー側の負担になっているということで行くと、そこを全部足し合わせてみないと、どのぐらいの構造になっているか分からないですよ。実際には手数料収入は67億あるけれども、人件費部分を足し上げてみたら支出は出せた。例えば80億掛かっているという話だったら、ああ、手数料収支は賄えていないですねという話になるし、いや、そこが3年間で、間で見るとということの中で大分改善されてきて、3年間でトータルで見たらとんとんぐらいになっていますとかいうのは、その人件費部分を聞かないと分からないですね。

民事局 申し訳ございません。

熊谷委員（コーディネーター） 今この時間の中で、後ろで調べてもらうこととかいうのは難しいですかね。

瀬戸委員 今の関連なんですけど、1者入札だったということなんですけど、この60億、59億ですか、これが適正な価格かどうかというのは非常に難しいと思うんですけど、逆に、60億

ぐらいの収入があるから60億ぐらいのシステムを構築してもいいかなんていうことは多分なかったと思いますけどね。その辺の、1者入札でやった場合、予定価格というのは適正に決められたんでしょうか。

民事局 もちろん、予定価格につきましては市場の調査などをして、十分いろいろな調査を経た上での予定価格を算出してございますので、そこは適正だというふうに理解しているところです。

丸山委員 基本的に、登記所というのは何箇所あるんですか。

民事局 現在461か所です。

丸山委員 461か所。

それで今の、まず適正価格の方から御質問しますが、市場価格なり、先ほどの説明でもインターネットでいろいろな価格を、市場価格を調査して、部分部分あるいは全体で積み上げ計算をして積算していると。これはダムとか公共工事のやり方と一緒にすよね。そういうことをやられているわけですよ。それにもかかわらず、なぜ1者なのかということは、どうしてなんですか。つまり、物すごく低い予定入札価格を設定されているわけではないわけですよ。にもかかわらず、NECなり、どこか分かりませんが、1者しか応札されていないということについて、ちょっと我々がシステムを買うときと違うので、それについて一つ質問ですね。

もう一個は、先ほどから導入コストと、それからメリット、便益について、一体間尺が合っているのかどうかという質問があります。これは会計的にいうと、御専門家もいらっしゃいますけれども、キャッシュベースの損益計算と、それから普通の損益計算書、これは償却が違うところだけですけども、主には。そういうようなトータルの、登記所461か所を運営する上で、システムコスト、収入から言いますと手数料収入、あるいは他からの収入、人件費、システムの導入コスト、償却コスト等々ありますね。そういうような、いわゆる普通の事業上の損益計算とかキャッシュフローの計算とかを、単年度あるいは複数年度、事業計画するときには将来5年間とか、そういうのをされているんですか。その上で効果がありと、なしと。だから、政策的優先順位も含めると、これをやるべきだというような事業計画ですか、そういうのをなされているんですか。というのは、今、人件費について御質問したら、すぐ出ないということは、そういう基本的な計算、効果測定というようなことをされているんですか。

二つだけ質問、端的で結構です。

民事局 まず1点目は私のほうから。

1者入札が多いという御指摘なんですけれども、確かに結果的に現状そうなっておるという実情は、もう今、先ほど説明申し上げたとおりです。しかしながら、地図情報システムは、その関連システムとの連携を図りまして、UNIX系のサーバで構築されている大きなシステムであります。システム運用等について極めて高い安定性・信頼性を求めていることから、また、必要最小限の条件はどうしても定めざるを得ない。定めております。しかしながら、これによって入札が制限されているとは考えておりませんということで、逆に私どものほうも、できるだけ多く、各社、札を入れていただけるようにということで、もう政府の取組の一環として我が社も取り組んでおるんですけれども、なかなか現実には1者入札が多くなっているというのが実情です。

ただ二点、導入当初、初年度とか、この18年度から入れていますので、ハードそのものは17年度に最初入れています。17年度、18年度、当初の入札に際しては2者、3者の入札がございました。今、ある程度動いて、稼働してくると、1者入札が多くなっているという実情にあります。

民事局 もう一つございました効果測定の関係は、私どもとしては特に具体的な形でやっているというわけではございません。

先ほど最初に申しました最適化計画の中の一定の達成目標などを達成するということで、それを目標にしているところでございます。

丸山委員 でも、先ほどから何回もお話しになっているように、限られた財源の中で、これが最適化計画があるとしてもですよ、財政状況がどんどん変わっていつているわけですから。その上で、461か所のところに幾らの経費が掛かっていて、幾らの収入があって、この事業を続ける、あるいは中断する、あるいはもっとやるというような判断をしなければいけないですね。そのときに、今言ったようなことはすごく複雑なことではなくて、461か所程度であれば、そのぐらいの規模の組織というのはどこにでもあるわけで、その会計手法、事業の採算のとり方をやるのがある意味では当然で、その上で今年の概算要求をすると。あるいは増額する、少なくするとされるのだと思うのですが、なぜそれをやらないのかがよく分からないんです。

最適化計画というのがあると。まず、地図をデータベースにしようというのが決まって、それに対して、ただただ邁進していますということですよ。そこには必ず納税者の立場があるわけで、なぜそれをやらなければいけないのか、それはどういう効果が数量的にあるのか、この事業に税金を使う価値があるかどうかということを判断しなければいけないですよ。それについての数値的な把握、これは1円単位でなくても、億円単位でいいと思いますけれども、そういうのもやっていないということですか。

民事局 御質問にお答えの形にかどうか、あれなんですけれども、これは登記特別会計というものでやっておりまして、その事業全体に対して、先ほど申したように、向こう3年間の経費を推計事件数で割るという形でとっておりますので、したがって、この経費等が、システム等が安くなれば、事件数が増えればそれに応じた形で手数料を引き下げすると。おおむね3年ごとに手数料の見直しという形をやっておりまして、それをそういう形で反映させていくということでございます。それが先ほどのちょっと効果とかというのは若干違うかも分かりませんが、そういう反映のさせ方はしております。

丸山委員 では、国民というか使用する我々の立場からすると、損益分岐点で収入である手数料を決めているので、そこについては計算されていないということですよ。ですから、システム導入することによって、例えば人件費が下がるとか、その下がった、少なくなったマンパワーをほかの事業に充てるとか、そういうような効果測定をされていないわけですね。

民事局 この関係でいいですと、先ほど申しましたように事務の効率化が図られますので、業務の処理時間が減るということで、17人分の職員の削減が、これによって実際に行われているところでございます。

丸山委員 それ、17人がどのような意味を持つとか、そう言われても分からないですね。

17人というのが、全体のコストが例えば100億円掛かっているうちの17人分だと、1人300万円で6,000万円だというのであれば何%ですよ。それが十分なのかどうか

というのは、トータルで考えなければいけないですよ。

そういうような考え方自体は、普通の組織であれば、公であれ、民であれ、やってから決めるんですね、物事を。あるいは反省する。そういうような手法もされていないんですか。

民事局 やっているんですけども、ここに……

丸山委員 でも、それが基本的な事業計画の、かなり1ページ目か2ページ目に在るべきものですよ。と思うんですが。

赤井委員 ぱっと見ると、地図も、この紹介はいいんですけども、やはり細かく、その効果があるのかどうかというのは、数値も入れながら、そういうことも書き込んでおかないと、レビューシートというか、それよりこっち側の説明のほうでもいいと思うんですけども。

熊谷委員（コーディネーター） ごめんなさい、例えばこれ、開発経費と移行経費、それぞれ幾らでしたか。

民事局 平成16年度から平成22年度までの7年間で、開発経費が約25億円と、移行経費が322億円でございます。

熊谷委員（コーディネーター） 運用経費は、先ほどの話で、手数料とかとの兼ね合いで見ていくというお話だったから、あえて省くとすると、例えばここで、初期の段階で350億近いお金が掛かっている。年間のコスト縮減効果が4億円だと。単純に割り算すると、これ、回収するのに85年ぐらいかかるわけですよ、単純にするとね。それを手数料とのバランスでどう見るのかとか、それを、更に縮減効果が出てくるんだとか、人の削減に充てるんだとか、例えば1件当たりの処理時間がこれだけ減ることによる便益というのがあるのかということとをトータルで御説明いただかないと、最初の単純な割り算で85年もかかるではないですかと言っておしまいになってしまうんですよ。

その手数料のところの、運用経費、ランニングと手数料との関係のところも3年で見るというのは、本当にこれでとんとんになるのかどうか、僕はちょっと、かなり疑問なんですけれども。

となると、これ、どこまでいってもペイしないではないかと。利用件数はそれほど増えるものではないと。ネットでの提供は若干増えるけれども、若干ではない、増えているんですね。増えているけれども、では、ネットがどのぐらいの利用がないとそこに追いつかないのかとか、そういう辺りを具体的にお示しいただかないと、ちょっと。

赤井委員 だから、計画があるんでしょう。ですから、収支がとんとんになるという計画があって350億とされているんですよ。それを何年で回収する予定なんですか。特会の中から出しているわけではないんですか、350億は。

民事局 そういった意味では、3年ごとに手数料単価を見直して、向こう3年で収入と支出が。

赤井委員 それはフローの話ですよ。その350億の分はどうなっているんですか。

民事局 350億のほうも、もともとの掛かっている経費がありますので、やはりもともと掛かっている経費、ちょっと申し訳ないですけども、この場では出ないんですけども。

赤井委員 運用経費は省いていますよ、これは。

民事局 その歳入、手数料収入とその支出、支出の部分には運用経費だけの支出ではございませんで、この一次経費になる開発費とか、この移行経費も、全体込みでの収支がとんとんになるという……

赤井委員 減価償却していますか。

民事局 はい、形になっていますので、全体込みで。

熊谷委員（コーディネーター） 説明を聞くと、先ほど聞いたときに、手数料収入が67億でしょう。ここでシステムのランニングで掛かっている経費が59億でしょう。差し引き8億でしょう。そこに人件費がのるわけでしょう。3か年どころではない話ではないんですかと聞かなくてはいけませんよね。単純に人件費を省いたって8億のプラスでしょう。3年掛けたら24億にしかないではないですか。どこで350億を回収するという話になるんですか。

民事局 すみません、ちょっと説明が行ったり来たりで恐縮ですけれども、先ほどの3年間の考え方は、もともとの初期投資分もその期間で回収するという発想でして、地図情報システムが開発された平成16年度と17年度の経費については、その運用コストだけではなくてイニシャルコスト分も含めて、この間の手数料によって賄われたと、こういう説明になる。

赤井委員 25億分ということですか。上の25が3年で賄われるということですか。

熊谷委員（コーディネーター） いや、単純な算数の話なんだけれども。

赤井委員 そういうのを初めに示してもらわないと。だから、収支計画を初めにまず示してもらわないと、説明が分からない。

熊谷委員（コーディネーター） だって、単純に手数料収入、21年度で67億なんでしょう。単純に3年掛けたら350億には届かないではないですか。過去の収入がそこに充てられているんだという話でいくんだったら、その過去の支出に対する負担はどうだとか、過去の人件費はどうなんだとか、当然そこ、あるんでしょう。その説明いただかないと、今の単純な理解で話を詰めたら大変なことになってしまうので、そこをしっかりと御説明いただかないといけませんよねと。

丸山委員 今、一連の質問は、もう比較的単純な質問でして、幾らのコストが掛かっているのですかと。それから、それに対して定量的な収入、コストをカバーする収入と、定性的なメリット、例えば待ち時間が30分から15分になると、両方合わせて間尺に合う、やるべき事業かどうかを判断したいわけですよ。

そうでなくて、もしもそれが計算が分かっても、お金の出どころが特会だろうと税金だろうと、いずれにしたって強制的に国民なり企業が払っているものですから、そこはいいですよ。その会計の細かいことよりも、全体のコストが幾ら掛かっていて、どういう便益があるのかと。それをやるべきかどうかということを経営したいわけですよ、私たちは。

それで、30分待つのを15分にするのがいいのかどうか。あるいは、ウェブ上で地図情報が、自分の家でプリントアウトできるということがいいのかどうかということについて議論をしなければいけないですよね。それについては、30分我慢しても、このお金をほかの事業に使ったほうがいいのかという判断もあるわけですよ、政策的には。そこら辺もお聞きしたいんですね、本当は。

どうしてこの事業を法務省が今の段階で進め続ける必要があるのかどうかということに関して、納得する説明がいただきたいんですね。それが判断の基準になるから。

瀬戸委員 これはどういう立場での発言がよく分からないんですが、こういう行政システムというのは、そもそも減価償却、民間企業がやっているみたいな減価償却みたいな考え方でとらえなければいけないのかどうか。少なくとも運用コストはペイするような形でやらなければいけないと思うんですが、一番最初の導入コストを減却しなければいけないような、そう

いうロジックというのは行政システムのほうにあるのでしょうかというのは、ちょっと疑問が1点と。

あともう一つは、今回の電子化というのは、大きな流れの中で、紙のドキュメントというのを維持するのは大変で、やはり多くのデータが電子化するという大きな流れの中にいますよね。ですから、そういう大きな流れの中で、この電子化というのはとらえなければいけないというふうにも思います。その辺のところ、説明責任をきちんとしていただければいいわけですね。

丸山委員 もちろん企業会計と行政上の会計は違いますよね。

ですから、道路ができるときに、道路ができてお金を使ったと、ただ道路は残っているのではないかと。だから、それはインフラとして国が持つべきものだ。だから運用のメンテナンスだとか人件費がカバーできればいいという発想ですね、当然ね。

ですから、これも同じだと思うんですね。システムを構築すると。道路とかダムと一緒にすよね。これに対して300億のお金を投入すべきかどうかを判断したいわけですね。その前提として、ランニングコスト自体はどこからカバーしているんですかと。道路ではないですけども、システムという名前の公共事業をやるに値するかどうかというところを議論しなければいけないですね。当然、やればやるほどよくなるわけで、便益は。ただ、30分待ってもいいと、当分は。

赤井委員 費用対効果。

丸山委員 費用対効果で。それなら、その300億なりのお金をほかの事業に、あるいはほかの優先的な分野に充てるという議論をしない限りは、事業ありきで説明しても、少しの、いわゆる入札の仕方を変えたらどうかとか、そういうような小手先の削減の話をするべきではないと思うんですね。そういうような状況では財政がないわけですから。

赤井委員 ちょっと加えて。電子化の流れは重要だと思うんですけども、それがもし重要であれば、その点をきちんと説明していただく。300億、これ、本当に収入で賄う計画なのか、これを本当に日本の税金で電子化というか、日本全体の電子的なシステムを作るという流れで国民の税金でやっているのか、それはどちらなんですか。これは特会の中で全部賄う予定なんですか。それは国民負担。

民事局 手数料です、収入。

赤井委員 手数料で300億を賄うという計画があるんですね。

民事局 はい。

赤井委員 その計画表か何かは出てこないんですか。

民事局 登記特別会計の仕組みがそうになっておりまして、いわゆる証明書の交付事務等につきましては100分の100、全額が手数料収入で賄われる仕組みなんです。

赤井委員 では、この350億も含めてですね。

民事局 はい、そうです。

赤井委員 その説明が、この毎年出るのが先ほどおっしゃった10億ぐらいしかなくて、どうのような将来賄い計画ができていますか。それをまず示してもらって、私たちが説得されれば、それはそれで次のステップに行けると思うんですけども。多分登記の財務諸表があるんですね、特別会計の。

民事局 あります。

赤井委員 それを見れば、どう動いているかは見えると思いますけれども、将来計画みたいなのは、その。そこだけちょっと簡単に説明。

熊谷委員（コーディネーター） 特会のシステムとして、そういう形で賄うという御説明をまずされてましたよね。3か年の経費を3か年の手数料で回収することを念頭に置いていると。当然、それは利用量の増とかを見ながらやっていくんだと。すると、3か年の手数料で3か年の経費を賄う、3か年の経費の中にこの初期の部分も入っているんですよね。それは、この3か年だから、その前のときどうだったか、この後どう見るのかとかいうことが出てくるわけではないですか。全部をこの3年で見るわけではないですよね。

民事局 基本、その3年、その3年。その3年を見て、その3年分の手数料を……

熊谷委員（コーディネーター） ということは、このシステムを使っていないときにも、入った手数料で開発それから移行の部分を見ているという、そういう性格になるわけでしょう。

民事局 はい、見えています。

熊谷委員（コーディネーター） それは特会上の性格としてはそうだけれども、このシステムの移行、それから手数料という見方をすると、そこは若干とり方が違うではないですかと。

民事局 違う。やはり3年、3年で。

赤井委員 3年というのは、350億が3年で賄えることはないというのは、これは確実ですよ。この350は、特会の中のどこからお金が、何か積立金みたいなところから出ているんですか。それとも借入れしているんですか。

民事局 いや、その手数料収入からです。

赤井委員 いや、手数料収入、350億はもう払っているんですよね。22年度までに払うんですよね。

民事局 そうです、はい。

赤井委員 手数料収入は毎年60しかなくて。

民事局 いや。

赤井委員 財務諸表を見れば分かると思うんですけれども。何か私が間違ったら言ってください。

民事局 1点、今ので、約350億出るんですかという御指摘でした。これ、16年から22年までの7年間で約350億なものですから、年間にすると、平年度化すると年間約50億掛けてきたと。やはり年間50億掛ける分は、手数料からきっちり面倒見てきました、支払ってきました、支出してきましたということになります。

赤井委員 これ、7年間ですよ。

民事局 はい、7年間。

赤井委員 16から、単純に言うと。あと運用経費が、7年間、どれぐらいですか。200億ぐらいとおっしゃったですね。

民事局 約320億。

赤井委員 移行経費でしょう、それは。

民事局 ああ、そうか、失礼しました。200億。

赤井委員 200億。だから合計550ですよ、この7年間掛かった費用が。

民事局 はい。

赤井委員 収入は安定しているとすれば、60億、7年間、400台しかないですね。

民事局 そうですね。

赤井委員 では、この7年間でかなりの赤字というふうな。きちんと償却してきたというか、支払ってくれば赤字ということなので、それはどう見ればいいんですか。今までたまっていたので穴埋めしたという理解でいいんですか。財務諸表上は積立金みたいな、たまっているんですか。特会なので、たまっている部分はあるかもしれない。だから、その辺クリアにしていいただいたら。

熊谷委員（コーディネーター） 何となく分かっていて意地悪く聞いているような気もするのですが、あれなんですけれども、要は、このシステムは今動いているから、これだけ動き始めたから59億。この運用経費がいつから掛かったかということは当然ありますよね。だから、このシステムが運用される前の手数料の収入で開発部分を賄っていたんですねと、そういうことですよ。

だから、その中では償却されてきているから、この3年の中で見られるという話になるんですよ。だとすると、その以前の手数料収入、手数料の水準がどうだったかという議論が次には出てくるわけですよ。そこを見越した手数料負担、要はこのシステムを使う前提の手数料負担がそもそもあったのかとか、こんなことを全然考えていなくて、手数料収入がそもそもあったのかとか。その以前からの構造を見ないと、今単純に3か年の手数料収入で3か年の経費を賄うというふうに言われても、にわかにはそこは理解しがたい部分があるということだけはちょっと指摘させてください。

民事局 申し訳ありません、1点だけ。

その地図に関する手数料額は、平成10年ころからは500円でずっと、3年置きに見直しているんですけれども、やはり500円、やはり500円ということで、値上げ、値下げされておられません。ここ10年近く500円で遷移してきています。

熊谷委員（コーディネーター） それ、実際に掛かっている費用というのは、幾ら掛かっていたんですか、ランニングで。

民事局 全体ですか。

熊谷委員（コーディネーター） うん、登記事務に関するランニング。だって、手数料で見られるでしょう。

民事局 はい。

熊谷委員（コーディネーター） それ、ランニングに幾ら掛かっていたんですか。

民事局 それは、その……

熊谷委員（コーディネーター） いや、そこで新しい移行経費とか開発経費を賄うだけの手数料からの負担が可能だという話でいくと、それ以前はほとんどランニングには金が掛かっていないという理解になるんですよ。単純に言えばですよ。そうではないとおっしゃられると思うけれども、単純に言えば、そうとるしかないんですよ。平成10年当時から、この時期の開発を見越して手数料を設定していたわけではないでしょう。

ちょっとこれは、やり続けても堂々めぐりなので。ごめんなさい。

丸山委員 あと、あえてなんですけれども、今、1枚当たり500円の手数料を取っているわけですよ。私は感覚的に、行政のほうに行くと住民票に幾らと、それで地図に500円ということで、それは受益者の負担だとおっしゃるんですけれども、本当に望みたいのは、行政コストが膨大に掛かっているわけですよ。その、先ほど461か所の仕事の仕方を

えていただいて、そこでコストを削減して、その分を、５００円ではなくて、例えば４８０円にするとか、２００円にするとか、１００円にしていくとかいうことで、そのこのほうを下げるべきところなのに、そこが非常に隠れていて、先ほどから便益を受けた人にコストをチャージしているの、それは、この事業は賄っているんですという話なんですけれども、それはちょっと観点が違うと思うんですね。

基本的には、そういうサービスを受けるために納税をしているわけですし、それで更に、一部の人を使うからという理由ではあれ、お金をあちこちで取られるということ自体が正常ではないと思うんですよね。それも、５００円とか数百円のお金を、コピー１枚だ２枚だに取られていくと。そこは経営的に、組織上の仕事の仕方を変えていただいて、合理化をして、あるいは生産性を上げてサービス量を増やすなりして、便益をそれこそ高めていただくということをししないと、コストは賄っているからいいではないかという議論は非常におかしいと思います、私は。どうでしょうか、それについては。

民事局 そういった意味では、その移行経費というのがやはり一時経費で相当掛かるんですけれども、移行をやっても、その移行経費分の値上げがないように、もう内部的には物すごく努力して、これ以上上げるわけにはいかないというので、節約、節約、削減、削減をやって、値上げなしでここまでやってきたというのが実情でございます。

今度、その移行が終われば、ある程度、やはりこのコンピューターに伴う効率化も効いてきますし、移行が終わったことによる、その移行の分の一時経費が不要になってくるということで、今後、移行が終われば、もうある程度、その手数料値下げができるというようなことが、割ともう目前に見えてきておると思っております。

丸山委員 それについて、それこそそういうのをお示しいただければ。お示しいただかないと、その企業努力、４６１か所の経営努力もされているというところが我々は実感できないものですから、今いろいろな議論になるんですね。

何回も言っていますけれども、私が説得されるよりも、これを公開して見ている人たちが納得しなければいけないわけですよね。あるいは、いい議論ができるようなデータを出していただくということだと思んですが。

民事局 業務の効率化自体は非常に重要なテーマですので、この地図証明書の範囲とは別ですが、先ほど申し上げました４６１の登記所全体として、例えば民間に業務を委託するなどして業務の効率化を図って、それがいろいろな意味で全体的な手数料などにも反映されるということになると思います。

丸山委員 できたらそういうやつも、億円単位でいいですから、定量的にお示しいただければ、議論の判断する上で役に立つんですね。先ほど定性的に、民間企業にアウトソースするとか、あるいは企業努力をしていると、経営努力しているというのは、ある意味では当たり前のことでして。

民事局 例えば、ですから民間に……

丸山委員 定性的に。

民事局 民間に委託することによって、年間、これまでとの比較でいいですよと十数億、例えばコストが下がると、こういうことは現実に生じておるところでございます。

丸山委員 ですから、それをお示しいただかないと。それが、そういう事業計画自体が根本なのではないですか。何回もお話ししているんですけれども。

では、いつになったら500円がゼロになる可能性があるんですか。

民事局 ゼロには……。

丸山委員 では、幾らまでになるんですか。

民事局 そういった意味では、今度、来年度が手数料見直しの……

丸山委員 ここでコミットしてくださいと言っているわけではないんですけども。

民事局 見直しの時期に当たるものですから、向こう3年の経費と向こう3年の事件数を推計して、来年度から向こう3年、値下げできるかどうか、今、正に積み上げをやっている真っ最中という。

丸山委員 でも、先ほどのお話では、値下げする可能性が非常にあるというお話だったので、ここで別にそれが、その発言を言ったからということではないわけで、その金額について、ある程度、半分になるのか、3分の1になりそうなのか、10円単位なのかというようなお話が在るべきだと思うんですけども。

民事局 私どもの発想が、そういう意味では適切でないのかもしれませんが、全体として、例えばほかのコンピューター化によるメリットですとか、そういったものを全体としてとらえた上での計算をしておりますので、これがあるから幾ら下がるとか、ちょっとなかなか言いにくいのが現状でございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、民間委託ですとか、あるいはコンピューター化によって人員を削減することによって、全体としてのコストダウンは図っているということになります。

丸山委員 それは定性的な話なので、十分分かっているんですね。申し訳ないんですけども。

民事局 残念ながら、定量的に今、これがこれだけ下がるからということを申し上げられるものは、ちょっと持ち合わせておりません。

丸山委員 でも、そうでないと予算という数字を執行することができないですよ、定量的に把握していない限りは。だって、限られたお金をどうやって使うかということを議論するときに、基本的な定量的な話、数字のコストとか便益。一部、先ほど言いましたように、定性的なものは便益では測れませんけれども、30分が15分になったことによって、どのぐらいの便益が具体的にあったのかというのは非常に分かりにくいところですけども、そこら辺はアンケートでやったりされるのかもしれませんが、そういうようなことをつまびらかにしていただいて初めて、事業を支援するなり、ほかの事業に回したらいいのではないかと、もっと増額したほうがいいのかという判断ができるわけですよ。

まあ、これ以上言ってもあれなので、すみません。

中村委員 すみません、一つ、レビューシートに書かれている部分についてお聞きしたいんですけども、見直しの余地のところで、電子化作業について予算、9億6,100万円が、実際には4億200万円だったというので、先ほど御説明をいただいたんですけども、後のほうの実際の数値については、積み上げたところではこのような数値になったという御説明をいただいたかと思うのですが、それでは、その前の、一番予算のときに立てられた数字というのはどのように出されたのかということについてお教えいただけますでしょうか。

民事局 予算要求に当たっては、業者からの見積りだとか市場調査等、積算資料等を踏まえて予算要求、当初予算要求として入れております。

中村委員 ということは、複数の会社から見積りをとって、それに基づいてやったということ

でしょうか。

民事局 はい。

中村委員 その際には、例えば業務の時間が大体この工程でどのぐらいなので、それで人工掛けて、大体人件費このぐらいだからと、そんな感じのものがあつたんでしょうか。それで今回、実際積み上げたところでは、どこが下がってということによって減ったということでしょうか。

民事局 今おっしゃられたように、今回のその流れの中では、スキヤニングとかインデックス入力とか、そういうのがございますので、それに応じて市場調査をした上で予算要求しておりますが、実際に執行する場面におきましては、予算を成立した後、今度執行しますので、時間的なタイムラグがございます。その間の人件費の単価減とか、そこら辺を踏まえて予定価格を立てております。プラスアルファ、その競争ですね。48局において300何社の業者が参入しておりますので、競争原理が働いて、これだけの開差が生じたというふうに。

赤井委員 ちょっと今、特会の財務諸表を見ていたんですけども、やはりこの話って特会、手数料も含めて収支を合わせるように手数料を決めるのであれば、その特別会計の収支との、本当に密接にリンクしていると思うんですけども。

20年度と21年度を見えています。一般の方のためにも説明したほうがいいと思うんですけども。これ、収支見ていると、現金とか300億ぐらいはたまっているんですけども、結局、この退職給与引当金というのが1,300億ぐらい積んでいて、これがどのぐらい妥当なのかという影響もありますけれども、その退職給与引当金をすごく積んでいて、実際は真っ赤っかとかいうか、資産負債差額でいうと300億ぐらい、これ、赤字が出ているんですね、今の段階で。これ、普通考えたら、こういうような状況で多分、企業の専門家もいらっしゃいますけれども、こういうような状況で新たな投資ができるとなると、相当な説明力も必要であるし、更にまた赤字を生む可能性がないのか。それが結果として、その投資が、国民の便益は上がるかもしれませんけれども、どういう手数料で、どういうふうに賄えるのか、そこも説明しないといけないと思うんですけども。これ、ちょっとこの事業と直接かわらないかもしれないんですけども、密接にかかわると思うんですけども、この退職給与引当金が妥当なのかというのと、この赤字の状態で、今、500円が妥当な利用料だという説明は、何らかの形でできるんでしょうか。

民事局 この登記特別会計の財務諸表なんですけれども、今御指摘ございましたように、大きく赤字になっている要因といたしましては、登記特別会計職員、1万人弱おりますけれども、その者が退職した場合の退職給与引当金が大きなウェートを示しているわけでございます。そうしますと、それは企業会計の、それに基づいた形で計上しておりますけれども、1万人弱の職員が一斉に退職したという想定でございますので、その企業会計の財務諸表がこの特別会計の運営に即当てはまるかという、その下にちょっと注意書きが書いてあると思いますけれども、そのような特殊な事情が含まれているということを御理解いただきたいと思います。

赤井委員 では、その退職給与のところのバランスはあれですけども、そのところを適正に。企業会計も、一斉にやめたというよりは随時継続していくという下で積んでいるので、この額が実際にどの額なのかはちょっとよく分かりませんが、その下で、やはりこの特会の収支も見ながら500円が妥当なのか、この投資をしたことによって、いつ、どのよ

うに値段を下げていけるのか。先ほどおっしゃっていたのと一緒にです。やはり早急にそういう計画も示した上でやっていかないと、透明性というところは。だから、早急にそういう計画を出していただければと思います。

ほか、なければいいですか、また別の。どうぞ。いいですか。

インターネットによる地図情報の公開のほうですけれども、これはどっちへ。これ、ここに出ているんですかね。どちらのほうに委託されて、どういう形でされていてというところを教えてください。

民事局 それでは、私のほうから。

これは登記情報提供システムと申し上げまして、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律というのがございます。この3条の規定に基づきまして法務大臣が、登記情報を電気通信を用いて、これはインターネットでございますけれども、インターネットを使用して提供する業務を行う者を指定するということで、これは平成12年6月でございますけれども、財団法人民事法務協会を指定したということで、今、事業を行っておるところでございます。

赤井委員 これは、その指定法人1者でないとできないような事業だという理解でよろしいんですか。

民事局 はい。当時でございますけれども、一つはセキュリティー。これ、登記情報というのは国民の権利関係を一応記録した情報でございますので、セキュリティーを確保する必要性があるということから、指定法人の数はできるだけ少なくすることが合理的だったという理由と、あとは、その手数料を全国一律にすべきであるということ、それからあと、提供の行政サービスでございますか、これを均質化するという観点から、全国一に限ったということでございます。

赤井委員 そのセキュリティーのところは実際、ほかの民間とかでは今はできないのか。あとは、手数料はどういうふうに設定されていますか。

民事局 手数料も、手数料というのは国に納める手数料と、それから、この指定法人が徴収というか課金する手数料と、二つあります。

指定法人が課金しているというか利用者に転嫁している手数料につきましては、先ほどの登記特別会計と同様に、向こう3か年の事件数をその要する経費で割っていると。ああ、逆ですね、要する経費を事件数で割っているというふうな形で出しております。現在は25円、1件当たり25円の試算になっております。

赤井委員 1件当たり25円で、その利用者数を掛けたのが実際その掛かる費用だという理解なんですね。

民事局 はい。

赤井委員 皆さん、どう思われるか分からないんですけれども、今、インターネットのセキュリティーって、セキュリティー会社もあって、すごく進化しているような状況で、これ、閲覧だけですよ。そういうのだと、課金システムがどうなっているか分からないんですけれども、うまく制度設計すれば、その指定法人だけではなくて、もっと民間で、うまく使えば、もっとより安い費用で、逆に言うともっと、利用料金は取ったほうがいいのかも分からないんですけれども、もっと活用の仕方があるのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

民事局 これは平成12年に作ったシステムでございますので、当時のシステムをまだ使っておりまして、セキュリティー自体を現時点、その12年に作った当時のものを使っておりますから、そのセキュリティーレベルで考えれば、今の現行の指定法人が妥当ではないかというふうには考えております。

赤井委員 セキュリティーレベルで考えれば、セキュリティーってどんどんどんどん進化していくではないですか。

民事局 はい。

赤井委員 でも大手の、例えばもう今、ネット企業、グーグルとか。こういう指定法人でのセキュリティーシステムと、世界の最大手がやっているセキュリティーシステムだと、一般的な国民が考えたら、明らかに世界最大手がやっているセキュリティーシステムのほうがセキュリティーは強いはずだし、進化していると思うんですけども、いまだにここが最先端のセキュリティーで望ましいという理由はあるんですか。

民事局 いえ、今申し上げましたのは、そのセキュリティーレベルが12年当時で作ったものをまだ使用しているということなので、そういう新たな技術を投入してやれば、そういう形も考えられるのでしょうけれども、現時点では、その投資をやっていないということでございますので。

赤井委員 いや、それはもう早急にやったら、もっと安く最先端のセキュリティーを使えるような気がしますが、専門家の瀬戸先生、どうですか。

瀬戸委員 そうですね。セキュリティーというのは常に、悪いことをやるほうも進化しますので、ですから適宜見直しが必要だと思いますね。それは先ほどの、一つ前のバイオメトリクス関係も同じなんですけど、ここで作ったものがそれでいいというわけでは決してないと。その辺のところを注意しないと大きな間違いになりますね。

民事局 無論、現行のシステムを改善しながら、セキュリティーレベルは当然上げておりますけれども、今おっしゃいましたように、やはりセキュリティーというのはいたちごっこになりますので、そのセキュリティーレベルを抜本的に改善してやるには、やはり相当の投資が掛かるだろうということで今考えております。

丸山委員 今、赤井委員が質問された趣旨、初めの質問というのは、どうしてこの財団法人にこの業務が委託されなければいけないのかと。それに対してのお答えが、前段が半分ぐらいありましたけれども、大臣が決めるんですと、法律に基づいて。そこはいいですね。

それで、全国でセキュリティーの問題と均質化と、全国一律のサービスが必要だという理由で、この財団法人だというふうに御説明があったわけですね。それに対して、セキュリティーについてはほかの会社でもできると。それに対しては、今御説明されたのは、今のシステムが古いのでというところに議論がいつてしまっているから、それは必ずしも質問に対しての答えになっていないんですね。

民事局 失礼しました。私が今申し上げましたのは、全国一に限るということでお答えをしたつもりだったので。

この民事法務協会が指定法人にされたそもそもの理由のところの御質問だというふうに理解いたしますと、この協会につきましては、もともと登記簿の謄抄本の作成業務、それから登記事務のコンピューター化の移行作業、こういったものを経ておりまして、登記業務に関するノウハウは有しております。こういう観点で、登記情報を取り扱う面では非常に有用だ

ということと、一つは登記情報そのもののセキュリティーの確保にも信頼性が高いと。そういう観点で指定法人とされたというふうになっております。

丸山委員 先ほどから言いますけれども、セキュリティーと全国一律と指定法人、均質化だと、それがポイントだと、それでこの財団法人になっていると。ただ、そのコストが最適かどうかまで分からないですね。

それから今後、例えばNPOを政府が非常に促進していると、全国規模でネットのサービスをするNPOができたときに、セキュリティーもあるし、ノウハウも移管できますから、これは事務処理ですから、そういうところに移管するというのも法律上はあり得るわけですよ。そのほうがコストが安くなるということもあり得るわけですよ。

ここの財団法人には多分、これはテーマではないんですけども、OBの方もいらっしゃるんですか。

民事局 はい、おります。

丸山委員 それで退職金も、それから給与水準も、ほかの財団法人並みに払われているわけですよ。それは仕分けにかかっているのかもしれませんが。いや、それは今日はいいですから、今。それ、イエスですよ。

ということは、コスト構造については、まだ改善される余地があるかもしれないし、サービスについても、先ほどのような過程でウェブを、セキュリティーレベルが高い、ノウハウもある企業なり組織ができた場合には、NPOも含めて、そこにこれが移管できるということですよ。

民事局 もちろん、最初から制度を平たく考えれば、可能だと思います。

丸山委員 そういうことも含めて検討されているのでしょうか。行政コストを下げるという観点から。

民事局 私どもの今の状態で、この提供制度というのを、指定を取り消す理由は余りないんだろうと思うんです。

その意味で、現行制度を維持して、私どもの考え方を説明しますと、現行制度を前提として維持した上で、少しでも手数料を下げるようにコストダウンを図っていくというのが基本的な考え方でございます。

赤井委員 いや、競争性が全くない。

民事局 ただ、その議論あるところだと思いますが、この登記情報提供サービスのようなのは全国均一のサービス、ユニバーサルサービスにすべきであって、競争性を持たせるべきかどうかという議論はあると思っています。あるいは……

熊谷委員（コーディネーター） いや、今のおかしいですよ。ユニバーサルなサービスと競争性は矛盾しないですよ。

民事局 もちろんそうだと思いますが……

熊谷委員（コーディネーター） ユニバーサルサービスというのは、なるべく低いコストでセキュリティーが高い均質的な情報が提供されることがユニバーサルサービスです。

民事局 私どもは、それを全国均一で提供するサービスとすべきであって、例えば複数者が競い合う、あるいは地域ごとに複数者が分けるというような性質のものではないというふうに考えております。

それから、これは、先ほど申し上げましたように、クレジット契約ですか、あるいは銀

行の引き落としなどの手法によって、多様な支払方法を作っておりますので、いったん登録する方との間で契約関係を作りますので、その意味で、そう頻繁に、例えば、その契約関係が承継されるような状態は必ずしも合理的ではないのではないかとも思っています。そういった点も考慮する要素の一つになるのではないかというふうには考えているところです。

赤井委員 でも、全国一律はいいとして、1者にやらせるにしても、ここにやらせなくても、もっとほかのところも挙げて、その中から選ばばいいというのはそうなんですね。

民事局 その意味では、この制度自体は、おっしゃるように、平たく最初から考えれば、この法人以外のところの指定も十分考えられると思います。

熊谷委員（コーディネーター） そういう検討とか、そういうことができる団体がないかとか、そういうリサーチをしたことはあるんですか。

民事局 特にはしておりませんが、ただ、この制度が、先ほど申しましたように、競争との関係で適切かどうかということについては考えなければ、検討する必要があるとは考えております。

丸山委員 具体的にどこを検討するんですか。NPOを担当している省と検討するということですか。

民事局 むしろNPOのようなものを想定するというよりも、今の法律ですと一般社団法人又は一般財団法人という条文になっているんですが、そういう、この制度そのものについても考えなければいけないと思っています。

熊谷委員（コーディネーター） 制度そのものを考えなくてはいけないということで、ちょっと引き取らせて。

赤井委員 いや、是非考えていただいて。

熊谷委員（コーディネーター） 評価結果の集計を報告いたします。

この「地図管理業務・システムの最適化の推進」について、まず、支出先及び使途の把握水準についての御判断は、十分とされた方は1名、改善の余地ありが3名、不十分が2名でありました。この事業の見直しの余地については、一部改善が2名、抜本的改善が3名、現状のままだが1名でした。

最終的な取りまとめを官房長からいただきます。

稲田官房長 ただいま御発表いただいたとおりでございます。この場の評価結果といたしましては抜本的改善が多数を占めておりますので、この事業につきましては抜本的改善ということにしたいと思っております。

今いただきましたコメントといたしましては、事業の全体像、あるいはそれに伴う詳細な計画が見えないでありますとか、また、同様の御趣旨だと思いますが、費用対効果が明らかでないというような御指摘がございますし、また、1者入札の経緯についての説明がよく分からないという御指摘もございました。それと、指定法人によるインターネットの情報提供を直ちにやめるか、手数料水準あるいはサービス内容を抜本的に見直す、あるいは最新システムの会社へ委託するというような御指摘があったことも付け加えておきたいと思っております。

熊谷委員（コーディネーター） では、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

《 検察総合情報管理の運営 》

後藤会計課長 それでは、4 番の「検察総合情報管理の運営」について、レビューをお願いいたします。刑事局から説明します。

刑事局 レビューシート 4 1 ページでございますが、検察総合情報管理の運営について御説明いたします。

事業概要のところがございますけれども、従前、検察庁には各庁の規模あるいは繁忙度に応じまして、東京地検にのみ整備されていた検務電算システム等、部分的なシステムがそれぞれ稼働している状況にありました。そのため、システムが入っていない庁では手作業による事務を行っていたと、また、システムごとにばらばらに運営していたということでございますので、これを改善するため、改善して事務処理の合理化・効率化を図るため、平成 1 5 年度以降、これらの機能を統合して総合的かつ一元的に情報を管理するシステムを整備したというものでございまして、具体的には、検察庁で刑事事件の捜査や公判、それから刑の執行、それに伴う事件の受理手続、逮捕状等の令状関係の事務、証拠品の受入れ等の事務、刑の執行関係の事務、罰金の徴収事務、犯歴、犯罪の経歴ですね、犯歴の関係事務、それから訴訟の記録関係の事務等々の事務を行っておるわけですが、これらの事務を行う上での情報等を一元的かつ総合的に運用・管理するためのシステムとなっております。

システムの業務の特徴でございますが、検察庁の事務というのは人の身柄の拘束を伴うようなものがございまして、刑事訴訟法等の法令によってとるべき手続とその時間の制限というのが厳しく決められているというところでありまして、迅速性・正確性が強く求められるということでありまして、多少の間違い、例えば 1 時間の時間制限等があっても、その間、身柄拘束をしていれば人権侵害ということになってしまうということでもあります。それから、検察庁において扱っている個人の情報というのは、先ほど申し上げた犯歴、いわゆる前科に関する情報であります、秘匿性が求められるものが高いうことで、システムのほうも高度の情報セキュリティ確保が求められるという関係にございます。そのようなものに耐えられるシステムである必要があるということでございます。

システムの構成でございますが、4 6 ページであります、資料 2 に書いてございますように、それが概要図でございます。

あと 1 点、付け加えますと、検察庁の事務は土曜、日曜、祝日を問わず、事件の受理であるとか捜査等の事件処理を行っておりますので、システムのほうも 1 年 3 6 5 日稼働しているというところがあります。

それで、そのシステムの予算額でございますが、4 1 ページの予算の状況の欄を御覧いただきますと、補正後の予算額といたしましては、平成 2 1 年度の予算額は約 1 8 億 8, 0 0 0 万円、執行額は約 1 8 億 3, 0 0 0 万円となっております。

その内訳につきましては、次の裏の 4 2 ページ、資金の流れのところでございますが、システム本体用の機器等の賃貸借料等の経費が約 1 7 億 2, 3 0 0 万円、検察総合情報管理に必要な物品の購入及び契約等の経費が約 1 億 7 0 0 万円となっております。このうち、最初の約 1 7 億 2, 3 0 0 万円、ここのレビューシート 4 2 ページでいいますと A のほうでございますが、これの内訳につきましては、4 7 ページに内訳が記載してあります。機器等賃貸借料が約 9 億 4, 1 0 0 万円、システムの保守・管理経費が 5 億 5, 1 0 0 万円で、

その内訳が運用管理経費 7, 900 万円とアプリケーション保守経費 4 億 7, 200 万円となっております。そのほかに法務省情報ネットワークの分担金が約 2 億 3, 100 万円あるということでございます。

これらの調達方法であります。本システム本体のサーバ等の機器につきましては、平成 21 年度、複数の業者が応札した一般競争入札により業者を決定しているところであります。

保守・管理のほうであります。資料 4 を御覧いただきまして、運用管理支援とアプリケーション保守に分けて記載しておりますが、運用管理支援というのは、本システムを構成するネットワーク、ハードウェア群、ミドルウェア群、ソフトウェア群を対象とするものでありまして、アプリケーション保守のほうが業務アプリケーションを対象とするものだということになります。この二つに分けまして、それぞれ一般競争入札によって、法務本省で一括調達しております。運用管理支援については、そこに記載してございますとおり、最低価格落札方式で、アプリケーション保守につきましては総合評価落札方式で行っております。

またちょっとめくっていただいて、レビューシート 41 ページの自己点検、見直しの余地というところを書いてございますが、そのように一般競争入札による調達を行っているところですが、その見直しの余地の「ただし」のあたりから書いてございますとおり、結果的には、いずれにつきましても、業務アプリケーションソフトの開発業者の 1 者応札という結果になっておりますので、当局といたしましては、この点について改善を要するのではないかと考えており、新規業者が参加できるような調達手続の見直しを検討していきたいと思っているところでございます。

私からの説明は以上です。

後藤会計課長 それでは、論点について私から御説明させていただきます。

このシステムは、今の御説明にありまして、検察庁における業務の情報等を総合的・一元的に運用・管理することを目的として、平成 15 年に開発がされ、20 年度までに順次、機器の整備がされたシステムであります。このシステムの運用管理支援及びアプリケーション保守は、平成 19 年度から開発事業者であるアクセンチュア株式会社となっております。この点につきまして、一般競争入札は実施しているわけですが、結果的には 1 者入札で、落札率が 98.2% ということで、実質的な競争が働いていないのではないかと。あるいは、仕様書等に競争を阻害する要件が内在しているということであれば、仕様の見直しにより、新たな業者が新規参入できるような改善策を講じるべきではないかというような点が検討すべき点かと思っております。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、御議論をお願いいたしますが、今のところ、一番最初、見直しの余地のところ、「競争阻害要件を緩和するなど」というところで、今、論点としての御提示もありました。競争を阻害する要因があるというふうに御認識なのであれば、具体的にそれがどういうところなのかを、まず冒頭に御説明いただければと思います。

刑事局 結果として 1 者応札になっている原因として、一つは、当然、アプリケーション開発業者のほうシステムの内容をよく承知されているということでもありますので、他の業者からすると、そのあたりが、どこまで応札に当たって知悉するだけの時間的余裕なり手段なりというのがあったのかという点と、もう一つは、検察庁の業務がまたやはり特殊なものであ

りまして、かつ非常に、先ほど申し上げた各段階にわたっていろいろな手続と時間の制限等々があって、その辺りも十分理解していただかないと応札にならないのではないかと思いますので、その辺りで、例えばそういうところがネックになって、ほかの業者からの応札に至っていないのではないかと思いますというふうに一つは考えておりますので、その辺りの改善を考えられないかと思っております。

丸山委員 よろしいですか、一つ。別の観点の質問なんですが、これは検察庁の仕事をされるときの、ある意味では基幹システムというようなお話ですよね。という観点からすると逆に、今の競争阻害という話が出たんですけれども、1者にソフトウェアの開発とか、あるいはネットワークの保守・点検を任せていること自体が、何かその会社にあったときとか、何かそのシステムにバグが出たときとか、逆に検察業務が適正に行われなくなってしまうリスクというのがあるのでしょうか。

ですから、ゆえに2者なり3者なりが、金額の多寡は別にして、応札できる体制を整わせておくと。それがセキュリティ上、より意味があるというような考え方はできるんですか。

刑事局 ちょっとあれですが、データ自体はバックアップセンターという形でバックアップをとって、メインのシステムに何かあった場合は、データ自体はバックアップセンターで保管するという体制になっております。

御指摘のような観点でいいますと、バックアップをとっておりますので、その部分で業務が滞るということは一応ないという前提という認識で業務を運営しております。

丸山委員 では、このことについては純粋に、この取引ですか、入札なりの体制が適正かどうかという観点に絞ればいいと思われているわけですね。

刑事局 当局としては、そのように考えてございます。

瀬戸委員 このシステムの前に東京地検のシステムがあるわけですね。これをベースにしたかどうか分かりませんが、これをシンククライアント化したという、多分そういう流れではないかと思うんですが、東京地検のシステムというのはどこの業者が構築したんでしょうか。

刑事局 日立が製作しました。

瀬戸委員 だったら当然、日立はこのシステムについてある程度構築できる能力は持っていますよね。

刑事局 いや、元からあったシステムは一つだけではございませんで、あとほかに、クライアントサーバ方式による検務電算システムというのが東京地検以外のところに入っております。

瀬戸委員 複数のベンダーさんが同様のシステムを作って。

刑事局 ええ、こちらは富士通であります。

瀬戸委員 それを統合したのがアクセンチュアだと。

刑事局 ええ。

瀬戸委員 だったら、複数の業者がこれを構築する能力はあったという理解でよろしいのでしょうか。

刑事局 開発のときにも、基本設計は富士通がやっておりますで、その後、詳細設計の段階でも一般競争入札にかけまして、一応は複数の、そのときは応札がありました。2者だけです

けれども。

瀬戸委員 応札したのは1者ですよ。

刑事局 最初の開発のときは2者です。アプリケーション保守というか、後の保守のほうになると1者になってしまったという趣旨です。

赤井委員 この前の、一つ前の事業も全部そうですけれども、まず初めに、ちょっと全体のこれを、この事業によるトータルコストが幾らで、これによってどのぐらいコストが節約できて、コスト節約と人件費の削減になるんですかね、その辺りの計画全体像を教えてください。

刑事局 もともと検察業務の業務システム最適化計画というのがありまして、平成18年から21年までのコストと現在幾ら掛かっているかというものを比較した最適化計画というのがありまして、最適化計画の上では、最適化実施後に4年間の平均で約3.1億円の削減が見込まれるというふうに計画されております。

平成21年については、今、実績を調査しているところなので、平成20年についてお答えしますと、このシステムそのものが、旧システムが検察庁全体で運営していたわけではないので、直接の比較ということがなかなか難しいんですが、旧システムを導入していた部分と比べると、約1億9,000万円の削減ができたというふうになっております。

赤井委員 何か、何年かでその投資を回収できるというような、そういうような計画にはなっていないということですか。効果は3億と見ていて2億出ていると。この投資額は幾らなんですか。そういうのは出てこないんですか。この投資というか、この最適化計画全体のトータルコスト。主に、この発注分になるんですかね、機器の開発と。

刑事局 今までのトータルコストとすれば28億でありまして、これについては、先ほど説明させていただいたとおり、全検察庁のシステムを移行展開している関係がございますので、このコストも含まれております。

赤井委員 28億で、毎年2億ぐらいのコスト削減効果が出ているという理解でよろしいんですか。

刑事局 平成20年度で。

赤井委員 20年度では、3億ほど計画では減らせるということですね。

刑事局 これ以外にも、人件費の削減といいますか職員の削減、検察職員のですね、これは毎年、業務が増えていましたので増員を認めていただいているんですが、それについては……

赤井委員 その分はあると思うんですけれども、このシステムを入れた、この事業自体の28億に見合った削減効果は。この28億というのは導入費用ですよ、そのフローの部分は別として。その分が毎年どのぐらいで現れてきていて、その収支をとらないといけないかどうかというのはまた別だと思うんですけれども、そのあたりは。まあ、特になければいいんですけれども。要するに、28億のを、毎年2億ぐらい出ているので、十何年かかかれば、価値はそれであったとみなせるという理解でよろしいですか。

刑事局 その部分は、やはり職員の増員の削減ができたという部分のコストというのは当然考えられる部分がありまして。

検察庁の業務というのは一定ではございませんで、受理件数も関係ありますけれども、毎年毎年、制度の改正に伴って業務が拡大している状況がありまして、それに伴って、もともと人が必要ということがあります。それ自体で、4年間で80人の削減ができていているという、

そういう状況でございます。

赤井委員 このシステムによって80人。

刑事局 そうです、はい。

熊谷委員（コーディネーター） それはコスト削減効果の中には入っていないんですか。

刑事局 そこは入ってございません。

熊谷委員（コーディネーター） 入っていない。

刑事局 はい、別です。

赤井委員 2億節約されたというのは何で計算されているんですか。

刑事局 運用経費の部分です。機械のほうの運用経費の部分。

刑事局 要は、複数のシステムが独立に稼働している関係がございますので、それをまとめたことによる、その経費の面での合理化という観点でございます。それが2億ということに御理解いただけましたら。

赤井委員 そういうのを何か表で示していただいたら、一番計画的に収支が分かりやすいのかなという。

丸山委員 同じコメントなんですけれども、この事業の目的が検察総合管理システムの効率的な運用・管理ということなので、ある意味では生産性を上げるということですね。生産性を上げるのが目標だという事業であれば、それ、今おっしゃったような億円単位でいいですから、数字があれば分かりやすいと思うんですけどね。

刑事局 今御指摘の点は確かにあるかと思うんですが、ただ一つには、検察の業務の特徴としては、多数の事件を、要は人権侵害とかそういうことがなく、法律に遵守した形での処理をするということも、ある意味、一つ大きな主眼でございます。それについては、どうしても捜査と公判が検察の業務はメインになってきますので、その部分は人でやらざるを得ないので、そこは削減ができません。ですので、これを機械化できるところは機械化した上で、その分の人件費を削減するとか、事務処理の正確性を期すことによって、コストを削減しつつ、あとは人権侵害等の結果を招かない、遵法性を維持すると、そういったコンセプトといいますか、そういった特徴がございます。

赤井委員 それは正にそのとおり。

熊谷委員（コーディネーター） その部分を加味をした上で、全体としてどのぐらいの効果が出ているのかという議論になると思うのでね。コスト削減効果で額を書かれると、基本的にそこには人件費はビルドインされていると思って話を進めているので、違うということであれば、そこを改めて何がしかの形でお示しいただいたほうが理解はしやすいと思うんです。

瀬戸委員 すみません、システムのほうのリース契約のほうなんですけど、これも1者応札なんでしょうか。東京センチュリー。

刑事局 例えば21年でいえば、2者応札になっております。

瀬戸委員 何か結果的に見ますと、例えば48ページを見ますと、システムのリースは東京センチュリーですか。でも、大元は全部アクセンチュアがまとめていて、アクセンチュアの、この48ページの図は、アプリケーション保守と、また運用管理支援のほうのソフトウェア管理運用保守とか、何か二重取りしているような、見えるようなところもあるんですよ、これ。これはアクセンチュアまとめのシステムというイメージでとらえていいんですか。

刑事局 例えば機器でいえば、ほかにもリコーですとか。

瀬戸委員 機器はそうですが、全体管理しているのは。ネットワークのセキュリティーも多分、ここの運用管理支援の中に入ってくると思うんですがね。そういうイメージにとらえるんですが、それはそんな理解でよろしいんですか。

刑事局 その運用管理支援の対象となっているのは、ある意味で汎用性があるソフトウェア群とかミドルウェア群とか、そういったものの束でございまして、それ以外に、検察の業務をきちんと実行するためにカスタムメイドされた業務アプリケーションソフトによって、これらのソフトウェア群とかミドルウェア群、ハードウェア群を稼働させているという状況でございまして、その業務アプリケーションの保守と運用管理支援は、それは切り分けているという、そういった状況でございます。

瀬戸委員 ちょっと何か釈然としないんですよ。釈然としないんですが……。

熊谷委員（コーディネーター） これはシステム開発もアクセンチュア。

刑事局 携わっております。

熊谷委員（コーディネーター） これは、ここだけではなくて、先ほどからシステム系のところの話をお伺いすると、大体その開発業者と、例えばシステム管理をしている、その後システム管理をしている会社が一緒とか、ここもシステム開発、アクセンチュアで、運用管理支援と保守の部分はアクセンチュア。ベンダーロックがかからないように注意しているというお話をお伺いするんですけれども、結果としてはロックがかかっているのではないかなと思うような状況が、特に今日このレビューの作業の中で出てくるところは多いんですね。しかも1者であると。ここが、個々の説明をお聞きすると、十分配慮してやっている、仕様書も注意をしている、それぞれの様々な情報についてもできるだけ共用化できるようにというふうな御説明をいただくんですけれども、結果としてこういう状況になっているというのは、何かあるんですかね。

先ほど競争阻害要因があるというようなところで、先ほど御説明いただいた中身も、それは仕様書の問題なのか、客観的な状況の中での問題なのかというのを、またそこは切り分けなければいけないと思うんですけれども、やはりどこかにこれは問題があるのではないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうね。

刑事局 むしろ、その1者入札になっているところを改善していきたいという思いはあるんですが、例えば入札における手続の中で、要は入札公告を出してから応札までの期間とか、そういったところを延ばしたりとか、要は業者側としては提案書を作る時間が長くもらえるので、そういったところで緩和していくことも考えられるかなと思っております。

熊谷委員（コーディネーター） これは先ほど論点の御説明で、落札率が98.2%、ヒアリングのときにも聞きましたけれども、これ、それぞれの落札率をもう一回教えていただけますか。アクセンチュアの、この48ページのやつ。

刑事局 運用管理支援のほうで、落札率は99%でございます。アプリケーション保守については98%でございます。

熊谷委員（コーディネーター） 予定価格の積算は、基本的には応札業者からの見積りを基にして、こちらでいろいろと市場状況とか調査をされて、判断をして出しているという数値ですよ。

刑事局 はい。

熊谷委員（コーディネーター） でも、これだけの高止まりだと。前のもこういう感じだった

んですよね。その応札業者からの見積りを提示させて、それを基にしてやっている。手続としては適正なんだろうと思うんですけども、結果として高止まりしているこの状況を具体的に改善する、もちろんそれは複数入れさせるということの手続もそうなんですけれども、予定価格の作り方とかいうことも含めた見直しが必要なのではないですかね。そうすると、またこれ不落で、不落随意契約とかになってしまうのかもしれないけれども、その辺りをトータルでやはり変えなければいけないのではないんですかね。あるところをいじっても、結果的に起きている構造自体は変わらないというような気がするんですけども。

刑事局 ちょっと繰り返しますが、今も御指摘のとおり、基本的には1者応札でなくなることによって、恐らく下がることを期待したということが一つあります。

そのほかにどこを見直せるか。今の予定価格算定の辺りも、それは御指摘に従って検討はしたいと思います。

熊谷委員（コーディネーター） 恐らくこれ、標準的な手続に従ってということだと思うんですけども、最初からこの辺になるだろうという予測をして、とても意地悪くとらえれば、この辺に落ちるだろうと思って最初から見積りを提示しているという可能性も否定できないですよ。

刑事局 1者入札の話なんですけれども、運用は最初は複数入札、それから開発も最初は複数入札、それからハードウェアも最初は複数入札ということで、保守だけが最初から1者入札なんです。それで、これは開発したところが、保守をするときに競争したとしても、圧倒的な優位に立つというのは当然だと思うんですね。

それで、法務省側としては一生懸命門を開いて、入ってきていいですよという状態を作ろうとしているんですね。先ほども日にちを増やすとか、それがどのぐらい効果があるのかというのは、私のほうから見ると、まあやってみたらという感じなんですけれども、要するに門を開いているけれどもお客は来ないという状態なんです。これを本当に入札を複数にするだけだったら、案件に魅力を付けるということがあれば来ると思います。

ただ、アプリケーション保守というのは、御承知のように、作られたプログラムの中を直したり追加したりして、それできちんと動かすという、言わば外科手術やっているときにお医者さんが変わるというような状態になるわけですね。すると、非常にリスクもあるし、作られたものがどうであるかということを生産者理解するための手間暇、投資が結構掛かるから、やはり不利になるわけですね。

それで、入札するというのも、提案書、最近結構、かなりのことを書かないといけない。優秀な技術者を何人か、ほかの仕事をやめさせて割り当てて、それで一生懸命作って出ると。それで果たして勝てるのかというと、普通の営業さんはなかなかやはり手を挙げにくいというのがマーケットの事実ではないかと思うんですね。

だから、よほど魅力があつて戦略的に取りたいとか、あるいは、技術者が余っていて、何でもいから仕事を持ってこいというようなところしかないかと。では、そういうところを取っていいのかと。リスクの問題が先にあると思うんですね。

ですから、1者入札というのはそういうことだと思います。

熊谷委員（コーディネーター） 分かるんですよ。ただ、ここを分けている意味というのは、開発のときに安くたたいて、とりあえず落札して開発だけしておいて、後で高い、こういう運用の部分とか保守の部分とかシステムの部分で元を取ればいいやみたいな契約慣行をなく

すというか、そういうことをやらせないために、こういうふうな形にしてきたはずですよ。誤解があったら説明いただいたらいいんですけども。そうならないようにしてやってきたんですけども、結果としてはそういう、費用の部分の分析はともかくとして、形としてはそういうふうな形になってしまっていると。

だとすると、では、この状態がいいのかどうか、もう一回原点に立ち返って。開発のところから、一定契約期間の間のこういう保守、メンテ、あるいはシステム機器の部分の費用勘定というのをトータルで考え直して、もう一回制度を作り直すとかいうことを、これは法務省さんだけの問題ではなくて、恐らく政府全体のIT調達をどうするかということに帰っていくと思うんですけども。これは多分、ある程度こういう問題点があるということは、この場でちょっとお話を議論させていただいて、皆さんからのお話もお伺いをして、ある部分では刷新会議で引き取ってもらって、政府全体でどうするかという議論にこれはしてもらわなければいけないです。個々に改善できるものがあるとしたら個々に改善していただくような、その見直しの中でもちょっと要件を考えていきたいというようなことはあります。

一番最初にお伺いしましたが、そういうところへつなげていかないと、結果的に現状固定になってしまうということが一番よくないと思うので、その辺りを、ぶっちゃけ、お伺いをしたいんですよ。

刑事局 もう一つ、よろしいですか。

今おっしゃったことは、私もそのとおりだと思っていて、それで、各省のCIO補佐官たちとも話しているんですが、やはり制度をどうするかというところをもう一回考えないといけないというのが我々の個人的な見解なんです。

それで、おっしゃったように、ライフサイクルコストだとか、何年間まとめてどうだというような調達の仕組みにすると、今の分離をしないで一括でやってしまっただけで、それも複数年度まとめてやるとか、いろいろなことを考えないといけないだろうと思っていますので、今おっしゃったことはそのとおりだと思います。

それからあと、金額がどうかというのは、またちょっと別の問題だと思うので。

瀬戸委員 アプリケーション保守の作業内容のところなんですけど、これはほとんど人件費的なもののように思えるんですが、その理解でよろしいんでしょうか。

刑事局 アプリケーション保守については、そのとおりでございます。

瀬戸委員 そうしますと、4億という額というのは、人件費にするのに、かなり高いですよ。

40人分ぐらいのアサインしているんですよ。40人、本当に張り付いているんですか。

刑事局 アプリケーション保守で、こちらのほうにはサーバ等がありますので、一応常駐者はこちらに1名おります。

瀬戸委員 1名で4億ですか。

刑事局 バックオフィスがありまして、一応そちらのほうで……

瀬戸委員 39人いるんですか。

刑事局 約40名、はい。

熊谷委員（コーディネーター） 常時配置。

刑事局 基本的に検察庁の事務というのは、事件事務とか令状事務とかいろいろあるんですけども、専門的な知識がないとなかなか、その事務の知識を把握していないと、プログラム上、事務の手の流れをプログラムに反映させるという業務というか、そういうことをや

らなくてはいけないので、一応そのチームごとにですね……

瀬戸委員 すみません、このシステムというのは一般的に、もう東京地検等、動いていた実績が幾つかのところであると。だから、業務的なところを電算機化したというところですよ。ですから、正しくプログラムを作っていれば、そんな39人も40人も張り付く必要がないのではないかな。それは何か改修のときはありますよ。改修のとき、また何かありますけれども、365日40人付いているようなシステムだというふうに、ちょっと常識的に考えられないんですが。

刑事局 そもそも、その東京地検のときのシステムと今のシステムは中身が違っておまして、対象としている事務のそもそもの対象が。

瀬戸委員 というか、プログラムは正しく作れば、コンピューターに載つけば正しく動くわけですよ。

刑事局 はい。

瀬戸委員 40人も見張っている必要はないわけですよ、一般的には。何か改修のときに40人のプログラマーがかかるのかもしれませんが、40人、ずっと張り付いていくようなシステムというのは、これは不完全なシステムを導入しているのではないのでしょうか。逆にちょっとよく分からないんですが、この辺の。

刑事局 今の点なんですけれども、やはり検察の業務の特徴といたしまして、法改正に対応するとかですね。例えば簡単な例で申しますと、地方議会で定める条例みたいなのが、特殊な条例がございまして、それはもう正にその地方でしかないものということで、そこで罰則が定められると、それをまたシステムに反映しなければならないということがありまして。あるいは、法改正に伴って様々な下位規範として、検察の事務というのは基本的には法令、規定等に従ったフローということになりまして、さらに、その書式ベースで申しますと、書式ももうころころころと変わっていくということでございます。

ですので、そのアプリケーション保守の中には、実質的に申しまして、その改修の部分も実態としては含まれているということでございます。

瀬戸委員 ならば、電算機化しないほうが、もしかしたらコストが低減するかも分からないですね。申し訳ありませんけれども、ちょっと納得できないんですよ。

例えば、過去1年間で法令改正とかあって、どういう作業が発生させて、それが実際4億円の価値があるかどうかというのは、評価はされているのでしょうか。

熊谷委員（コーディネーター） 今御説明あったような、具体的な法令改正による修正とかいうのが何件あったかというのは分かりますよね。

刑事局 法令改正だけではないんですが。

熊谷委員（コーディネーター） 例えばです。

刑事局 例えば、今の部分を含めた件数でいいますと、21年度では550件ほどございます。

丸山委員 今の話は、4億7,000万の保守契約自体が妥当かどうかという話をしているわけですよ。それで、先ほど定性的な御説明で、いろいろ地方議会等で条例改正があったりして反映しなければいけないと。それに対して、一体数量的に本当に4億7,000万になるのかというのが第1点ですね。それに対してはお答えをいただかなければいけないですね。

もう一つは、そうではなくて、ここに割り当てられている金額が本来は開発の方のコスト

に入っていて、トータルで見ているんだと。つまり、業者のほうでトータルで採算を合わせるために、開発の初めのシステムの部分をとって、後の保守のほうに、そこで出た、ある意味では損ですよ、それを乗せているのではないかと。それを防ぐためには、先ほどのお話のように、調達のやり方自体を見直さなければいけないということですよ。

その二つの課題があるので、それに対して、一番目は具体的な話ですけども、二番目については省庁横断的に、個人とおっしゃいましたけれども、少しみんなで検討していると。それがどのようなスピード感で政府全体の課題として取り上げられる可能性があるのかというようなことも、あるならば教えていただきたいんですが。

初めのほうが多分今のテーマだと思いますけれども。

刑事局 初めの点については、やはり先ほどの御説明と同様になってしまうんですが、金額のベースでいうと、改修の部分については、先ほどの法令改正等に伴う回数、それだけではないのですが、これらで大体パーセンテージでいいますと20%ぐらい、金額に占める割合としてはあるという分析はしております。

ただ、これに関しましては……

熊谷委員（コーディネーター） 1億ぐらいかかっているということ？

刑事局 よろしいでしょうか。これに関しましては、様々な中身も含まれているということで、ちょっと内訳について厳密に精査しているわけではございませんが、確かに御指摘の点も踏まえて、この実質的な中身として、どういった改善点があり得るかということを検討していきたいというふうに考えております。

刑事局 先ほども申し上げたように、一つ我々が考えているのは、なるべく複数で応札してただけるようにということと、先ほど御指摘いただいたように、そもそもの予定価格の算定とか、そういうところがきちんとしているのかというお話とつながるお話だと思いますので、そういうところでCIO補佐官に御相談もしながら、そういうところも見直せる場所はないのかというところは考えていきたいとは思っています。

それから、政府全体で調達方法のというのは、ちょっと私どもの立場では何とも申し上げようないんですけれどもという。

熊谷委員（コーディネーター） ごめんなさい、今の瀬戸さんからの指摘、丸山さんからの指摘で、550件の具体的な作業データと、費用的には20%ぐらいだということで、単純に割り算すると、これ、1件当たり17万円ぐらいかかるということになるんですよ。これ、時間はどのぐらいかかるようなものですか。

刑事局 これは、すみません、様々な何か……

熊谷委員（コーディネーター） ケースによるんだと思うけれども。

刑事局 ええ。ちょっと平均化、すみません、そこまでは今すぐに申し上げられないです。

熊谷委員（コーディネーター） それほど複雑な、プログラムの根幹のところから書き直しをやるみたいな話ではないですよ。

刑事局 それも案件によってはあるかと思いますが。

瀬戸委員 僕は、例えば法律の何かが変わったというのは、パラメータを変えるぐらいでできるのではないかなと思うんですよ。大きなワークフローのところは変わらないはずですよ。検事がどうして、どの時点で拘束して何とか、何日のところが、10日が8日になるかもしれないけれども、大きなフローは変わらないですよ。

刑事局 例えばで申しますと、刑事手続の中には略式手続というのがございまして、罰金額に応じて、この罪名については略式手続ができるかどうかということがございます。各罪名について法定刑というのが定められておりまして、それについてそれぞれの手続の、その分類に入るかどうかという部分も、横の横断で見ていきますと、てんでばらばらという状況でございまして、その辺を反映するためにはある程度の、そこは作業も必要ということになるかと思えます。

瀬戸委員 逆に、そういうところは人間が介在してマンマシンでやって、コンピューター化しないほうがいいわけですよ。マンマシンで、人間が処理したほうがいいところもありますよね。全部電算機化、プログラム化するから、しょっちゅうプログラムを書き直さなければいけないなんてなるわけですね。だから、それはシステムの設計の問題があるのではないかなというふうになんて、詳しく分からないので何とも言えませんけれども、直感的にはそう思います。

刑事局 今の御指摘なんですけれども、もし仮に手作業でやるということになると、過誤は許されない仕事ですので、例えばある条例の罰則に法定刑が幾つかとかいう部分についての、そのチェックの作業にまた手間がかかるということでございまして、この二重、三重のチェックをするということになりまして、それが、ある人のチェックして正しい内容として登録されたものが後の事務フローに反映させるかと……

瀬戸委員 すみません、それは裁判とか、人間の要するに拘置とか拘束とか、重要な案件なんですよ。だから、それは検事さんとか、それはもう責任持ってやる話であって、そのところをコンピューターに任せて正確にやらなければ、人間がやったら間違いがあるからコンピューターにというのは、それはロジック的におかしいのではないのでしょうかね。

刑事局 今の点は、コンピューターに、その基礎的なシステムとして、その事務の前提としての帳票というか、そこを入力しておいて、あとはもちろん、その上でも手作業というのでチェックする必要もあるんですが。なので、ちょっとそこは事務の性質上、ミスが完全になような形で処理する上での万全のチェック体制を、システムと人の手でやらなければならないという状況がございまして。

瀬戸委員 結論的に言うと、この価格というのが1者応札で適正かどうか疑問が残ると。お話を聞くと、40人ぐらいかかるんだという、しょっちゅうアサインして。40人ではないですね。もっと、この監査だと80人とか、そういう保守の人間というのは月、どういう契約をされているのか分かりませんが、多分ベンダーさんですと100万ぐらとか、1人当たり、そういうコストだと思いますよ。だから、相当な人数をアサインしているような計算になりますので、それが本当に適正かどうか、システムの作り方が本当に適正なのかどうか、もう一回見直す必要があるのではないかなと思います。

中村委員 私が申し上げたかったのも全く同じことなんですけれども、SEさんが作業を一々しなければならない、それだけの作業をしなければいけないというようなシステムの作り方ではなくて、今からそれが直せるかどうかというのはちょっと分かりませんが、やはり一番最初のところで、どの部分についてはシステムでやり、どの部分については人間系でやりと、そういうのがどういう形でやれる。当然、この法改正があるということは最初からお分りのはずですから、その時点で、どういう仕組みにするのが一番効率的であって、人間系であっても、複数の人間で確認をするとか、そういう形でチェックというのは当然あり

得ることですので、それを入力する時点で例えば確認するというようなやり方もあるはずなので、必ずしもシステムの大元のところを書きかえて入れていくような仕組みである必要はないのではないかなと、素人ながら思いますので、その辺のところを検討する余地があるのではないかなと思います。

刑事局 その点については、一応システム上も、システムにまず入力して、それがそのままデータで流れるわけではなくて、まず仮登録という作業をして、上司がそれを確認した上で本登録という形でデータが確定すると。一応、そういうところではチェックを行いつつシステムを使っているというようなやり方でやっております。

中村委員 個別のことを、部分のことを申し上げているわけではなくて、全体の作り方のところとして、この部分は人間系でやる。要するにここの保守の、皆さんおっしゃっているように、保守のコストというのが余りにも高いと。専門家の、このアクセントの方がやらないとできないような状況になっているということを踏まえて言うと、それは検察庁の内部の方ができるような仕組みで最初にやられたほうがよかったのではないかなということは申し上げます。

丸山委員 あと、単純な質問なんですが、運用管理・保守経費の請求書が来ますよね、請負の会社から。それは、マンパワー、何時間、何人、幾らの価格の人がこれだけやったと、プラスある一定の経費、固定費というような形で来ているんですか。そのトータルが5億なり4億という、そういうようなことなんでしょうか。というのは、件数によって違うわけですよ、先ほどのお話ではね。そういうような請求のされ方でこの金額は出ているんですか。

刑事局 そこはトータルで契約していますので、一件一件ではないんです。

丸山委員 では、その作業の量、あるいは直さなければいけない保守・点検の数とはリンクしていないということですか。

刑事局 そこは実績が翌年度に反映されるという関係にはございますが、その一件一件の数というものが契約金額に直反映するということはございません。

丸山委員 それは、では、調整されるんですか。例えば、実績が翌年に出ますよね、12か月の。それによって翌年調整されるということはあるんですか。

刑事局 当然そこは、実績が減れば金額も。

丸山委員 まず、では一括で払っておいて、後で調整しているということですか。

刑事局 すみません、そこは次の年の契約に影響があるということでございます。見積りというか、その実績ベースで、翌年何件ぐらいの対応が必要かという部分が多分計算されるんだと思いますので。

丸山委員 僕は単純なことを言っている。要するに、仕事をした分だけお金を払う仕組みになっていて、それが先ほどの質問では、普通、保守・管理というのは何人の人間が、幾らの単価の方がどのぐらい働いたかということで決めますよね。そういう形になっているんですか。

刑事局 要するに、その対応、トータルのパッケージということで御理解いただければと思います。なので、そこは契約の中で、その契約に従った作業をやっていただくという、ある意味、請負的な中身なのかもしれませんが。

刑事局 一月にこれだけの作業を行うのを年に12回とかって、そういう形でやっているの、できない部分については、その年はできないという形にはなっております。

丸山委員 私はだから、実際の作業なり保守・点検の仕事量がチェックできるような請求書、

あるいは支払の仕組みになっているかどうかというのをお聞きしたかったんですね。

刑事局 それに関しましては、前年度の実績の中で、どの作業についてトータルで幾ら掛かったかという部分の報告があるということでございます。

丸山委員 トータルで幾らの中には、先ほど言った内訳がもう入っているんですか。それはチェックできるようになっているんですか。

刑事局 月ごとで実績を報告してもらったものを。それは毎月毎月、今月はこういうふうに掛かりましたというのは報告していただくシステムになっております。

丸山委員 先ほど言った内訳で、何人の人がこの案件で何時間ぐらい働いたので1, 200万とか、そうやって来るんですか。すごく単純な質問をしているので、すみませんが。

刑事局 工数は、この月にこの作業を、この期間からこの期間までやりましたという報告を一覧表でいただいています。

丸山委員 分かりました。

伊藤委員 今、1者入札が皆さん気になさっているようで、私、ちょっと情報が確かではないので、もし間違えていたら訂正してほしいんですが、当初お聞きしたときには、この基本設計は日立がやったと。それを基に仕様書、見積書を、入札の仕様書を取ったけれども、日立は期限の関係で降りて、アクセントチュアが残ったというふうにお聞きしたんですが、別の情報ですかね。

刑事局 日立は、その前の……

刑事局 それは開発の時点の話でありまして、1者応札になってしまっているのは、この運用管理支援、アプリケーション保守でありますので。

伊藤委員 ああ、違う、ごめんなさい。

刑事局 別の契約の話です、それは。

伊藤委員 はい。私は、その本体システムをとっているから、つながってきているんだろうと思うんですが、そういう意味では、本体システムの落札の発注の仕方というか、そのときにそういう情報でいいんですか。

刑事局 そうです、はい。

刑事局 システム設計は富士通。

伊藤委員 ああ、ごめんなさい、富士通ですね。それで、そのときに期限の関係で富士通が降りたという話をしたんですが、今、皆さんがこれだけやはり心配している、要するに時価が分からないと、適正な価格が分からないということからすると、その時間だけではなくて、もうちょっと何か配慮をして、2者応札の状況まで作る必要があったのではないかという気がするんですが、それはいかがですか。

刑事局 富士通のときに問題になったのは、今申し上げている期限ではなくて、納期の問題でありまして、こちらが求めた納期に合わない、それではできない。

伊藤委員 どのくらい合わなかったんですか。

刑事局 詳細は、ちょっともう古いので、今、現時点では把握していないんですが。

伊藤委員 私のイメージから、時間が分かりませんが、それほど急ぐ……。既にもう動いているものが、その入札制度を無効化してまでどこかに決める必要があるほどの緊急性のあるソフトかどうか、システムなのかというのはよく分からないんですが。一般的には、それほどないのかな、今まで動いているわけですから、そういう気はしますけれども、いかがでしょ

う。

刑事局 基本設計を富士通が行いまして、その後の入札のときに複数者が応札したんですけれども、それが落札しなかったというところで。一応、詳細設計、プログラム開発等においては入札を行って、そこで2者が応札して、それが駄目だったので、その後に一般競争入札をやって、それを落札したのがアクセンチュアであるという経緯になっております。

熊谷委員（コーディネーター） 2者がやって駄目だったんですね。

それでは、評価結果の集計を報告させていただきます。

「検察総合情報管理の運営」について、まず、支出先及び使途の把握水準については、十分とされた方が3名、改善の余地ありが3名でありました。見直しの余地については、一部改善が4名、抜本的改善が2名でありました。

これを踏まえて、官房長から取りまとめいただきます。

稲田官房長 ただいま御説明ございましたとおりでございます。ここでの集計といたしましては、一部改善が多数を占めておりますので、この事業につきましては一部改善ということにいたしたいと思います。

いただいたコメントを若干御紹介いたしますと、やはり1者応札を極力排除する、あるいは、どうして1者応札なのかという、その点についてのより詳細な把握・検討が必要であろうし、競争的入札の要素を導入するようにすべきではないか。あるいは、そもそもアプリケーションの保守契約などの方法・金額が妥当なのか、精査する必要があるのではないかなというようなコメントを頂戴しているところでございます。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、一部改善ということで終わらせていただきます。ありがとうございました。

《人権関係情報提供活動等の充実強化》

後藤会計課長 それでは、最後の事業になりますけれども、「人権関係情報提供活動等の充実強化」でございます。人権擁護局、お願いします。

人権擁護局 それでは、49ページのレビューシートを御参照ください。

予算事業名「人権関係情報提供活動等の充実強化」ということでございますけれども、この事業は、法務省が財団法人人権教育啓発推進センターに委託して実施しております。

このセンターの概要につきましては、55ページ、ここに公益法人シートを入れてございますので御参照ください。

最初に、このセンターについて、その設立の経緯などについて、若干御説明させていただきます。これは資料の58ページの表を御覧ください。

この右側の上段のところに記載してありますように、センターは昭和62年に旧総務庁所管の財団法人地域改善啓発センターとして設立されました。端的に言えば、国による同和問題の解決に向けた取組の中で設立された法人でございます。同和問題の解決に向けて、国は長年にわたる取組をしてまいりました。

この図の左側の一番上に同和対策審議会答申というのがございますけれども、これを受けて、国は昭和44年から同和問題に対する特別対策として、例えば生活向上のための各種施策などを行ってきました。国としての同和問題についての施策の在り方につきましては、この同和対策審議会、そしてそれを引き継いだ地域改善対策協議会、これは地対協というふうに呼ばさせていただきますけれども、この地対協が様々な調査・審議を重ね、政府に意見具申をしてまいりました。

この図の左側の上から3番目に、61年12月、地対協意見具申というのがございますけれども、この意見具申、これによってセンターが設立されることになりました。この61年の意見具申は、真に同和問題を解決するための課題として幾つかのことを挙げておりますけれども、その問題点の一つとして行政の主体性の欠如を挙げております。つまり、民間運動団体の威圧的な態度に押し切られて不適切な行政運営を行う傾向が一部に見られる、こういった指摘を挙げており、行政が主体性を確立することの重要性を指摘しております。また、差別意識の解消は重要な課題であって、この意見具申を踏まえた啓発活動の積極的な推進を要請し、資料の58ページ、この61年12月の意見具申の欄にございますように、啓発活動の推進のため公益法人を設立して、情報の伝達、相談活動、調査研究、研修等の事業を実施することを提案しております。

なお、この図には記載はございませんけれども、この提言の翌年の昭和62年に、総務庁にあった地域改善対策室、そこが地域改善対策啓発推進指針というのを出しております。その指針の中で、トラブルの発生を恐れる余り、一部民間運動団体に事前に内容の了解を得てからでなければ啓發文書の公表や研修会の講師の選定等ができないようなことが慣習化されている行政機関は、それを改める必要がある、そうでなければ国民の信頼を得られる啓発を行うことはできないであろう、そういう指摘がされております。

この61年の地対協意見具申の下に、平成8年5月の意見具申がございます。この意見具申は、事業関係ではそれまで同和ということで特別な対策をとってきたけれども、同和問題に限定しない一般対策に移行すること、そして、教育・啓発関係については、ほかの様々な

人権課題の一つであると位置付けて、人権教育・人権啓発に再構成することなどが提言され、その下にありますように、政府はこの方針を閣議決定しております。

この同和対策を一般対策化するという政府の方針に基づきまして、平成9年4月、この右側の表の二つ目の箱にございますけれども、センターは平成9年4月に今の名称になりまして、広く人権教育・啓発に関する情報提供等を行うこととなりまして、現在は法務省そして文部科学省が共管する法人となっております。

そして、政府は平成9年3月に人権擁護推進審議会というのを設置して、その審議会が我が国の人権施策全般の在り方についての調査・審議を進めて、平成11年に答申を出しております。

また、人権啓発等の基本方針につきましては、平成14年、人権教育・啓発に関する基本計画が閣議決定され、現在まで、この基本方針に基づいて人権啓発を行ってきております。それにつきましては、この表の右側の下の二つの箱の中に書いてありますけれども、この審議会答申や基本計画におきまして、このセンターの果たすべき役割、これが明記されておりますけれども、センターには人権に関するナショナルセンターとしての役割が期待されるとされております。すなわち、センターは中立公正な立場で人権啓発に関する様々な情報、例えば知識、ノウハウ、ネットワーク等、こういうものを集約して、地方自治体あるいは企業、NPO法人など、啓発活動を実施する主体が自主性を持った効果的な啓発活動を行うために、それら啓発主体の活動を支援することが期待されるというふうにされております。また、人権ライブラリーの活用や、人権の指導者養成のプログラム、人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要であるとされております。

人権課題、人権問題と申しますのは、主義あるいは主張がいろいろございまして、場合によっては対立が尖鋭化する分野でもあります。行政や企業が人権啓発を行おうとする場合、それがどちらかに偏っていると、そのように受け取られた場合は、それが広く国民一般に受け入れてもらう、それが難しくなってきます。人権教育・人権啓発は非常に重要なことである一方で、そういったセンシティブな面も抱えております。そこで、人権啓発を実施する主体に充実した効果的な啓発を推進してもらうために、中立で公正な立場で行政・企業などが行う人権教育・啓発を支援する、これがセンターに求められている役割とすることができます。

長くなりましたが、49ページのシートのほうにお戻りください。

法務省はセンターに事業を委託しておりますが、その概要は、この事業概要欄にございます。先ほど申しました、センターに期待されるナショナルセンターとしての役割を果たしてもらうために、人権啓発に関する情報をセンターに集約して、これを必要とする方々に提供していくというデータベースの運用、それから人権ライブラリーの事業、あるいは啓発教材、ビデオの作成などを委託しております。

それから、実施状況につきましては、ここのシートの表にございますとおり、実績が記載してあります。数字は平成21年度のものになっております。

予算の状況、これも19年度から記載してありますが、この表にあるとおりでございます。

自己点検として、支出・使途の把握水準・状況ですけれども、センターから事業報告を受けるほか、随時、委託事業の進捗状況等について連絡をとるなどして、支出先あるいは使途

の把握を行っております。

見直しの余地でございますけれども、まず1点として人権ライブラリー、これを一般の方々などにももっと利用していただきたいところでありまして、利用件数の増加のための方策を検討する必要があると考えております。

また、委託しておりますうち、人権啓発フェスティバルにつきましては、費用対効果に照らして、どのように実施したらよいのか、実施の在り方について十分な検証を行う余地、必要があると考えております。

3点目ですが、さらに、センターが外部業者と委託するに当たりましては、このシートの51ページ以下にありますように、随意契約ばかりという現状にありますので、国の会計手続に準じた競争入札を実施するなどして、コストの削減を図る余地があるかと考えております。

資金の流れ、契約先につきましては、この50ページ以下に添付してあるとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

後藤会計課長 私から、論点について御説明いたします。

この財団法人人権教育啓発推進センターにつきましては、人権に関する総合的な教育・啓発や人権教育・啓発についての調査研究、人権教育・啓発についての情報収集及び提供等を図ることを主な事業内容とした、人権教育・啓発のためのナショナルセンターであり、国が人権啓発のための様々な事業をこのセンターに委託して行うことは意義のあることでございますが、以下の点について見直しが可能ではないかということでございます。

一つ目は、このセンターが人権ライブラリー又はデータベースによって提供している人権関係情報がより一層効果的に利用されるよう、この事業の実施方法を改善する余地はないか。

次に、毎年全国2か所においてセンターに委託して実施している人権フェスティバルは啓発効果が上がっているのか、検証が必要ではないか。

三番目は、このセンターが発注している人権啓発教材の製作・印刷、啓発ビデオの制作などにつきまして、従来までの随意契約による啓発方式を見直し、競争入札を実施して経費削減を図ることができないかといった点でございます。

コーディネーター、よろしくお願いいたします。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、御議論をお願いいたします。

赤井委員 人権はすごく重要なことだと思うんですけども、いかに効果的にお金を使っているのかというところで、まず初めに、この人権センターはどちらにあって、どのぐらいの賃貸料で、そこにある経緯というか意義というか、その辺りを教えていただけますか。ここ、ちょっと一部載っていると思うんですけども。

人権擁護局 申し訳ございません、所在地は、港区の芝大門というところでございます。

赤井委員 ライブラリーとまた別なんですか。

人権擁護局 賃料につきまして申し上げますと、ライブラリーと事務室を含めまして5,200万円でございます。

赤井委員 そこにある経緯と意義みたいなものは、説明あるんですかね。説明があれば。

人権擁護局 ちょっと詳細は分かりません。以前は新橋にあったというふうに聞いておりまして、賃料が安くて、より広いスペースが見つかったということで、今のところに移転した

ということは、平成17年ですか、移転したというように聞いております。

赤井委員 ちょっとライブラリー関係、まだあると思うんですけども、あと、では、どのぐらいライブラリーが利用されていて、どのぐらいの効果が上がっているのかという指標があれば、教えていただけますか。

人権擁護局 ライブラリーにつきましては、21年度は、来館者で申しますと3,166名でございます。書籍などの貸し出し数は2,025点というように聞いております。

赤井委員 それはどういう評価なんですか。

人権擁護局 評価とすると、少ないというように考えております。

赤井委員 それはどういう基準で、あと、その少ない場合に、どうして少ないのかというのは、分析はされているのでしょうか。

人権擁護局 昨年、21年度に、主に教員の方々なんですけれども、そういった方々にこのセンターがアンケートを取りました。そうしたところ、このセンターを知っているというように答えた方が32%でした。それで、使いたいのかという、そのニーズに関しては、これは使いたいと、こんな図書が欲しい、あるいは自分たちの教員間の研修のため、あるいは子どもたちに見せるために、こういう図書が欲しいとか、あるいは置いてほしいという、非常にニーズはあるのだなと。ただそれが、知らない、また知っていたとしても貸し出し方法が、ここ1か所しかございませんので、郵送で貸し出しているんですけども、そのシステム自体も知られていないということです。今の現状は、そういったニーズにこたえていないというように考えております。

赤井委員 蔵書数は幾らなんですかね。どのぐらいの規模か。

大体、図書、各学校とか、各地域の図書館とか、大きいところへ行けば、そういうコーナーみたいながあると思うんですけども、そこと比べて、どういう特徴の違いがあるのかも。

人権擁護局 蔵書数は、平成22年3月末で1万6,778点でございます。

これは、特徴といたしますと、各自治体が自分のところでいろいろな啓発の冊子だとかパンフレットだとか、いろいろなものを作っていますけれども、そういうものをいただけるんですね。そういうものを収集したりしておりますので、非常に数が多いということと、人権に関する、特に啓発あるいは人権教育に有用と思われるような、そういった図書をセンター自身が、寄贈を受ける場合もありますけれども、購入して収集しているということで、ここに来ると、人権に関するものが網羅的に探せるということで、ほかのところにはないものだというふうに考えております。

瀬戸委員 人権教育啓発推進センターというのはナショナルセンターというお話なんですが、これは、国にこの一つしかこういう機能を持ったセンターはないという理解でよろしいのでしょうか。

人権擁護局 はい、ここ一つしかございません。

瀬戸委員 あと、実際の啓蒙活動・教育活動をやるときには自治体とのタイアップが非常に重要なんですけど、その辺のところの仕組みはどうなっているのでしょうか。

人権擁護局 まず、おっしゃるように、自治体との連携、これが一番重要でございまして、例えば全国の資料をライブラリーに収集するに当たりまして、全自治体にお願いをして、それを集めると。あと、各自治体がいよいよ啓発の手法だとか、あるいはこういう教材はないか

というふうに、何か相談があるときには受けていただくと。あるいは、自分のところで広報誌とか機関誌を出しておりますので、それを自治体にお配りしていると。そういうことで自治体との連携を作っているということです。

瀬戸委員 あと、やはり人権というのは非常に重要なんですが、やり方によっては、この事業が垂れ流しのようになってしまう。コストセンター的に予算を消化するだけの機能になってしまう場合もあると。ここを見ると、執行率も100%で非常にいいんですが、その辺のやったことに対する第三者評価、PDCAみたいなものがありますね、Plan・Do・Check・Act みたい、そういう評価体制というのは、外部中立組織による評価体制みたいなのはできているんでしょうか。

人権擁護局 現在のところ、ございません。

瀬戸委員 必要性は、どう感じているんでしょうか。

人権擁護局 やはり、啓発の場合に何で効果の指標を取ったらいいのかというのが一つ難しいところでもあると思いますので、そういったことを外部の人から意見も伺いながら、検証していただくというのは必要だろうというふうに考えております。

瀬戸委員 是非その仕組みを作っていただけたらよろしいのではないかと思います。

あと1点、最後に、これは、ここの事業について、総務課長さんに質問する話ではないですが、もしかしたら。51ページの別紙Hですかね。リース契約で東京センチュリーリースさんという名前が、今回のすべての事業に、全部に表れているんですよね。これは法務省とどういう関係があるんでしょうかね。これは、どんな小さい事業でも必ず出てくるんです。今日、一番最初の刑務所の話以外のところは全部出てくるんですよ。これはなぜなんでしょうか。非常に何か違和感を思うんです。感じるんですがね。

人権擁護局 これは何に出ていますかね。ちょっと……。

熊谷委員（コーディネーター） 多分サーバリースだと思うんですけども。

人権擁護局 はい。

瀬戸委員 すべてに出てきますよね。

熊谷委員（コーディネーター） そうなんです。大規模なサーバシステムから、こういうところの、何かサーバレンタルまで。

瀬戸委員 小さいところまで。

赤井委員 一元管理して契約取るから、ノウハウを持っているということでしょう。

人権擁護局 ちょっと、どうしてここと指定、ここになっているのか、ほかがどうなのかというの承知しておりません。すみません。

赤井委員 多分OBの人がいるとか。民間ですから。

瀬戸委員 ちょっと疑問に思ったという次第です。

伊藤委員 49ページの予算の状況なんですが、執行額と総事業費（執行ベース）の金額が違っているんですね。220万とか1,100万。ほかのレビューシートは全部合っているんですが、私、ちょっと予算のことはよく分からない。これは合わなくてよろしいんですか。執行額と総事業費、比較……

人権擁護局 申し訳ございません、どこの数字になる。

伊藤委員 49ページの予算の状況の執行額。平成19年も20年も21年も、3年間全部ですが、執行額と総事業費（執行ベース）の金額が違う。3億3,700万と3億5,900

万。

人権擁護局 ただいまの件について御回答いたします。

この予算額のところですけども、これは、こちらからセンターのほうに委託事業ということで、委託費プラス、センターの管理運用業務に対して一部補助金を支払っております。これの予算額の合計額ということになります。総事業費のところは、その予算額を上回っているということなんです。ここは先ほど申し上げたセンターの管理運用業務に対して一部補助をしておくと、ここに記載している総事業費はセンターの管理運用業務の総額を記載しておりますので、若干このところが少し合わなくなっているというところがございます。

伊藤委員 そういう書き方がマニュアルにあるんですか。ほかは全部合っているというのは、どうしてそうなるか分からないんですけれども。

人権擁護局 要はセンターの管理運用業務について、従前から一部補助、物件費とかの人件費の一部補助という形で予算が認められておりますので、このところで、そういう形で補助をしておるというものでございます。

熊谷委員（コーディネーター） ここはほかの省のところでも、特に今の御説明になった補助事業のようなところは、補助事業も、そのもともとの事業額があって、一部補助なので、一部補助の部分のところが予算額、執行額で、もともとの総体としての事業費というのがあるので、そこがここの総事業費に書かれているというケースがあって、そこは多分そういう取り方ですね。

伊藤委員 はい、分かりました。

もう一ついいですか。あと、前に若干お話ししたんですけれども、自己点検の最初の、この委託している事業の内容の一例としての御説明があるんですね。ここに書かれている2行ぐらいを読みますと、啓発ビデオの作成とか、「コンペ仕様書の作成や制作業者の選定に関与しているほか、撮影時の立会等を行うことにより」とあります。ここにお書きになっていることは、普通の広告会社に対する発注業者の業務と同じことをおやりになっている。ですから、このセンターをお使いになっているけれども、私の理解からすると、人権擁護局がパンフレットを発注していることと同じような関与をしているのではないかと。どうしてこのセンターを使う必要があるのかというのが、私自身、よく分からないんですが、どうしてこういうふうに委託する必要があるんでしょうか。

人権擁護局 センターに資料作成あるいはそのビデオをお願いするときは、もうその中身につきましてはセンターが企画して、例えば資料であれば、こういう展開で何分冊の資料を作るとか、そういう中身につきましてセンターが決めます。ただ、それをどういう冊子というか、どういうふうにページに収めていくとか、そういうことは外注しているわけですけども。

ですので、法務省とすると、何とお答えしたらいいんでしょうか、私どもが直接どこかにお願いするときと全く、やる、かかわり方は違っているという状況です。

人権擁護局 先ほど申し上げましたけれども、センターのほうは、様々な地方公共団体、企業、更にはNPO法人等との接点がございます。そういうことから、様々な人権課題の中で今何が求められているのか、こういった情報を探知する能力がございます。そういうことから、どういうテーマで、どういうふうな企画内容で教材を作る、ビデオを作る、こういったことをセンターのほうでは自ら考えて、その制作に当たっていくわけでございます。

そういうことから、ここに掲げておりますような点においては、基本的にはセンターのほうでお願いしているんですけども、ここのビデオ撮影の場合に当たりましては、もう撮影を一回してしまいますと、後で修正がなかなかできないということで、撮影時に立ち会って、何か修正するところがあれば、そのときに指導させていただいているということでございます。ですから、万一のために立ち会わせていただいているという、その程度の御理解をいただければと思っております。

伊藤委員 普通のケースは、その発注者の方が立ち会われてこういう作業をされると、発注者の意向が全部通りますよね。発注者がいらして、それで立ち会われて、センターがいくらやっても、何か私はセンターの独自性というのは出ないような気がするんですけども。

人権擁護局 ですから、当初の、どういう内容で、どういうふうに展開をしていくか、ここでは正にセンターのそれまで蓄積された知見・ノウハウによって作られていくというものでございます。

赤井委員 これ、ナショナルセンターということなので、事実上、もう省の一部、外には出ていますけれども一部ということで、別に競争してここに頼んでいるわけではないということなので、ここで使われているお金に関して、どのぐらい効率的にお金が使われているのか、効率的・効果的なのか、その啓発は。そこに関しては、やはり法務省が責任を持って。それはインプットで見るか、事実上が委託しているのであればアウトプットで見られれば一番いいと思うんですけども。

この資料、例えば51ページを見たときに、随意契約がずらっと並んでいて、この資料を見る限りでは、本当に効率的になされているのか。やっている、できてきたアウトプットの評価とは別に、このコストがどうなのかというのは余り説得的ではないと思うんですけども、これを見られて、効率的に使われているというのは、何かそういう評価はされているんですか。

人権擁護局 この随契のことを例にとれば、確認はしましたけれども、額が少額であるとか、センターなりの基準を作って見積り合わせをするとかいうことだったんですけども、昨年、私どものほうからセンターに、できるものについては競争入札の形でやっていただきたいというように申し入れを行いました。ですので、今後も、できるものにはそれに、そのようなやり方をしてコストの節減をするということにも、私どもももっと気を向けてやっていきたいと思っております。

赤井委員 それは是非進めて。

人権擁護局 はい。

丸山委員 今の赤井委員の御質問の、多分別の面は、このように重い課題を背負った組織と、それから、社会状況によって問題の在り方とか問題のテーマが変わっていきますよね。それに対して投入したお金なり労力が十全に使われているのかと、本当に効果的になっているのかということに関して、このセンターの中で閉じている話なので、それを外部的に、法務省の担当部局としてどのようにとらえているのかということだと思うんですね。本当にここのセンターが、世の中の動き、あるいは世の中、先ほどニーズに十分にこたえていないという御説明をされていたので、そこをどういうふうに改善勧告、あるいは改善の手立てを、このセンターにやらせていくのかというようなことまで介入されているのかどうかというようなことを聞きたいんだと思いますね。

というのは、都道府県からのパンフレットを集めているというのが一番初めの事業であるというのは、郵便で送ってもらえばいいわけですね。それで、そのライブラリーについては、ほかの図書館に置いて、中央の図書館に置いてけば、場合によっては足りるかもしれないですね。ということなんですけれども、お聞きしたいのは。

人権擁護局 いかにか効果的に事業を行っているかということですが、センターの特徴で、資料を送ってもらって本を集めているだけではなくて、それを貸し出すときの、どんなものが今皆さんがこういう本を借りていくのかとか、あるいは、その過程での問い合わせとか、そういうことでいろいろニーズは把握していると。

また、センターの場合は非常にネットワークを持っておりまして、研究者の方とか、いろいろ各人権分野、それからNPOの方々も含めて、いろいろな人的ネットワークを持っています。そういった方々から、今どういう人権課題が重要であるのかと、そういう情報を常に持って、こういう課題を展開していきましょうということを私どもにも提案いただくこともしばしばありますし、それは効果的にやっていたいのではないかとこのふうには考えております。

ただ、それが客観的な指標なのかどうなのかということについては、検討する必要があるだろうというふうには感じております。

人権擁護局 一つ、よろしゅうございますか。

ライブラリー事業としてのビデオ、図書の貸し出しのほかに、そういった情報をインターネットに載せて、広く国民の方に御覧いただけるような仕組みであるとか、都道府県等からパンフレット、資料を収集することのみならず、どういう場所で、どういう講師を頼んで講演、どういう内容の講演をしたのかとか、どういうシンポジウムを行ったのか、そういった様々な都道府県の啓発における行事、また、ラジオ放送、テレビ放送等での啓发行事、こういったものについても一元的に管理をして、広く情報として提供させていただいておると承知しております。

瀬戸委員 私は、そういう話ではなくて、ナショナルセンターとして本当に事業が正しく行われているかどうかの評価は、どういうアクティビティーをやったではなくて、日本国民がどれだけ人権意識が高まったかというところを測らない限り意味ないと思うんですね。極端な例を言ったら、人権試験みたいなのをやって、人権問題試験をやって、それで点数が上がったと、何点から何点。と、それをやらなければ、ただアクティビティーをやっただけでは、やはりその任を果たしたことになると思います。それは予算を消化したということになりますね、適正に効率よく。ではなくて、日本国民がどれだけ人権意識が高まったかというところを測定しないと、センターの位置付けというのはあり得ないと思います。

熊谷委員（コーディネーター） 幾つか事実関係を確認したいんですが、この人権啓発フェスティバル、全国2か所、これはすごい規模でやっているんだなと思って最初は感心したんですが、これ、主催団体の一部というか、1人であるということですね。これ、Gに人権啓発フェスティバル実施関係の予算ということで1,500万円ということで載っているんですが、この人権啓発フェスティバル、例えば宮城でやったやつの総費用のうち、ここが担っているのはどれぐらいの割合ですか。これだけ見ると、大きなフェスティバルの一部のところはこの財団がブースを提供して、そこでイベント参加しましたぐらいのことにしか見えないんですけれども、これ、主催をしてやっているのと、そういうふうな状況であるのと、全

く受け止め方が違うので、どういう状況なのかを教えてください。

人権擁護局 ちょっと総予算が、センター自体のこの予算は、その会場の借料と、あと、中で人権に関するシンポジウムを企画して実施しておりますので、その部分の予算がこの予算でございます。あとは自治体側の予算、あるいは民間団体も出していますかね。

熊谷委員（コーディネーター） そうですね。

人権擁護局 はい、出していると思います。

熊谷委員（コーディネーター） それ、全体のボリュームはどのぐらいとか、分からないですか。いや、ここで4万2,600人と、これ、宮城会場全体の入場者数ですか。

人権擁護局 そうです。

熊谷委員（コーディネーター） だとしたら、ちょっと、かなり誤解を生む数字ですね。

人権擁護局 はい。ただ、参加者の1人というよりも、センターがコーディネーター的にして、皆さんと実行委員会をやりながら企画していきますので、出店の一つみたいな位置付けではないというふうに理解しております。

熊谷委員（コーディネーター） 普通、そういう場合には企画・運営だということで、企画・運営に掛かる費用というのは出てくるものなんですけれども。

これ、結構僕は重要なところだと思っていて、例えばこれを宮城県がやっていて、ここのセンターがそういう企画とか運営のところを例えば委託を受けて、更にお金をもらってやっているのかとか、その事実関係が分からないと、単純にこれで評価はできないわけですよ。ほかで、委託事業でこういう書き方で出てくる場合というのは、そこが企画・運営・主催を全部やっていて、総費用をそこで賄っているという前提でこういうふうに出されることはありますけれども、これ、素直にそう受け取ることはできないですね。

人権擁護局 その全体の企画を委託して、委託を受けているという形ではないです。

熊谷委員（コーディネーター） ないですよ。

人権擁護局 はい。

熊谷委員（コーディネーター） それぞれの状況を見ると、とてもそうは見えませんよ。

だから、これはかなり誤解を生むというか、ミスリードをするような中身だと僕は思うんですけれども、そうは思われませんか。

ここがナショナルセンターで、ここしかできないから、全国に足を運んでやっているんだったら分かるですよ。そうではないですよ。

人権擁護局 はい。ナショナルセンターとして、こういうものの取りまとめの、委託を受けて全部企画するというのではなくて、コーディネート的なことはしております。

熊谷委員（コーディネーター） 「的なこと」って何ですか。

人権擁護局 例えば企画をするときに、今までずっとセンターはこれをやってきましたので、いろいろな、例えば人権課題に偏りがないようにこういうものでやりましょう、あるいは参加者型のものが皆さんの立ち寄っていただけるものであれば、こういうものも織りまぜてやりましょう、あるいは人の流れですか、こういうところに立ち寄ってもらって、いろいろなものなるべく見ていただきたいので、そういうものについてのアドバイスをしたりとか。

あと、その場所によっては、人権啓発に関する、すごく温度差がございます。非常に熱心に取り組んでおられる自治体もあれば、なかなかそういうことが、やったことがなくて初めてで、やり方もよく分からないと。

熊谷委員（コーディネーター） これ、やる会場というのは、だれがどこで決めているんですか。

人権擁護局 これは法務省のほうで決めさせていただいて、ここで開きたいのということ。

熊谷委員（コーディネーター） だったら、皆さんがやったらいいではないですか。

人権擁護局 いえ、これは場所。私どもは、こういうフェスティバルなどのコーディネートみたいなことについては、ノウハウはございません。ただ、なぜ場所だけ決めるという……

熊谷委員（コーディネーター） 場所だけ決めて、やりなさいと言って、アドバイスはここから受けなさいという話をしているということですか。

人権擁護局 はい。なぜ場所だけ決めさせていただいているかと申しますと、今も申しましたように、やってくださるところは何も言わなくても自発的に、皆さん自分たちの自治体でやってくださるんですが、全く低調なところは、是非やっていただきたいということをお願いして、自治体側にも協力して一緒にやってもらうと。いろいろなところに参加してやってもらうというのは、センターよりもその地元の法務局に取りまとめていただいたりしますので、国のほうで、ここではまだ1回も開かれていないので、是非お願いできないかということの希望は申し上げております。

熊谷委員（コーディネーター） もう1点、スマイルネットですけれども、今これ、見ていますけれども、例えば講演で検索すると、一番新しいデータは2009年3月に開催されたものです。中身を見ると、タイトルとか目的とか対象とかいうのが書いてあるだけです。事実として申し上げるんですよ。それから、意識調査の結果が出ていますと。何々市でこういう調査が行われました。具体的なところは全部リンクが張ってあって、そこへ行って見るという形になっている。それから、国際的な条約の状況というのを見ると、本当に正に国際的な条約がただ載っているだけで、一番新しいデータで2007年。当たり前ですよ。これがずらっと載っているだけなんです。まず、更新時期が、大体どのデータを引っ張っても、2009年3月以降、更新をされていない。この状況はどのように把握されていますか。

人権擁護局 ちょうど今集めている時期。21年度中に実施したものについて、今照会をもう既にして、ちょうど集めていただいているところで、それが集まり次第、センターのほうで整理して入力するという……

熊谷委員（コーディネーター） そこは何か、先ほどの説明からして、それをまともに先ほどの話を聞くんだったら、今の説明はおかしくないですか。だって、ここはナショナルセンターで、いっぱい情報が集まる場所なんでしょう。

人権擁護局 はい。

熊谷委員（コーディネーター） 年に1回情報をくださいと言わなかったら集まらないんですか。

人権擁護局 まあ、逐次の……

熊谷委員（コーディネーター） しかも、更新するのは2009年3月の情報しか今見られないと。これを見て、アーカイブで、今なすべきことは何かということをどういうふうに判断するんですか。あっ、こういうことをやったんですね、備忘録ぐらいのデータベースですよ、これは。このデータベースに、借料400万、運用・保守料300万。どこにこれ、知見が生かされるんですか。

人権擁護局 ただ、いろいろな講演会とかシンポジウム。中身は、書き込んである中身はそれ

によって差があると思います、いろいろ詳しいもの、詳しくないもの。

熊谷委員（コーディネーター） いや、多分これまでの事業仕分け、去年11月からこの間やったやつまで、いろいろな議論があって、こういうデータベース系のものとか、財団法人が取り組んでいるこういう情報発信系のものとか、いろいろ取り上げられて、かなり厳しい判断がありましたけれども、これ多分、今まで見た中では一番ひどいですよ。データベース運用といいながら、情報発信、ナショナルセンターだ、ここが一番の情報の発信基地なんだという話をしながらね。

人権問題はとても大切で、その情報を欲している人もいるのも大切で、啓発も当然しなくてはいけないことだけれども、この状況はいかがお考えですか。やむを得ないことだと思っ

ていらっしゃるんですか。

人権擁護局 そうですね、最新の情報が無いということで、どれくらい……

熊谷委員（コーディネーター） いや、最新の情報だけではなく、中身もひどいと言っているんですけどね。

人権擁護局 ただ、実際に何をやったかということが全国的には把握できると、ここにアクセスしていただければ。

熊谷委員（コーディネーター） それに何の意味があるんですか。

人権擁護局 例えば、ある自治体で犯罪被害者についての何か啓発活動をしようというときに、そのスマイルネットで犯罪被害者というところを……

熊谷委員（コーディネーター） グーグルで検索したら、今どき、そんな自治体のホームページにすぐ行けるでしょう。

人権擁護局 引いていただければ、それに関する各自治体の取組が一通り見られます。その中で、非常におもしろい企画、こういう切り口の企画というところも幾つかありますので、担当者の方は参考にすることができると思います。

それで、もっと詳しい内容がお知りになりたい場合は、今も直接その自治体に問い合わせ

せて、やり方などについて、その自治体同士で連絡をとり合ったりとか、そういうことに活用いただいているというふうに理解しております。

熊谷委員（コーディネーター） 僕ばかりしゃべってもあれなので。

丸山委員 これ、契約内容がほとんど随意契約なんですけれども、これ、何か意味があるんですか、特に理由が。印刷費ですとか、あと梱包とか、あとビデオだとか、情報関係なんですけれども、ほとんど随意契約ですよ。

人権擁護局 はい。

丸山委員 これは何か、毎年同じ会社にこのような形で発注がされているんですが、それはチェックされているんでしょうか。

人権擁護局 いえ、必ず見積り合わせをやって、金額幾ら以上の場合は何者以上から取る、幾

らのときは何者ということを決めてやりますので、毎年同じということにはなっていないはずでございます。

赤井委員 それを随契と言うのでしたっけ。

丸山委員 それを随契で。要するにこれは、随契というのは、ある特定の会社なり業者を指名して、そこをお願いするということですよね。それが行われている理由が、印刷とかだと、

どうしてそれが随契なのか分からないんですけれども。51ページ、印刷だけではなくて、

ずっと随契ですよ、これね。いや、私が誤解しているなら。

人権擁護局 ただの印刷だけだと、見積り合わせで、金額だけでやっているはず。ただ、性質上、ここだからということをお願いしているものもあるかと思います。

赤井委員 では、ちょっと例で、いいですかね。例えば人権啓発パンフレット印刷費というお話で、パンフレットはテキストですけれども、これは何部印刷して、どのように配布されているんですか。内容は毎年更新しているんですか。

あと、ビデオはこれ、1,600万ですけれども、この金額だと、毎年内容を、新たなものを作っている。ということは、毎年度のビデオが存在するという理解でいいんですか。

人権擁護局 ビデオは大体毎年制作しております。会社は違います。

赤井委員 随契ということは同じということではないですか。

人権擁護局 はい、随契という意味では同じでございます。

伊藤委員 私も、その宮城会場の4万2,000というのが、すごいなという、ものすごい皆さんがよく興味を持つなというのでお聞きして。お話の中では、アンパンマンショーをやるとか、そういう工夫をされているという話をしました。確かにそうすれば孫と奥さん、お嫁さんは行くだろうなと思いますけれども、果たしてそれが事業の目的に合うのかという。

ここの今、事業の目的に書かれていますけれども、「国民一人ひとりに人権尊重の正しい理解を定着させる」というのが、私はどうも、これって教育そのものではないかと。学校教育、小学校とか中学校とか高校の教育で教えるようなもので。

通常、今、人権問題について興味を持ってリサーチをするという人は、何かものすごく困っている人か、要するに大多数の人権的な侵害をしている人ではなくて、反対に被害者の方が多いのではないかと思うんですけれども。そういう面では、こういう事業ではなくて、教育としてこういう必要なことを、この事業の目的というのは達成されたほうが効果的ではないかと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

人権擁護局 もちろん教育の場でも人権教育というものに力を入れて、今行われているはずでございます。

私どもがやっておりますのは人権啓発と、もう少し広い意味で、教育課程の、教育以外の場面でも人権について御理解いただくと、そういう活動であります。ですので、教育でやるからいい、あるいは啓発だけやればいいという、そういう関係ではなくて、教育の面でも、人権啓発という面でも、両方からやっていかなければいけないというふうに考えております。

瀬戸委員 先ほどスマイルネット、熊谷コーディネーターさんのほうからお話があったんですが、私はスマイルネット自体はよろしいと思うんですよ。

ただ、先ほど一番最初に意見しましたように、この事業というのは垂れ流しになってしまう。パンフレットを作りました、DVD作りました、予算はこれだけ使いました、自治体に配りました、学校に配りました。そこで終わりなのかと、そこで評価が終わりなのか、センターの評価が終わりなのか、法務省の評価が終わりなのか。違いますよね。その後、国民にどれだけインジェクションできたかというところを評価しないと、この事業と関係しないんですよ。

ですから、スマイルネットを作りました、形いい、多分、見たことないんですが、いいデザインなんでしょうね。ただ、そこに魂が入っていないんですね。だから、魂を入れるのは

やはりセンターであり、その管轄官庁である法務省がしっかりやらないと駄目であると。

往々にしてそういうことができなくなるので、P D C Aサイクルみたいのをきちんと入れたような、組織の中に入れたような仕組みを作らないとなかなか難しいですよと。だから、その辺のところを考えていただければ有意義な事業ができるのではないかなと思っています。

熊谷委員（コーディネーター） これは先ほどの随契の話で、この財団と委託契約を結ぶときに、この財団からの発注案件について、その契約方法は国に倣うようにするとか、そういう取り決めはしていないんですか。

人権擁護局 今現在はしておりません。

熊谷委員（コーディネーター） していないんですね。

人権擁護局 はい。

中村委員 経費を見るとセンターの中に研究員として報酬を支払っている方がいらっしゃるようですが、役員の構成であるとか、常勤職員の方を含めて、それほどこのセンターがナショナルセンターとしての情報の発信源だとおっしゃっていたんですが、これは例えば、これらのメンバーが人権に関する学会とか、そういうところと関係をもって、正に今、国として人権啓発として何をやるべきなのかというようなことを、ある意味、自らお決めになるというか、あるいは提案ができるような組織なのかどうかということについては、いかがでしょうか。

人権擁護局 今現在、その常勤職員の方が、自身がいろいろな日ごろの業務の中で人権啓発に関する知見というものを培っていただいていると思っておりますけれども、やはりもっともっとそのレベルというのは上げる必要があると思っております。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、集計を報告いたします。

「人権関係情報提供活動等の充実強化」について。まず、事業の支出先及び使途の把握水準について、十分とされた方が2名、改善の余地ありとされた方は3名、不十分とされた方1名であります。見直しの余地については、一部改善が1名、抜本的改善が3名、廃止が1名、現状のままだが1名でありました。

この集計を踏まえて、官房長から取りまとめの最後のコメントをいただきます。

稲田官房長 ただいま御発表いただいたとおり、この場の評価結果といたしましては抜本的改善が多数を占めておりましたので、この事業につきましては抜本的改善といたします。

なお、ただいまいただきましたコメントでございますが、一つはまず、このセンターによる随意契約の中身がどうなっているのか。あるいは、なぜ随意契約なのか、一般競争入札を推進する必要があるのではないか。あるいは、別の問題といたしましては、事業の評価について、第三者評価の仕組みを設ける必要があるのではないかというコメント。さらには、真に国として実施すべきものを精査した上で必要不可欠なもののみ直接実施すればいいし、ナショナルセンターをうたうのであれば国に頼ることなく自立する道を取るべきで、いずれにしても、実施状況を厳格に見れば、ほとんど所期の目的を達成できていないのではないかなというようなコメントもございました。

以上のようなところでございまして、この評価結果を踏まえまして、抜本的改善という方向で、政務三役の指導を受けつつ事業の見直しを進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、ちょっと先ほど幾つかのまとめの中で十分申し上げられませんでしたでしたが、いずれに

つきましても改善等についての評価がございましたので、その評価につきましては申すまでもございせんが、政務三役に報告して、その指導を受けながら、いずれにつきましても事業の見直しを進めていくというふうにしたいと思っております。

熊谷委員（コーディネーター） これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

—了—